

熊本市公報

第 1 4 9 3 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

条 例

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（第 1 号）	2401
○熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（第 2 号）	2408
○熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（第 3 号）	2410
○熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（第 4 号）	2411
○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（第 5 号）	2413
○熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第 6 号）	2415
○熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（第 7 号）	2436
○熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（第 8 号）	2438
○熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（第 9 号）	2439
○熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（第 10 号）	2440
○熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（第 11 号）	2441
○熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（第 12 号）	2442
○熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例（第 13 号）	2443
○熊本市都市公園条例の一部を改正する条例（第 14 号）	2445
○熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第 15 号）	2447
○熊本市児童発達支援ルーム条例の一部を改正する条例（第 16 号）	2463
○熊本市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（第 17 号）	2464
○熊本市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第 18 号）	2465
○熊本市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第 19 号）	2467
○熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第 20 号）	2468
○熊本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（第 21 号）	2470
○熊本市環境影響評価条例（第 22 号）	2471
○熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第 23 号）	2501
○熊本市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例（第 24 号）	2503
○熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の一部を改正する条例（第 25 号）	2507
○熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び熊本市移動等円滑化のため に必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第 26 号）	2508
○熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第 27 号）	2509
○熊本市軌道条例の一部を改正する条例（第 28 号）	2511
○熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第 29 号）	2512
○熊本市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（第 30 号）	2513
○熊本市税条例の一部を改正する条例（第 31 号）	2515

規 則

○熊本市交通遺児援助金給付規則の一部を改正する規則（第 13 号）	2517
○熊本市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則（第 14 号）	2519
○熊本市農業委員会への事務委任規則の一部を改正する規則（第 15 号）	2520
○熊本市森林学習館条例施行規則を廃止する規則（第 16 号）	2521
○熊本市環境影響評価条例施行規則（第 17 号）	2522
○熊本市職員共済組合条例施行規則等を廃止する規則（第 18 号）	2620
○熊本市こども文化会館条例施行規則の一部を改正する規則（第 19 号）	2622
○熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（第 20 号）	2623
○熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 21 号）	2627
○熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を 改正する規則（第 22 号）	2628
○町内自治振興補助金交付規則及び熊本市防犯灯補助金交付規則を廃止する規則（第 23 号）	2629
○熊本市職員安全衛生規則の一部を改正する規則（第 24 号）	2630
○熊本市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則（第 25 号）	2632
○熊本市くまもと工芸会館条例施行規則の一部を改正する規則（第 26 号）	2633
○熊本市消防団員の階級及び服制に関する規則の一部を改正する規則（第 27 号）	2635
○熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 19 条の規定に基づく市長が 給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則（第 28 号）	2640
○熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を 改正する規則（第 29 号）	2641
○熊本市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則（第 30 号）	2642
○熊本市介護予防支援事業推進のための施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 31 号）	2643
○熊本市会計規則の一部を改正する規則（第 32 号）	2645
○熊本市食品交流会館条例施行規則の一部を改正する規則（第 33 号）	2647
○熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則（第 34 号）	2648
○熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則（第 35 号）	2650
○熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則（第 36 号）	2660
○熊本市旅館業法施行条例施行規則及び熊本市公衆浴場基準条例施行規則の一部を改正する規則 （第 37 号）	2662
○熊本市予算決算規則の一部を改正する規則（第 38 号）	2663
○熊本市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（第 39 号）	2664
○熊本市児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の措置に関する規則の一部を改正する規則（第 40 号）	2671
○熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（第 41 号）	2672
○熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則（第 42 号）	2673

訓 令

○熊本市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令（第 3 号）	2675
○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第 4 号）	2678
○熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第 5 号）	2683
○熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第 6 号）	2684

公 告

○熊本・山鹿地域広域鳥獣被害防止計画の変更に関する公告（第 313 号）	2687
--	------

条 例

条 例 第 1 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例の一部改正)

第 1 条 熊本市退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例（大正 1 4 年告示第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 号及び第 1 4 条第 2 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 2 1 条第 1 項第 2 号中「懲役若ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第 2 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 2 3 条第 2 号中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改める。

第 2 6 条第 1 項第 3 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 3 7 条第 1 項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第 2 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 4 0 条第 1 項第 2 号中「懲役若ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改める。

(熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和 3 9 年条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の一部改正)

第 3 条 熊本市消防団員の退職報償金に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(熊本市公害防止条例の一部改正)

第 4 条 熊本市公害防止条例（昭和 4 8 年条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「うえ」を「上」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第 6 条第 1 項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第 8 条第 2 項、第 1 3 条及び第 1 6 条中「あたって」を「当たって」に改める。

第 2 2 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第 2 3 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

（熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例等の一部改正）

第 5 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（1） 熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 2 6 号）

第 1 8 条

（2） 熊本市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 2 4 年条例第 4 0 号）第 2 4 条

（3） 熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例（平成 2 9 年条例第 7 0 号）第 1 2 条

（4） 熊本市公文書管理条例（令和 2 年条例第 6 0 号）第 4 9 条

（5） 個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年条例第 6 2 号）附則第 4 項及び第 5 項

（熊本市ラブホテル建築規制に関する条例の一部改正）

第 6 条 熊本市ラブホテル建築規制に関する条例（平成元年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「あたって」を「当たって」に改める。

第 6 条第 1 項中「立入り」を「立ち入り」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（熊本市屋外広告物条例の一部改正）

第 7 条 熊本市屋外広告物条例（平成 7 年条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 9 条第 5 項中「若しくは」を「又は」に改める。

第 5 5 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

第 8 条 熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成 1 5 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 項中「第 1 3 条の規定中」を「同条の規定中」に改める。

第 2 2 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（熊本市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第 9 条 熊本市心身障害者扶養共済制度条例（平成 2 3 年条例第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 5 項第 1 号中「前項の」を「同項の」に改める。

第 1 2 条第 2 号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「、刑」を「、その刑」に改める。

（熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正）

第 1 0 条 熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成 2 7 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 1 8 条第 4 項中「、第 7 条第 2 項」を「、同条第 2 項」に改める。

（熊本市職員共済組合条例及び熊本市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の廃止）

第 1 1 条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 熊本市職員共済組合条例（昭和 3 0 年条例第 2 7 号）

(2) 熊本市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和 3 5 年条例第 1 7 号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によ

ることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

6 第 1 1 条の規定による廃止前の熊本市職員共済組合条例の規定は、熊本市職員共済組合条例に規定する組合員であった者及びその遺族については、なおその効力を有する。

7 第 1 1 条の規定による廃止前の熊本市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の規定は、熊本市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例に規定する教育職員であった者及びその遺族については、なおその効力を有する。

（熊本市職員共済組合条例の規定による退職年金の額の改定に関する条例等の廃止）

8 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 熊本市職員共済組合条例の規定による退職年金の額の改定に関する条例(昭和 3 7 年条例第 2 1 号)

(2) 地方公務員共済組合法等の施行に伴う熊本市職員共済組合条例の規定による熊本市職員共済組合からの年金受給者の措置に関する条例（昭和 3 7 年条例第 3 8 号）

(3) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例(昭和 4 0

- 年条例第 4 1 号)
- (4) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例(昭和 4 2 年条例第 4 2 号)
- (5) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例(昭和 4 3 年条例第 3 9 号)
- (6) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例(昭和 4 5 年条例第 5 号)
- (7) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例(昭和 4 5 年条例第 3 5 号)
- (8) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例(昭和 4 6 年条例第 4 4 号)
- (9) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例(昭和 4 7 年条例第 3 6 号)
- (10) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例 (昭和 4 8 年条例第 5 0 号)
- (11) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例 (昭和 4 9 年条例第 5 2 号)
- (12) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例 (昭和 5 0 年条例第 5 5 号)
- (13) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例 (昭和 5 1 年条例第 5 5 号)
- (14) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例 (昭和 5 2 年条例第 4 5 号)
- (15) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例 (昭和 5 3 年条例第 3 3 号)
- (16) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例 (昭和 5 5 年条例第 5 号)
- (17) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例 (昭和 5 5 年条例第 2 5 号)
- (18) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例 (昭和

- 56 年条例第 28 号)
- (19) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例（昭和 57 年条例第 35 号）
- (20) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例（昭和 59 年条例第 35 号）
- (21) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例（昭和 60 年条例第 22 号）
- (22) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例（昭和 61 年条例第 29 号）
- (23) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例（昭和 62 年条例第 27 号）
- (24) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例（昭和 63 年条例第 30 号）
- (25) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例（平成元年条例第 39 号）
- (26) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例（平成 2 年条例第 42 号）
- (27) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例（平成 3 年条例第 42 号）
- (28) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例（平成 4 年条例第 53 号）
- (29) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例（平成 5 年条例第 32 号）
- (30) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例（平成 6 年条例第 27 号）
- (31) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例（平成 7 年条例第 52 号）
- (32) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例（平成 8 年条例第 29 号）
- (33) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例（平成 9

年条例第 4 0 号)

(34) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例（平成
1 0 年条例第 4 4 号)

(35) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例（平成
1 1 年条例第 3 1 号)

(36) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例（平成
1 2 年条例第 4 3 号)

条 例 第 2 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和 3 0 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 1 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 1 4 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第 1 3 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 1 4 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 1 5 条第 1 項第 1 号並びに第 1 7 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第 2 項中「附則別表第 1」を「附則別表」に改める。

附則第 9 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 3 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 1 4 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 1 5 条第 1 項第 1 号並びに第 1 7 条第 4 項の改正規定並びに附則第 3 項の規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例（次項において「新条例」という。）第 1 0 条第 1 1 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 1 5 項にお

いて準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した熊本市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であって令和7年4月1日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 3 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、令和7年6月1日以後の新条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第17条第4項並びに熊本市職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

条 例 第 3 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 3 項中「第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 2 9 項」を「第 6 1 条の 2 第 2 0 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 4 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 1 8 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 1 8 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 1 8 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 4 0 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 1 8 条の 3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 5 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成 1 9 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中 2 2 の項を削り、2 3 の項を 2 2 の項とし、2 4 の項から 4 3 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、4 4 の項を削り、4 5 の項を 4 3 の項とし、4 6 の項から 7 8 の項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表 7 9 の項中「熊本市第 7 次総合計画の評価・検証及び次期熊本市総合計画」を「本市の総合計画の評価・検証及び中間見直し並びに次期総合計画」に改め、同項を同表 7 7 の項とし、同表中 8 0 の項を 7 8 の項とし、8 1 の項を削り、8 2 の項を 7 9 の項とし、8 3 の項から 8 7 の項までを 3 項ずつ繰り上げ、8 8 の項を削り、8 9 の項を 8 5 の項とし、9 0 の項を 8 6 の項とし、9 1 の項を削り、9 2 の項を 8 7 の項とし、9 3 の項から 9 5 の項までを 5 項ずつ繰り上げ、9 6 の項を削り、同表に次のように加える。

9 1	庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）等検討委員会	現庁舎跡地の利活用、新庁舎と周辺の連携その他の（仮称）庁舎周辺まちづくりプランの策定及び新庁舎の整備に関し、必要な事項を審議する。
9 2	熊本市文化芸術推進会議	熊本市文化芸術推進基本計画の評価、進行管理及び中間見直し並びに次期計画の策定について、必要な事項を審議する。

別表 5 の表 5 の項中「熊本市国指定史跡保存活用計画策定委員会」を「熊本市国指定等文化財の保存活用計画策定委員会」に改め、「第 1 0 9 条第 1 項」を削り、「指定された史跡（塚原古墳群、池辺寺跡、西南戦争遺跡及び熊本城跡を除く。）」を「指

定され、又は登録された文化財（重要文化財熊本城及び特別史跡熊本城跡を除く。）」に改め、同表中 1 3 の項及び 1 4 の項を削り、1 5 の項を 1 3 の項とし、1 6 の項を 1 4 の項とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 6 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「3 0 9 , 2 0 0 円」を「3 1 0 , 0 0 0 円」に改める。

第 2 条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「（行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3 号給）」を削り、同条第 5 項を次のように改める。

5 次の各号に掲げる職員の第 3 項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

- (1) 5 5 歳（医療職員給料表の適用を受ける職員にあっては、5 7 歳）に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

第 7 条第 1 号中「厚生資金貸付に対する」を「貸付けに係る」に改める。

第 9 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第 1 項ただし書中「次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで」を「次項第 2 号から第 5 号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第 3 項において「扶養

親族たる父母等」に改め、同条第 2 項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円、扶養親族たる父母等」に改め、「前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円」を削り、同条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第 10 条を次のように改める。

第 10 条 削除

第 13 条第 1 項第 2 号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第 14 条第 1 項中「医療職員給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定める職に新たに採用された職員には、月額 310,000 円を、採用の日から 35 年以内」を「次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第 1 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 35 年以内、第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 15 年以内」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 医療職員給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 310,000 円
- (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 46,800 円

第 28 条第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 3 項中「に定める額」の次に「（前 2 項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に

100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第29条第2項中「、第10条、第11条(医療職員給料表の適用を受ける職員に係る部分に限る。)、第13条、第14条及び第18条」を「及び第14条」に改める。

第30条の2第3号及び第4号並びに第30条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別表第2から別表第4までを次のように改める。

別表第 2（第 3 条関係）

行政職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,100	230,400	263,000	299,100	318,300	353,900	449,600	501,900
	2	184,300	231,700	264,400	300,600	320,000	355,600	455,600	509,400
	3	185,500	233,000	265,900	302,200	321,800	357,200	461,700	515,100
	4	186,700	234,300	267,400	303,700	323,400	358,800	466,700	519,700
	5	187,900	235,600	269,100	305,100	325,000	360,700	470,900	523,500
	6	189,700	237,100	270,500	306,400	326,800	362,300	474,500	526,900
	7	191,400	238,600	271,700	307,900	328,500	363,800	477,500	529,900
	8	193,100	240,100	273,100	309,700	330,300	365,300	480,000	532,400
	9	194,900	241,800	274,200	311,100	331,900	366,500	482,000	534,400
	10	196,400	243,200	275,600	312,800	333,800	368,000		
	11	197,900	244,600	276,900	314,300	335,700	369,400		
	12	199,400	246,000	278,400	315,900	337,500	370,800		
	13	201,100	247,400	279,700	317,500	339,400	372,500		
	14	202,600	248,600	281,300	319,200	340,900	374,000		
	15	204,000	249,800	282,800	321,000	342,500	375,400		
	16	205,300	251,000	284,100	322,700	343,900	376,700		
	17	207,000	252,200	285,400	324,400	345,900	378,200		
	18	209,200	253,400	286,700	325,800	347,700	379,700		
	19	211,400	254,500	287,900	327,200	349,400	381,100		
	20	213,200	255,700	289,200	328,800	351,100	382,600		
	21	215,200	256,900	290,200	330,300	352,500	384,000		
	22	216,700	257,900	291,400	332,000	353,900	385,200		
	23	218,200	258,900	292,800	333,600	355,300	386,300		
	24	219,700	260,000	294,100	335,100	356,800	387,300		
	25	221,200	261,600	295,400	337,100	358,400	388,500		
	26	223,000	262,500	296,500	339,000	360,200	389,700		
	27	224,700	263,600	297,500	340,800	361,900	390,900		
	28	226,500	264,700	298,800	342,300	363,700	392,000		
	29	228,300	265,700	300,300	343,900	365,500	393,200		
	30	228,800	266,900	301,500	345,600	366,700	394,200		
	31	229,300	268,100	302,600	347,200	367,700	395,100		
	32	229,800	269,300	303,700	348,800	368,900	396,100		
	33	230,300	270,200	304,700	350,300	369,900	397,100		
	34	231,100	271,400	305,700	351,700	371,100	398,100		
	35	231,900	272,600	306,500	353,200	372,200	399,100		
	36	232,800	273,600	307,400	354,600	373,400	400,100		
	37	233,700	274,700	308,500	356,000	374,600	401,100		
	38	234,900	275,500	309,500	357,500	375,600	402,100		
	39	236,200	276,300	310,600	358,900	376,600	403,100		
	40	237,300	277,000	311,800	360,300	377,500	404,100		
	41	238,100	277,700	313,000	361,700	378,400	405,100		
	42	238,900	278,100	314,100	362,700	379,400	406,000		
	43	239,600	278,700	315,300	363,500	380,300	407,000		
	44	240,300	279,200	316,200	364,500	381,100	408,000		
	45	241,000	279,800	317,600	365,500	381,900	408,900		
	46	241,500	280,300	318,900	366,500	382,600	409,700		
	47	242,000	280,700	320,200	367,500	383,300	410,500		
	48	242,500	281,200	321,400	368,400	384,000	411,200		
	49	243,300	281,700	322,500	369,400	384,800	411,900		
	50	243,800	282,300	323,400	370,200	385,600	412,700		
	51	244,400	282,700	324,200	371,000	386,400	413,600		
	52	244,900	283,200	325,100	371,700	387,200	414,500		

	53	245, 400	283, 600	326, 100	372, 500	388, 000	415, 400		
	54	245, 700	284, 100	327, 200	373, 300	388, 700	416, 400		
	55	246, 100	284, 400	328, 300	374, 100	389, 500	417, 400		
	56	246, 400	284, 800	329, 400	374, 900	390, 200	418, 400		
	57	247, 200	285, 100	330, 600	375, 700	391, 000	419, 400		
	58	247, 500	285, 400	331, 400	376, 500	391, 800	420, 400		
	59	247, 900	285, 700	332, 100	377, 300	392, 600	421, 400		
	60	248, 200	286, 000	332, 900	378, 000	393, 300	422, 300		
	61	248, 500	286, 300	333, 600	378, 800	394, 100	423, 300		
	62	248, 800	286, 600	334, 400	379, 500	394, 900	424, 100		
	63	249, 200	286, 900	335, 100	380, 200	395, 700	424, 900		
	64	249, 600	287, 200	335, 800	381, 000	396, 500	425, 700		
	65	250, 000	287, 500	336, 600	381, 800	397, 200	426, 500		
	66	250, 500	287, 800	337, 400	382, 300	397, 700	427, 300		
	67	251, 000	288, 100	338, 200	382, 800	398, 200	428, 100		
	68	251, 300	288, 400	338, 900	383, 300	398, 700	428, 900		
	69	251, 600	288, 700	339, 700	383, 800	399, 200	429, 700		
	70	252, 100	289, 000	340, 200	384, 300	399, 700	430, 200		
	71	252, 700	289, 300	340, 700	384, 800	400, 200	430, 700		
	72	253, 000	289, 600	341, 200	385, 300	400, 600	431, 200		
	73	253, 300	289, 900	341, 700	385, 800	401, 100	431, 700		
	74	253, 700	290, 200	342, 200	386, 300	401, 600			
	75	254, 100	290, 500	342, 700	386, 800	402, 100			
	76	254, 600	290, 800	343, 100	387, 300	402, 600			
	77	255, 000	291, 100	343, 600	387, 800	403, 100			
	78	255, 300	291, 500	344, 100	388, 300	403, 600			
	79	255, 600	291, 900	344, 600	388, 800	404, 100			
	80	256, 000	292, 300	345, 100	389, 300	404, 600			
	81	256, 300	292, 700	345, 600	389, 800	405, 100			
	82	256, 600	293, 100	346, 100	390, 300	405, 600			
	83	256, 900	293, 500	346, 500	390, 800	406, 100			
	84	257, 200	293, 900	347, 000	391, 300	406, 600			
	85	257, 500	294, 300	347, 500	391, 800	407, 100			
	86	257, 800	294, 700	348, 000					
	87	258, 100	295, 100	348, 400					
	88	258, 400	295, 500	348, 900					
	89	258, 700	295, 900	349, 400					
	90	259, 000	296, 300	349, 900					
	91	259, 500	296, 700	350, 300					
	92	259, 900	297, 100	350, 800					
	93	260, 400	297, 500	351, 300					
	94		298, 000	351, 800					
	95		298, 500	352, 300					
	96		299, 000	352, 800					
	97		299, 400	353, 300					
	98		299, 900	353, 800					
	99		300, 400	354, 300					
	100		300, 900	354, 800					
	101		301, 400	355, 300					
	102		301, 900	355, 800					
	103		302, 300	356, 300					
	104		302, 800	356, 800					
	105		303, 200	357, 300					
	106		303, 700	357, 800					
	107		304, 100	358, 300					
	108		304, 600	358, 800					
	109		305, 100	359, 300					
	110		305, 600						

	111		306,100						
	112		306,600						
	113		307,100						
	114		307,600						
	115		308,100						
	116		308,600						
	117		309,100						
	118		309,600						
	119		310,100						
	120		310,600						
	121		311,100						
	122		311,600						
	123		312,100						
	124		312,600						
	125		313,100						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		194,600	218,100	261,900	281,700	296,600	324,000	387,900	440,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 3 （第 3 条関係）

消防職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,100	230,400	263,000	299,100	318,300	353,900	449,600	501,900
	2	184,300	231,700	264,400	300,600	320,000	355,600	455,600	509,400
	3	185,500	233,000	265,900	302,200	321,800	357,200	461,700	515,100
	4	186,700	234,300	267,400	303,700	323,400	358,800	466,700	519,700
	5	187,900	235,600	269,100	305,100	325,000	360,700	470,900	523,500
	6	189,700	237,100	270,500	306,400	326,800	362,300	474,500	526,900
	7	191,400	238,600	271,700	307,900	328,500	363,800	477,500	529,900
	8	193,100	240,100	273,100	309,700	330,300	365,300	480,000	532,400
	9	194,900	241,800	274,200	311,100	331,900	366,500	482,000	534,400
	10	196,400	243,200	275,600	312,800	333,800	368,000		
	11	197,900	244,600	276,900	314,300	335,700	369,400		
	12	199,400	246,000	278,400	315,900	337,500	370,800		
	13	201,100	247,400	279,700	317,500	339,400	372,500		
	14	202,600	248,600	281,300	319,200	340,900	374,000		
	15	204,000	249,800	282,800	321,000	342,500	375,400		
	16	205,300	251,000	284,100	322,700	343,900	376,700		
	17	207,000	252,200	285,400	324,400	345,900	378,200		
	18	209,200	253,400	286,700	325,800	347,700	379,700		
	19	211,400	254,500	287,900	327,200	349,400	381,100		
	20	213,200	255,700	289,200	328,800	351,100	382,600		
	21	215,200	256,900	290,200	330,300	352,500	384,000		
	22	216,700	257,900	291,400	332,000	353,900	385,200		
	23	218,200	258,900	292,800	333,600	355,300	386,300		
	24	219,700	260,000	294,100	335,100	356,800	387,300		
	25	221,200	261,600	295,400	337,100	358,400	388,500		
	26	223,000	262,500	296,500	339,000	360,200	389,700		
	27	224,700	263,600	297,500	340,800	361,900	390,900		
	28	226,500	264,700	298,800	342,300	363,700	392,000		
	29	228,300	265,700	300,300	343,900	365,500	393,200		
	30	228,800	266,900	301,500	345,600	366,700	394,200		
	31	229,300	268,100	302,600	347,200	367,700	395,100		
	32	229,800	269,300	303,700	348,800	368,900	396,100		
	33	230,300	270,200	304,700	350,300	369,900	397,100		
	34	231,100	271,400	305,700	351,700	371,100	398,100		
	35	231,900	272,600	306,500	353,200	372,200	399,100		
	36	232,800	273,600	307,400	354,600	373,400	400,100		
	37	233,700	274,700	308,500	356,000	374,600	401,100		
	38	234,900	275,500	309,500	357,500	375,600	402,100		
	39	236,200	276,300	310,600	358,900	376,600	403,100		
	40	237,300	277,000	311,800	360,300	377,500	404,100		
	41	238,100	277,700	313,000	361,700	378,400	405,100		
	42	238,900	278,100	314,100	362,700	379,400	406,000		
	43	239,600	278,700	315,300	363,500	380,300	407,000		
	44	240,300	279,200	316,200	364,500	381,100	408,000		
	45	241,000	279,800	317,600	365,500	381,900	408,900		
	46	241,500	280,300	318,900	366,500	382,600	409,700		
	47	242,000	280,700	320,200	367,500	383,300	410,500		
	48	242,500	281,200	321,400	368,400	384,000	411,200		
	49	243,300	281,700	322,500	369,400	384,800	411,900		
	50	243,800	282,300	323,400	370,200	385,600	412,700		
	51	244,400	282,700	324,200	371,000	386,400	413,600		

52	244, 900	283, 200	325, 100	371, 700	387, 200	414, 500
53	245, 400	283, 600	326, 100	372, 500	388, 000	415, 400
54	245, 700	284, 100	327, 200	373, 300	388, 700	416, 400
55	246, 100	284, 400	328, 300	374, 100	389, 500	417, 400
56	246, 400	284, 800	329, 400	374, 900	390, 200	418, 400
57	247, 200	285, 100	330, 600	375, 700	391, 000	419, 400
58	247, 500	285, 400	331, 400	376, 500	391, 800	420, 400
59	247, 900	285, 700	332, 100	377, 300	392, 600	421, 400
60	248, 200	286, 000	332, 900	378, 000	393, 300	422, 300
61	248, 500	286, 300	333, 600	378, 800	394, 100	423, 300
62	248, 800	286, 600	334, 400	379, 500	394, 900	424, 100
63	249, 200	286, 900	335, 100	380, 200	395, 700	424, 900
64	249, 600	287, 200	335, 800	381, 000	396, 500	425, 700
65	250, 000	287, 500	336, 600	381, 800	397, 200	426, 500
66	250, 500	287, 800	337, 400	382, 300	397, 700	427, 300
67	251, 000	288, 100	338, 200	382, 800	398, 200	428, 100
68	251, 300	288, 400	338, 900	383, 300	398, 700	428, 900
69	251, 600	288, 700	339, 700	383, 800	399, 200	429, 700
70	252, 100	289, 000	340, 200	384, 300	399, 700	430, 200
71	252, 700	289, 300	340, 700	384, 800	400, 200	430, 700
72	253, 000	289, 600	341, 200	385, 300	400, 600	431, 200
73	253, 300	289, 900	341, 700	385, 800	401, 100	431, 700
74	253, 700	290, 200	342, 200	386, 300	401, 600	
75	254, 100	290, 500	342, 700	386, 800	402, 100	
76	254, 600	290, 800	343, 100	387, 300	402, 600	
77	255, 000	291, 100	343, 600	387, 800	403, 100	
78	255, 300	291, 500	344, 100	388, 300	403, 600	
79	255, 600	291, 900	344, 600	388, 800	404, 100	
80	256, 000	292, 300	345, 100	389, 300	404, 600	
81	256, 300	292, 700	345, 600	389, 800	405, 100	
82	256, 600	293, 100	346, 100	390, 300	405, 600	
83	256, 900	293, 500	346, 500	390, 800	406, 100	
84	257, 200	293, 900	347, 000	391, 300	406, 600	
85	257, 500	294, 300	347, 500	391, 800	407, 100	
86	257, 800	294, 700	348, 000			
87	258, 100	295, 100	348, 400			
88	258, 400	295, 500	348, 900			
89	258, 700	295, 900	349, 400			
90	259, 000	296, 300	349, 900			
91	259, 500	296, 700	350, 300			
92	259, 900	297, 100	350, 800			
93	260, 400	297, 500	351, 300			
94		298, 000	351, 800			
95		298, 500	352, 300			
96		299, 000	352, 800			
97		299, 400	353, 300			
98		299, 900	353, 800			
99		300, 400	354, 300			
100		300, 900	354, 800			
101		301, 400	355, 300			
102		301, 900	355, 800			
103		302, 300	356, 300			
104		302, 800	356, 800			
105		303, 200	357, 300			
106		303, 700	357, 800			
107		304, 100	358, 300			
108		304, 600	358, 800			
109		305, 100	359, 300			

	110		305,600						
	111		306,100						
	112		306,600						
	113		307,100						
	114		307,600						
	115		308,100						
	116		308,600						
	117		309,100						
	118		309,600						
	119		310,100						
	120		310,600						
	121		311,100						
	122		311,600						
	123		312,100						
	124		312,600						
	125		313,100						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		194,600	218,100	261,900	281,700	296,600	324,000	387,900	440,000

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第 4（第 3 条関係）

医療職員給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
	2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
	3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	
	11	321,000	422,000	473,100		
	12	324,400	423,500	474,900		
	13	327,800	424,900	476,700		
	14	331,300	426,400	478,500		
	15	334,700	427,900	480,300		
	16	338,100	429,300	482,100		
	17	341,500	430,700	483,900		
	18	344,600	432,200	485,800		
	19	347,700	433,700	487,700		
	20	350,800	435,100	489,600		
	21	354,000	436,500	491,500		
	22	357,100	438,000	493,200		
	23	360,200	439,500	495,000		
	24	363,200	440,900	496,800		
	25	366,200	442,300	498,400		
	26	368,500	443,700	500,200		
	27	370,800	445,100	502,000		
	28	373,000	446,500	503,600		
	29	374,900	447,900	505,000		
	30	376,600	449,300	506,700		
	31	378,300	450,700	508,500		
	32	380,100	452,100	510,200		
	33	381,900	453,500	511,700		
	34	383,700	454,900	513,000		
	35	385,300	456,300	514,300		
	36	386,700	457,700	515,600		
	37	388,100	459,100	516,600		
	38	389,600	460,800	517,900		
	39	391,100	462,400	519,200		
	40	392,600	464,000	520,500		
	41	394,100	465,600	521,500		
	42	394,800	466,800	522,300		
	43	395,400	468,000	523,100		
	44	396,100	469,100	523,900		
	45	397,000	470,100	524,800		
	46	397,600	471,100	525,600		
	47	398,200	472,000	526,400		
	48	398,800	472,800	527,100		
	49	399,400	473,500	527,900		
	50	399,900	474,200	528,700		
	51	400,400	474,900	529,400		

	52	400,900	475,500	530,300		
	53	401,400	476,200	531,200		
	54	401,800	476,900	532,000		
	55	402,200	477,500	532,900		
	56	402,600	478,100	533,800		
	57	403,000	478,400	534,600		
	58	403,400	479,000	535,500		
	59	403,800	479,700	536,400		
	60	404,200	480,400	537,100		
	61	404,600	480,800	537,900		
	62	405,000	481,400	538,800		
	63	405,400	482,100	539,700		
	64	405,800	482,800	540,600		
	65	406,100	483,200	541,400		
	66		483,800	542,300		
	67		484,400	543,200		
	68		484,900	544,100		
	69		485,400	544,900		
	70		485,900	545,800		
	71		486,400	546,700		
	72		486,900	547,600		
	73		487,300	548,400		
	74		487,800			
	75		488,200			
	76		488,700			
	77		489,200			
	78		489,800			
	79		490,400			
	80		490,800			
	81		491,300			
	82		491,900			
	83		492,500			
	84		493,000			
	85		493,500			
	86					
	87					
	88					
	89					
	90					
	91					
	92					
	93					
	94					
	95					
	96					
	97					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

備考 この表は、保健所等の医師及び歯科医師に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 1 条の規定 公布の日
 - (2) 第 2 条中熊本市一般職の職員の給与に関する条例第 30 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 30 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の改正規定並びに附則第 7 項の規定 令和 7 年 6 月 1 日
- 2 第 1 条の規定による改正後の熊本市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 14 条第 1 項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日（次項において「適用日」という。）から適用する。ただし、熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 15 号。以下この項及び次項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第 6 条において改正後の条例第 14 条の規定を準用する場合又は会計年度任用職員給与条例第 8 条第 4 項第 2 号において改正後の条例第 14 条の規定により初任給調整手当の額を算定する場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日から適用する。
 - (1) 前項第 1 号に掲げる日（以下この項及び次項において「公布日」という。）に本市の会計年度任用職員として在職する者であって、会計年度任用職員給与条例第 7 条又は第 17 条の規定により令和 6 年 12 月に期末手当を支給されたものの任期の初日（公布日を含む任期の初日に限る。次号において同じ。）
 - (2) 公布日に本市の会計年度任用職員として在職する者であって、前号の期末手当を支給されていないもの 令和 6 年 12 月 1 日又は任期の初日のいずれか遅い日（給与の内払）
- 3 適用日から公布日の前日までの間において、第 1 条の規定による改正前の熊本市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の条例の規定による給与の内払と、前項ただし書の適用を受ける者に対して会計年度任用職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は公布日以後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（号給の切替え）
- 4 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において改正後の条例別表

第 2 から別表第 4 までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（経過措置）

- 6 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 2 条の規定による改正後の熊本市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「新条例」という。）第 9 条の規定の適用については、同条第 1 項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で
- る職員に対しては」と、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
- 「(5)
- (6)

重度心身障害者

と、同条

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

- 7 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、附則第 1 項第 2 号に掲げる日以後の新条例第 30 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 3 号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 8 附則第 2 項から第 6 項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 9 熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項を次のように改める。

- 8 改正後の条例第 4 条、第 9 条及び第 1 4 条の規定は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。

附則別表（附則第 4 項関係）

ア 行政職員給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	1	2
19	15	11	11	7	1	2
20	16	12	12	8	1	2
21	17	13	13	9	1	2
22	18	14	14	10	1	2
23	19	15	15	11	1	3
24	20	16	16	12	2	3
25	21	17	17	13	2	3
26	22	18	18	14	2	3
27	23	19	19	15	2	4
28	24	20	20	16	3	4

29	25	21	21	17	3	4
30	26	22	22	18	3	4
31	27	23	23	19	3	5
32	28	24	24	20	3	5
33	29	25	25	21	3	5
34	30	26	26	22	4	5
35	31	27	27	23	4	6
36	32	28	28	24	4	6
37	33	29	29	25	4	6
38	34	30	30	26	4	6
39	35	31	31	27	4	6
40	36	32	32	28	4	7
41	37	33	33	29	4	7
42	38	34	34	30	5	
43	39	35	35	31	5	
44	40	36	36	32	5	
45	41	37	37	33	5	
46	42	38	38	34		
47	43	39	39	35		
48	44	40	40	36		
49	45	41	41	37		
50	46	42	42	38		
51	47	43	43	39		
52	48	44	44	40		
53	49	45	45	41		
54	50	46	46	42		
55	51	47	47	43		
56	52	48	48	44		
57	53	49	49	45		
58	54	50	50	46		
59	55	51	51	47		
60	56	52	52	48		
61	57	53	53	49		
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		

77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

イ 消防職員給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1

8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	1	2
19	15	11	11	7	1	2
20	16	12	12	8	1	2
21	17	13	13	9	1	2
22	18	14	14	10	1	2
23	19	15	15	11	1	3
24	20	16	16	12	2	3
25	21	17	17	13	2	3
26	22	18	18	14	2	3
27	23	19	19	15	2	4
28	24	20	20	16	3	4
29	25	21	21	17	3	4
30	26	22	22	18	3	4
31	27	23	23	19	3	5
32	28	24	24	20	3	5
33	29	25	25	21	3	5
34	30	26	26	22	4	5
35	31	27	27	23	4	6
36	32	28	28	24	4	6
37	33	29	29	25	4	6
38	34	30	30	26	4	6
39	35	31	31	27	4	6
40	36	32	32	28	4	7
41	37	33	33	29	4	7
42	38	34	34	30	5	
43	39	35	35	31	5	
44	40	36	36	32	5	
45	41	37	37	33	5	
46	42	38	38	34		
47	43	39	39	35		
48	44	40	40	36		
49	45	41	41	37		
50	46	42	42	38		
51	47	43	43	39		
52	48	44	44	40		
53	49	45	45	41		
54	50	46	46	42		
55	51	47	47	43		

56	52	48	48	44		
57	53	49	49	45		
58	54	50	50	46		
59	55	51	51	47		
60	56	52	52	48		
61	57	53	53	49		
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					

104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

ウ 医療職員給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	
27	15	11	1	
28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	

35	23	19	1	
36	24	20	1	
37	25	21	1	
38	26	22	2	
39	27	23	2	
40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	
47	35	31	4	
48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	
53	41	37	5	
54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	
59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	
66	54	50		
67	55	51		
68	56	52		
69	57	53		
70	58	54		
71	59	55		
72	60	56		
73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		
76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		

83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			

条 例 第 7 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和 2 8 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 9 の項中

「

(6) 消防局に勤務する救急救命士が 救急救命に関する業務に直接従事 したとき。	1 当務につき 800 円（日勤者にあつ ては、勤務 1 日に つき 400 円）
--	--

」

を

「

(6) 消防局に勤務する救急救命士が 救急救命に関する業務に直接従事 したとき。	1 当務につき 800 円（日勤者にあつ ては、勤務 1 日に つき 400 円）
(7) 消防職員が消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 4 5 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊とし て災害が発生した市町村に出動し、	日額 2,160 円

同法第 4 4 条第 1 項に規定する消 防の応援等に直接従事したとき。	
---	--

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 8 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市長等の給与に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1, 1 9 3, 0 0 0 円」を「1, 2 0 7, 0 0 0 円」に、
「9 4 9, 0 0 0 円」を「9 6 0, 0 0 0 円」に、「6 9 2, 0 0 0 円」を
「7 0 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 9 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和 2 5 年告示
第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「8 2 2, 0 0 0 円」を「8 3 1, 0 0 0 円」に、「7 4 8, 0 0 0 円」
を「7 5 7, 0 0 0 円」に、「6 7 8, 0 0 0 円」を「6 8 6, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 10 号

令和 7 年 3 月 24 日

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表国民健康栄養調査員の項中「9, 730 円」を「10, 870 円」に、同表措置診察指定医の項中「13, 631 円」を「13, 877 円」に、同表精神科病院実地指導審査医の項中「24, 319 円」を「24, 773 円」に、同表自立支援医療費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳判定会委員の項中「12, 631 円」を「12, 877 円」に改め、同表環境紛争調整委員会委員の項の次に次のように加える。

環境影響評価審査会委員	日額 10, 000 円
-------------	--------------

別表投票所の投票管理者の項中「13, 000 円」を「14, 500 円」に、同表期日前投票所の投票管理者の項中「12, 000 円」を「12, 800 円」に、同表投票所の投票立会人の項中「12, 000 円」を「14, 000 円」に、同表期日前投票所の投票立会人の項中「10, 000 円」を「12, 000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 1 1 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和 4 1 年条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「7 0 7 , 0 0 0 円」を「7 1 5 , 0 0 0 円」に、「6 3 7 , 0 0 0 円」を「6 4 4 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 1 2 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市教育長の給与等に関する条例（平成 1 0 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「7 0 7 , 0 0 0 円」を「7 1 5 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 13 号

令和 7 年 3 月 24 日

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 19 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 2 項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第 3 項とする。

第 9 条第 1 項中「、第 10 条」を削り、「、第 21 条から第 24 条まで及び第 31 条」を「及び第 21 条から第 24 条まで」に改め、同条第 2 項中「第 2 条、第 5 条第 1 項、」を削り、「並びに第 30 条第 2 項」を「、第 30 条第 2 項並びに第 31 条第 2 項第 1 号」に改め、「、一般職給与条例第 2 条及び第 5 条第 1 項中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と」を削り、「とする」を「と、一般職給与条例第 31 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」とあるのは「100 分の 87.5」とする」に改める。

第 11 条第 1 項中「、第 8 条」を削り、同条第 2 項中「第 3 条、第 6 条第 1 項、」及び「、教育職給与条例第 3 条及び第 6 条第 1 項中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と」を削り、「教育職給与条例第 10 条第 1 項」を「教育職給与条例第 8 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」とあるのは「100 分の 87.5」と、教育職給与条例第 10 条第 1 項」に改める。

(熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令

和 6 年条例第 5 5 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1 0 0 分の 1 7 2 . 5」を「1 0 0 分の 9 5」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

条 例 第 1 4 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例

熊本市都市公園条例（昭和 5 2 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「ではない」を「でない」に改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 1 0 条関係）

(1) 許可を要する行為に係る使用料

行為の種類	単位	金額
行商その他これに類するもの	1 件 1 年につき	1 0, 3 2 0 円
業としての写真撮影	1 台 1 年につき	1 0, 3 2 0 円
バーベキュー等火気を使用するもの	1 区画 1 回につき	1, 0 0 0 円

備考

使用期間に 1 年未満の端数があるとき、又は全使用期間が 1 年未満のときは、月額をもって計算する。この場合において、1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算する。

(2) 熊本城公園における許可を要する行為に係る使用料

行為の種類		単位	金額
熊本城公園内の次の 区域における第 2 条 第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる行為	天守閣前広場	1 回につき	1, 0 0 0, 0 0 0 円
	平左衛門丸		5 0 0, 0 0 0 円
	天守閣内		3 0 0, 0 0 0 円
	特別見学通路		2 0 0, 0 0 0 円

	二の丸芝生広場	1 日につき	2, 0 0 0, 0 0 0 円
--	---------	--------	-------------------

備考

許可を受けた行為に係る準備又は撤収のためにのみ各区域を使用する場合の使用料の額は、当該区域に係る使用料の額の 5 割に相当する額とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 1 5 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 7 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「に勤務した」を「に勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 1 0 時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 3 項中「に定める額」の次に「（前 2 項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあってはその額に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額）」を加え、同項第 1 号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあっては、その額に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額）」を削る。

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条第 2 項第 1 号関係）

教育職員給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	319,700	384,500	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	386,000	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	387,400	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	388,800	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	390,200	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	391,700	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	393,200	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	394,600	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	395,900	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	397,400	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	398,900	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	400,400	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	401,800	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	403,300	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	404,800	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	406,300	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	407,700	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	409,300	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	410,900	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	412,400	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	413,600	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	415,000	
	23	244,500	282,500	356,100	416,400	
	24	245,800	284,600	357,600	417,700	
	25	247,000	286,600	359,100	419,300	
	26	248,200	288,500	360,700	420,700	
	27	249,400	290,400	362,300	422,000	
	28	250,600	292,200	363,800	423,400	
	29	251,700	294,000	365,300	424,800	
	30	252,900	295,900	366,900	426,100	
	31	254,100	297,700	368,500	427,600	
	32	255,300	299,400	370,000	429,100	
	33	256,400	301,100	371,500	430,700	
	34	257,700	302,900	373,100	432,100	

	35	259, 000	304, 600	374, 700	433, 700	
	36	260, 300	306, 200	376, 200	435, 200	
	37	261, 700	307, 800	377, 700	436, 900	
	38	263, 100	309, 500	379, 200	438, 400	
	39	264, 400	311, 300	380, 700	440, 000	
	40	265, 700	313, 000	382, 100	441, 600	
	41	267, 000	314, 300	383, 500	443, 100	
	42	268, 000	316, 200	385, 000	444, 600	
	43	269, 000	318, 000	386, 400	445, 800	
	44	269, 900	319, 700	387, 800	447, 000	
	45	270, 600	321, 400	389, 300	448, 200	
	46	271, 400	323, 300	390, 900	449, 500	
	47	272, 200	325, 000	392, 500	450, 700	
	48	273, 000	326, 700	393, 900	451, 900	
	49	273, 800	328, 400	395, 100	453, 000	
	50	274, 600	330, 200	396, 500	454, 200	
	51	275, 300	332, 000	397, 900	455, 400	
	52	276, 100	333, 700	399, 200	456, 600	
	53	276, 900	335, 400	400, 400	457, 800	
	54	277, 700	336, 700	401, 600	459, 000	
	55	278, 500	338, 000	402, 900	460, 200	
	56	279, 300	339, 300	404, 200	461, 400	
	57	280, 000	340, 800	405, 500	462, 500	
	58	280, 600	342, 400	406, 800	463, 100	
	59	281, 400	343, 900	408, 200	463, 600	
	60	282, 300	345, 500	409, 400	464, 100	
	61	283, 100	347, 000	410, 600	464, 600	
	62	283, 700	348, 600	412, 000		
	63	284, 500	350, 200	413, 400		
	64	285, 200	351, 700	414, 700		
	65	286, 200	353, 200	415, 900		
	66	287, 000	354, 800	417, 100		
	67	287, 800	356, 400	418, 400		
	68	288, 500	357, 900	419, 800		
	69	289, 200	359, 400	421, 100		
	70	290, 000	361, 000	422, 300		
	71	290, 800	362, 600	423, 300		
	72	291, 500	364, 100	424, 500		
	73	292, 200	365, 600	425, 700		
	74	292, 900	367, 200	426, 800		
	75	293, 600	368, 800	428, 000		

	76	294, 200	370, 300	429, 000	
	77	294, 800	371, 800	430, 100	
	78	295, 500	373, 200	431, 100	
	79	296, 200	374, 600	432, 100	
	80	296, 800	375, 900	433, 100	
	81	297, 400	377, 200	434, 000	
	82	298, 100	378, 600	434, 800	
	83	298, 800	380, 000	435, 600	
	84	299, 500	381, 300	436, 400	
	85	300, 200	382, 400	437, 100	
	86	301, 000	383, 800	437, 500	
	87	301, 700	385, 100	437, 900	
	88	302, 400	386, 400	438, 300	
	89	303, 100	387, 600	438, 700	
	90	304, 000	388, 900	439, 000	
	91	304, 800	390, 000	439, 300	
	92	305, 600	391, 200	439, 500	
	93	306, 100	392, 400	439, 800	
	94	306, 900	393, 500	440, 100	
	95	307, 700	394, 700	440, 400	
	96	308, 500	395, 900	440, 600	
	97	309, 200	397, 300	440, 800	
	98	310, 000	398, 300	441, 100	
	99	310, 800	399, 300	441, 400	
	100	311, 500	400, 300	441, 600	
	101	312, 300	401, 200	441, 800	
	102	313, 200	402, 200	442, 100	
	103	314, 100	403, 300	442, 400	
	104	314, 900	404, 400	442, 600	
	105	315, 500	405, 100	442, 800	
	106	316, 300	406, 000		
	107	317, 100	406, 900		
	108	317, 900	407, 800		
	109	318, 600	408, 600		
	110	319, 000	409, 400		
	111	319, 400	410, 200		
	112	319, 900	411, 000		
	113	320, 400	411, 600		
	114	320, 800	412, 300		
	115	321, 300	413, 000		
	116	321, 700	413, 700		

	117	322, 200	414, 300			
	118	322, 700	414, 800			
	119	323, 100	415, 200			
	120	323, 600	415, 500			
	121	324, 100	415, 800			
	122	324, 500	416, 100			
	123	325, 000	416, 400			
	124	325, 500	416, 600			
	125	326, 100	416, 800			
	126	326, 400	417, 100			
	127	326, 700	417, 400			
	128	327, 000	417, 600			
	129	327, 200	417, 800			
	130	327, 500	418, 100			
	131	327, 800	418, 400			
	132	328, 000	418, 600			
	133	328, 200	418, 800			
	134	328, 400	419, 100			
	135	328, 600	419, 400			
	136	328, 900	419, 600			
	137	329, 200	419, 800			
	138	329, 400	420, 100			
	139	329, 700	420, 400			
	140	330, 000	420, 600			
	141	330, 200	420, 800			
	142	330, 400	421, 100			
	143	330, 700	421, 400			
	144	330, 900	421, 600			
	145	331, 200	421, 800			
	146	331, 400				
	147	331, 700				
	148	332, 000				
	149	332, 200				
	150	332, 400				
	151	332, 700				
	152	333, 000				
	153	333, 200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 238, 500	円 279, 100	円 308, 200	円 344, 300	円 421, 900

備考 この表は、第 2 条第 4 号から第 6 号までに掲げる者に適用する。

別表第 3 (第 4 条第 2 項第 2 号関係)

教育職員給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	356,200	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	357,700	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	359,200	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	360,700	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	362,100	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	363,500	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	364,900	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	366,300	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	367,700	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	369,000	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	370,300	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	371,600	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	372,800	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	374,100	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	375,300	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	376,500	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	377,700	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	378,900	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	380,100	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	381,200	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	382,300	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	383,500	
	23	244,500	259,500	355,700	384,700	
	24	245,800	260,800	357,000	385,800	
	25	247,000	262,100	358,300	386,900	
	26	248,100	264,000	359,700	388,100	
	27	249,200	265,800	361,100	389,300	
	28	250,300	267,600	362,400	390,400	
	29	251,500	269,300	363,700	391,500	
	30	252,800	271,500	365,100	392,700	
	31	254,000	273,700	366,400	393,900	
	32	255,200	275,900	367,700	395,000	
	33	256,300	278,100	369,000	396,100	
	34	257,500	280,300	370,200	397,300	

	35	258,700	282,500	371,400	398,500	
	36	259,900	284,600	372,600	399,700	
	37	261,100	286,600	373,800	400,900	
	38	262,300	288,500	375,000	402,200	
	39	263,500	290,400	376,200	403,400	
	40	264,700	292,200	377,400	404,600	
	41	265,900	294,000	378,500	405,800	
	42	267,000	295,900	379,700	407,100	
	43	268,100	297,700	380,900	408,100	
	44	269,200	299,400	382,100	409,200	
	45	270,200	301,100	383,200	410,400	
	46	271,000	302,900	384,500	411,600	
	47	271,800	304,600	385,800	412,800	
	48	272,600	306,200	387,000	414,000	
	49	273,300	307,800	387,900	415,100	
	50	274,100	309,500	389,100	416,100	
	51	274,800	311,300	390,100	417,400	
	52	275,500	313,000	391,200	418,600	
	53	276,300	314,300	392,000	419,800	
	54	277,100	316,200	393,100	420,900	
	55	277,900	318,000	394,100	422,000	
	56	278,600	319,700	395,100	423,100	
	57	279,300	321,400	396,200	424,100	
	58	280,100	323,300	397,200	425,300	
	59	280,900	325,000	398,300	426,500	
	60	281,600	326,700	399,400	427,700	
	61	282,200	328,400	400,400	428,300	
	62	282,900	330,200	401,500	429,100	
	63	283,600	332,000	402,600	429,800	
	64	284,200	333,700	403,600	430,300	
	65	284,900	335,400	404,500	430,600	
	66	285,600	336,700	405,400	430,900	
	67	286,300	338,000	406,400	431,300	
	68	287,000	339,300	407,400	431,700	
	69	287,700	340,800	408,200	432,000	
	70	288,500	342,300	409,000	432,400	
	71	289,200	343,800	409,700	432,700	
	72	289,900	345,300	410,500	433,000	
	73	290,400	346,700	411,200	433,300	
	74	291,100	348,200	411,800	433,700	
	75	291,800	349,700	412,500	434,000	

	76	292, 400	351, 200	413, 200	434, 300	
	77	293, 000	352, 600	413, 800	434, 600	
	78	293, 700	354, 100	414, 500	434, 900	
	79	294, 300	355, 600	415, 000	435, 200	
	80	294, 900	357, 100	415, 600	435, 400	
	81	295, 500	358, 500	416, 000	435, 600	
	82	296, 100	359, 800	416, 400		
	83	296, 700	361, 100	416, 700		
	84	297, 300	362, 300	417, 000		
	85	297, 800	363, 500	417, 200		
	86	298, 300	364, 700	417, 500		
	87	298, 800	365, 900	417, 800		
	88	299, 300	367, 000	418, 000		
	89	299, 700	368, 100	418, 200		
	90	300, 300	369, 200	418, 500		
	91	300, 800	370, 300	418, 800		
	92	301, 300	371, 400	419, 000		
	93	301, 600	372, 500	419, 200		
	94	302, 100	373, 700	419, 500		
	95	302, 600	374, 800	419, 800		
	96	303, 000	375, 900	420, 000		
	97	303, 400	376, 900	420, 200		
	98	303, 900	377, 900	420, 500		
	99	304, 400	378, 800	420, 800		
	100	304, 800	379, 700	421, 000		
	101	305, 200	380, 500	421, 200		
	102	305, 600	381, 500	421, 500		
	103	306, 000	382, 400	421, 800		
	104	306, 300	383, 300	422, 000		
	105	306, 500	384, 100	422, 200		
	106	306, 800	385, 000			
	107	307, 100	385, 900			
	108	307, 300	386, 800			
	109	307, 500	387, 600			
	110	307, 700	388, 600			
	111	308, 000	389, 500			
	112	308, 300	390, 400			
	113	308, 500	391, 000			
	114	308, 700	391, 900			
	115	308, 900	392, 800			
	116	309, 200	393, 700			

	117	309, 500	394, 500		
	118	309, 700	395, 200		
	119	310, 000	396, 000		
	120	310, 300	396, 800		
	121	310, 500	397, 400		
	122	310, 700	398, 100		
	123	310, 900	398, 800		
	124	311, 200	399, 400		
	125	311, 500	400, 000		
	126		400, 700		
	127		401, 200		
	128		401, 800		
	129		402, 400		
	130		403, 000		
	131		403, 500		
	132		404, 000		
	133		404, 300		
	134		404, 600		
	135		404, 900		
	136		405, 200		
	137		405, 500		
	138		405, 800		
	139		406, 100		
	140		406, 400		
	141		406, 700		
	142		407, 000		
	143		407, 300		
	144		407, 600		
	145		407, 800		
	146		408, 100		
	147		408, 400		
	148		408, 600		
	149		408, 800		
	150		409, 100		
	151		409, 400		
	152		409, 600		
	153		409, 800		
	154		410, 100		
	155		410, 400		
	156		410, 600		
	157		410, 800		

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		229, 700	276, 000	303, 400	337, 500	411, 900

備考 この表は、第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 7 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の改正規定並びに附則第 4 項は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例別表第 2 及び別表第 3 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(経過措置)

- 4 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、令和 7 年 6 月 1 日以後の熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例第 7 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 3 号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 5 附則第 2 項及び第 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表 (附則第 2 項関係)

ア 教育職員給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20

37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		

85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

イ 教育職員給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1

12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	

60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		

108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

条 例 第 1 6 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

熊本市児童発達支援ルーム条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市児童発達支援ルーム条例の一部を改正する条例

熊本市児童発達支援ルーム条例（平成 2 5 年条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「その都度」を「支援サービスを受けた日の属する月の翌月の末日までに一括して」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 1 7 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

熊本市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

熊本市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成 2 6 年条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 1 3 条第 1 項」を「第 1 3 条」に改め、「第 3 0 条の 3」の次に「及び第 3 0 条の 1 3」を加え、「同項」を「法第 1 3 条」に改め、同条第 2 号中「第 3 0 条の 3」の次に「及び第 3 0 条の 1 3」を加え、同条第 3 号中「又は法第 2 4 条第 2 項」を「、法第 2 4 条第 2 項又は法第 3 0 条の 1 8 第 2 項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号の改正規定（「第 3 0 条の 3」の次に「及び第 3 0 条の 1 3」を加える部分を除く。）は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 18 号

令和 7 年 3 月 24 日

熊本市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）

第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 次条に定めるもののほか、法第 34 条の 16 第 1 項の規定により条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、府令に定める基準（府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

府令第 3 条第 1 項	その管理に属する法第 8 条 第 4 項に規定する市町村児 童福祉審議会を設置してい る場合にあってはその意見 を、その他の場合にあっては 児童の保護者その他児童福	熊本市社会福祉審議会条例 （平成 12 年条例第 33 号）第 1 条に規定する熊本 市社会福祉審議会
--------------	---	--

	社に係る当事者	
府令第 2 1 条第 2 号	又は	1 人につき 4. 9 5 平方メートル以上、
	1. 6 5 平方メートル	3. 3 平方メートル
府令第 2 1 条第 3 号	又は	1 人につき 4. 9 5 平方メートル以上、
府令第 2 5 条第 1 号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年条例第 1 0 5 号）
府令第 2 5 条第 2 号	認定こども園法第 3 条第 2 項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準	熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（平成 3 0 年条例第 6 0 号）
府令第 2 5 条第 3 号	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成 2 6 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号)	熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 6 3 号）
府令第 2 5 条第 4 号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号)	熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 6 1 号）

（暴力団員等の排除）

第 4 条 乳児等通園支援事業者及び乳児等通園支援事業所の管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 9 4 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者であってはならない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 19 号

令和 7 年 3 月 24 日

熊本市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）

第 12 条の 4 第 2 項の規定に基づき、児童を一時保護する施設（以下「一時保護施設」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(一時保護施設の設備及び運営に関する基準)

第 2 条 法第 12 条の 4 第 2 項の規定により条例で定める一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和 6 年内閣府令第 27 号。以下「府令」という。）に定める基準（府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 20 号

令和 7 年 3 月 24 日

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 20 年条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第 6 条第 1 項ただし書中「次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで」を「次項第 2 号から第 5 号まで」に改め、「又は」の次に「同条例」を加え、同条第 2 項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 10 条第 1 号中「同居していた配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 17 条第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 20 条を次のように改める。

第 20 条 削除

第 27 条第 1 項中「、第 7 条第 2 項、第 8 条、第 12 条」を削る。

第 28 条第 1 項中「、第 15 条及び第 19 条」を「及び第 15 条」に改める。

第 29 条第 1 項中「、第 17 条及び第 20 条」を「及び第 17 条」に改め、同条第 2 項中「第 20 条」を「第 17 条」に改める。

条 例 第 2 1 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

熊本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項第 2 号中「1 0 2 床」を「8 5 床」に、「3 9 床」を「2 5 床」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 22 号

令和 7 年 3 月 24 日

熊本市環境影響評価条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市環境影響評価条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 技術指針（第 4 条）

第 3 章 環境影響評価に関する手続等

第 1 節 配慮書の作成等（第 5 条—第 10 条）

第 2 節 対象事業に係る判定等（第 11 条・第 12 条）

第 3 節 方法書の作成等（第 13 条—第 19 条）

第 4 節 環境影響評価の実施等（第 20 条・第 21 条）

第 5 節 準備書の作成等（第 22 条—第 29 条）

第 6 節 評価書の作成等（第 30 条—第 33 条）

第 4 章 対象事業の内容の修正等（第 34 条—第 36 条）

第 5 章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第 37 条—第 43 条）

第 6 章 事後調査の実施等（第 44 条—第 46 条）

第 7 章 環境影響評価その他の手続の特例等

第 1 節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例（第 47 条・第 48 条）

第 2 節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続（第 49 条・第 50 条）

第 8 章 環境影響評価法との関係（第 51 条・第 52 条）

第 9 章 熊本市環境影響評価審査会（第 53 条）

第 10 章 雑則（第 54 条—第 61 条）

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うとともにその事業に係る事後調査を行うことが本市の良好な環境を持続可能なものとするために極めて重要であることに鑑み、環境影響評価及び事後調査について市等の責務を明らかにするとともに、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的かつ快適な生活に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境影響評価 事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置がとられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
- (2) 第 1 種事業 本市の区域内で行われる、別表に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次号において同じ。）、実施される地域等により環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。
- (3) 第 2 種事業 本市の区域内で行われる、別表に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であって、第 1 種事業に準じる規模を有するものとして規則で

定めるものをいう。

(4) 複合事業 本市の区域内で行われる、別表 5 の項、8 の項から 15 の項まで、19 の項及び 21 の項に掲げる事業の種類（同表 5 の項に掲げる事業の種類にあつては、規則で定める事業に限る。）のいずれかに該当する 2 以上の事業により構成される事業群（当該 2 以上の事業が相互に密接に関連して一体的に実施されるものとして規則で定める事業群に限る。）であつて、複合的な環境影響の程度が総体として著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。

(5) 対象事業 第 1 種事業、第 2 種事業又は複合事業をいう。

(6) 事業者 対象事業を実施しようとする者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をしようとする者）をいう。

(7) 事後調査 対象事業に係る工事等の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するために行う調査をいう。

（市、事業者及び市民の責務）

第 3 条 市、事業者及び市民は、事業の実施前における環境影響評価及び事業の実施以後における事後調査の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

第 2 章 技術指針

（技術指針）

第 4 条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続を適切に行うために必要な技術的な指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 次条に規定する計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する事項

(2) 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための事項

(3) 環境の保全のための措置に関する事項

(4) 事後調査の項目及び手法を選定するための事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の
手続を適切に行うために必要な事項

3 市長は、技術指針の内容について常に適切な科学的知見に基づく判断を加え、必要
な変更を行うものとする。

4 市長は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、熊本市環境影響評価審
査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

5 市長は、技術指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公示するもの
とする。

第 3 章 環境影響評価に関する手続等

第 1 節 配慮書の作成等

（計画段階配慮事項についての検討）

第 5 条 事業者は、対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施され
るべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定め
るところにより、当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」とい
う。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段
階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

（配慮書の作成）

第 6 条 事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲
げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなけ
ればならない。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地）

(2) 対象事業の目的及び内容

(3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況

(4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 相互に関連する 2 以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係
る事業者は、これらの対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

（配慮書の送付等）

第 7 条 事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に対し、当該配慮書及びその電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

（配慮書についての市長の意見等）

第 8 条 市長は、前条の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 前項の場合において、市長は、配慮書について審査会の意見を聴くものとする。

3 第 1 項の場合において、市長は、前項の規定による意見を勘案するものとする。

（配慮書についての意見の聴取）

第 9 条 事業者は、規則で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

（対象事業の廃止等）

第 10 条 事業者は、第 7 条の規定による公表を行ってから第 15 条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、市長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（1）対象事業を実施しないこととしたとき。

（2）第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

（3）対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第 3 号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第 2 節 対象事業に係る判定等

（対象事業に係る判定）

- 第 11 条 事業者は、第 7 条の規定による配慮書の送付を行ってから第 13 条第 1 項の規定による方法書の作成を行うまでの間において、この条例（第 3 章第 1 節、この条及び第 6 章を除く。以下この条において同じ。）の規定による環境影響評価その他の手続を行う必要があるかどうかについて市長の判定（以下この条、次条及び第 35 条において「判定」という。）を受けることができる。
- 2 前項の判定を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。この場合において、申請には、事後調査に係る計画に関する書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 相互に関連する 2 以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて判定を受けることができる。
- 4 事業者は、第 9 条の規定にかかわらず、判定を受けようとする場合は、規則で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めなければならない。
- 5 市長は、第 2 項の規定による申請があったときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについて、審査会の意見を聴くものとする。
- 6 市長は、前項の規定による意見が述べられたときはこれを勘案して、規則で定めるところにより、規則で定める期間内に、第 2 項の規定による申請に係る判定を行い、当該対象事業による環境影響の程度に応じ、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
- (1) この条例の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、事業者に通知すること。
- (2) この条例の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、事業者に通知すること。
- 7 市長は、前項の規定による措置を行った場合は、当該措置に係る判定の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 8 第 2 項の規定による申請をした者であって第 6 項第 1 号の措置が採られたものが当該事業の規模又は事業実施想定区域を変更して当該事業を実施しようとする場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、その者は、当該変更後の事業について、第 2 項の規定による申請をすることができる。この場合において、

第 3 項から前項までの規定は、当該申請について準用する。

- 9 事業者は、第 6 項第 2 号（前項及び第 3 5 条第 2 項の規定において準用する場合を含む。）の措置が採られた場合において、配慮書の内容を踏まえるとともに、第 8 条第 1 項の意見が述べられたときはこれを勘案して、当該事業の実施に関し環境の保全についての適正な配慮をするものとする。

（説明会の開催等）

第 1 2 条 判定を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、対象事業が事業実施想定区域において実施されると想定した場合における当該対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、配慮書の案又は配慮書の記載事項を周知させるための説明会（以下「配慮書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に配慮書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の場所において開催することができる。

- 2 事業者は、配慮書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを配慮書説明会の開催を予定する日の 1 週間前までに公告しなければならない。

- 3 事業者は、前項の規定による公告に加え、その他の方法により第 1 項に規定する地域内に居住する者に配慮書説明会の開催の日時及び場所について周知するよう努めなければならない。

- 4 事業者は、配慮書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、市長の意見を聴くことができる。

- 5 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第 2 項の規定による公告をした配慮書説明会を開催することができない場合には、当該配慮書説明会を開催することを要しない。

- 6 前各項に定めるもののほか、配慮書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第 3 節 方法書の作成等

（方法書の作成）

第 1 3 条 事業者（第 1 1 条第 6 項第 2 号（同条第 8 項及び第 3 5 条第 2 項の規定において準用する場合を含む。）の措置が採られた事業者を除く。以下この節から第 5 章までにおいて同じ。）は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏

まえるとともに、第 8 条第 1 項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第 5 条の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項（配慮書を作成していない場合においては、第 4 号から第 6 号までに掲げる事項を除く。）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況
- (4) 第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる事項
- (5) 第 8 条第 1 項の意見
- (6) 前号の意見についての事業者の見解
- (7) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 相互に関連する 2 以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。
- （方法書の送付）

第 14 条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、市長に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）並びにこれらの電磁的記録を送付しなければならない。

（方法書についての公告、縦覧及び公表）

第 15 条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して 1 月間、方法書及び要約書を当該対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第 16 条 事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、同条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の 1 週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、市長の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第 2 項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出)

第 17 条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第 15 条の公告の日から、同条に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見の概要の送付)

第 18 条 事業者は、前条第 1 項に規定する期間を経過した後、市長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

(方法書についての市長の意見等)

第 19 条 市長は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、方法書について審査会の意見を聴くものとする。

3 第 1 項の場合において、市長は、前項の規定による意見を勘案するとともに、前

条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

第 4 節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第 20 条 事業者は、前条第 1 項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第 17 条第 1 項の意見に配慮して第 13 条第 1 項第 7 号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第 21 条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第 5 節 準備書の作成等

(準備書の作成)

第 22 条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第 13 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項
- (2) 第 17 条第 1 項の意見の概要
- (3) 第 19 条第 1 項の市長の意見
- (4) 前 2 号の意見についての事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

イ 環境の保全のための措置（当該措置をとることとすに至った検討の状況を含む。）

ウ 事後調査の内容

エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

- (7) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏

名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第 13 条第 2 項の規定は、準備書の作成について準用する。

（準備書の送付等）

第 23 条 事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、市長に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）並びにこれらの電磁的記録を送付しなければならない。

（準備書についての公告、縦覧及び公表）

第 24 条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して 1 月間、準備書及び要約書を当該対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域（第 17 条第 1 項及び第 19 条第 1 項の意見並びに第 21 条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第 15 条に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（説明会の開催等）

第 25 条 事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第 16 条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第 4 項中「第 2 項」とあるのは「第 25 条第 2 項において準用する第 2 項」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「第 25 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する前 3 項」と読み替えるものとする。

（準備書についての意見書の提出）

第 2 6 条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第 2 4 条の公告の日から、同条に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第 2 7 条 事業者は、前条第 1 項に規定する期間を経過した後、市長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(公聴会の開催)

第 2 8 条 市長は、前条の書類の送付を受けた後、次条第 1 項の意見を述べるために必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催し、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くことができる。

2 市長は、前項の公聴会を開催したときは、速やかに、当該公聴会において述べられた意見の概要を記載した書類を作成し、事業者に送付するものとする。

(準備書についての市長の意見等)

第 2 9 条 市長は、第 2 7 条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、準備書について審査会の意見を聴くものとする。

3 第 1 項の場合において、市長は、前項の規定による意見を勘案するとともに、第 2 7 条の書類に記載された意見及び事業者の見解並びに前条第 1 項の公聴会において述べられた意見に配慮するものとする。

第 6 節 評価書の作成等

(評価書の作成)

第 3 0 条 事業者は、前条第 1 項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第 2 6 条第 1 項の意見及び第 2 8 条第 2 項の書類に記載された意見に配慮して、準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置を採らなければならない。ただし、当該修正後の事業について、第 3 5 条第 2 項の規定において準用する第 1 1 条第 6 項第 2 号

の措置が採られた場合は、この限りでない。

(1) 第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 同条から第 32 条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

(2) 第 13 条第 1 項第 1 号又は第 22 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで若しくは第 7 号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 次項、次条及び第 32 条の規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

(3) 前 2 号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第 1 号に該当する場合を除き、同項第 3 号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を、規則で定めるところにより作成しなければならない。

- (1) 第 22 条第 1 項各号に掲げる事項
 - (2) 第 26 条第 1 項の意見の概要
 - (3) 第 29 条第 1 項の市長の意見
 - (4) 前 2 号の意見についての事業者の見解
 - (5) 準備書の内容を修正した場合には、その概要及び理由
- （評価書の送付）

第 31 条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に対し、評価書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）並びにこれらの電磁的記録を送付しなければならない。

（評価書についての公告、縦覧及び公表）

第 32 条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して 1 月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（評価書の内容についての措置要請等）

第 3 3 条 市長は、第 3 1 条の規定による評価書の送付があった場合において、評価書の内容について環境の保全上必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

2 市長は、前項の措置をとることを求めた場合は、その旨を第 4 1 条に規定する権限を有する者に通知するものとする。

第 4 章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第 3 4 条 事業者は、第 1 5 条の規定による公告を行ってから第 3 2 条の規定による公告を行うまでの間に第 1 3 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を修正しようとする場合(第 3 0 条第 1 項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第 1 3 条から第 3 2 条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当し、又は当該修正後の事業について、次条第 2 項の規定において準用する第 1 1 条第 6 項第 2 号の措置が採られた場合は、この限りでない。

(事業内容の修正の場合の対象事業に係る判定)

第 3 5 条 事業者は、第 1 5 条の規定による公告を行ってから第 3 2 条の規定による公告を行うまでの間に第 1 3 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第 1 1 条の例により判定を受けることができる。

2 第 1 1 条第 5 項から第 7 項までの規定は、前項の規定による判定について準用する。この場合において、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するときは、同条第 6 項第 1 号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続(当該申請の時までに行ったものを除く。)」と読み替えるものとする。

(対象事業の廃止等)

第 3 6 条 事業者は、第 1 5 条の規定による公告を行ってから第 3 2 条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、市長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。
- (2) 第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。
- (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

- 2 前項第 3 号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第 5 章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(対象事業の実施の制限)

- 第 37 条 事業者は、第 32 条の規定による公告を行うまでは、対象事業（第 30 条第 1 項又は第 34 条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。

- 2 事業者は、第 32 条の規定による公告を行った後に第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当するときは、前 2 章の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

- 3 第 1 項の規定は、第 32 条の規定による公告を行った後に第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）について準用する。この場合において、第 1 項中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

- 4 事業者は、第 32 条の規定による公告を行った後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところによりその旨を公告しなければならない。この場合において、前条第 2 項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

- 第 38 条 事業者は、第 32 条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施におい

て環境の保全上の適切な配慮をするために第 22 条第 1 項第 5 号又は第 6 号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第 13 条から第 32 条まで又は第 20 条から第 32 条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

3 第 33 条から前条までの規定は、第 1 項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第 1 項中「公告」とあるのは、「公告（次条第 1 項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

（評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施の要請）

第 39 条 市長は、事業者が第 32 条の規定による公告（同条の規定による公告を行った後に、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経たときは、当該手続後に行う公告）を行ってから対象事業に係る工事に着手しないで 5 年以上を経過した場合において、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適切な配慮をするために第 22 条第 1 項第 5 号又は第 6 号に掲げる事項が変更されるべきであると認めるときは、当該事業者に対して、更に第 13 条から第 32 条まで又は第 20 条から第 32 条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うよう求めることができる。

（免許等に係る環境の保全の配慮についての審査）

第 40 条 市長は、法令（条例を含む。以下同じ。）の規定であって規則で定めるものに基づき、対象事業に係る免許、特許、許可、認可又は承認（以下「免許等」という。）の審査を行うに際し、評価書の内容等に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

2 前項の場合において、市長は、免許等に係る法令の規定及び免許等の基準に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて、免許等をするかどうか又はどのような条件を付するかを判断するものとする。

3 前 2 項の規定は、法令の規定であって規則で定めるものに基づき、市長が対象事

業に係る届出（法令の規定において、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。）を審査し、当該勧告又は命令をするかどうかを判断する場合について準用する。

- 4 市長は、第 1 項（前項において準用する場合を含む。）の場合のほか、対象事業に係る免許等を行う場合又は特定届出を受理した場合においては、当該免許等又は特定届出に係る法令の規定に反しない限りにおいて、評価書の内容等に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査するものとする。

（市長以外の免許等の権限を有する者に対する環境保全に関する配慮要請）

第 4 1 条 市長は、対象事業に係る免許等又は特定届出の受理の権限を有する者が市長以外の者であるときは、当該権限を有する者に対して、評価書を送付し、当該免許等又は当該特定届出に係る事項の審査に際し、当該評価書の内容等に基づいて、環境の保全の見地から適正な配慮がなされることを確保されるよう要請するものとする。

（事業者の環境の保全の配慮）

第 4 2 条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

（工事着手等の届出）

第 4 3 条 事業者は、対象事業に係る工事に着手したとき、及び当該工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を書面で市長に届け出るものとする。

第 6 章 事後調査の実施等

（事後調査の実施等）

第 4 4 条 事業者は、対象事業に係る工事に着手した後、評価書（第 1 1 条第 6 項第 2 号（同条第 8 項及び第 3 5 条第 2 項の規定において準用する場合を含む。）の措置が採られた事業者にあつては、第 1 1 条第 2 項に規定する事後調査に係る計画に関する書類）に記載された事後調査を実施し、その結果について規則で定める事項を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）及びその電磁的記録を作成し、市長に送付しなければならない。

- 2 市長は、事後調査報告書の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、事業者から事後調査報告書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して 1 月間、事後調査報告書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(環境の保全上の措置の実施の要請)

第 4 5 条 市長は、前条第 1 項の規定による事後調査報告書の送付を受けた場合において、その内容を検討し、環境の保全のための措置をとる必要があると認めるときは、事業者に対し、当該措置をとるよう求めることができる。

- 2 前項の場合において、市長は、必要に応じて審査会の意見を聴くことができる。

(申出事業)

第 4 6 条 別表に掲げる事業のうち、対象事業に該当しない事業であつて、当該事業を実施しようとする者がこの条例の規定（第 1 1 条を除く。）による環境影響評価及び事後調査その他の手続の実施を規則で定めるところにより書面で市長に申し出たもの（以下「申出事業」という。）については、この条例中対象事業に関する規定（第 1 1 条を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「申出事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者）」と読み替えるものとする。

- 2 申出事業を実施しようとする者は、環境影響評価及び事後調査その他の手続を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に書面により申し出るとともに、その旨を公告しなければならない。

第 7 章 環境影響評価その他の手続の特例等

第 1 節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

(都市計画に定められる対象事業等に関する特例)

第 4 7 条 対象事業が都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第 5 項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第 5 条から第 4 2 条までの規定により事業者が行うべき環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号。以下「法」

という。) 第 38 条の 6 第 1 項に規定する都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)が当該対象事業に係る事業者に代わる者として規則で定めるところにより当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。この場合において、第 6 条第 2 項、第 10 条第 1 項第 3 号及び第 2 項、第 11 条第 3 項、第 13 条第 2 項、第 22 条第 2 項並びに第 36 条第 1 項第 3 号及び第 2 項の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第 5 条から第 42 条までの規定に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。

(事業者の協力)

第 48 条 前条の規定により都市計画の決定又は変更をする手続と併せて環境影響評価その他の手続を行う者(以下「評価実施者」という。)は、事業者に対し、同条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

- 2 事業者は、評価実施者から要請があったときは、その要請に応じ、必要な環境影響評価を行うものとする。

第 2 節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続

(用語の定義)

第 49 条 この節において「港湾環境影響評価」とは、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 2 項に規定する重要港湾に係る同法第 3 条の 3 第 1 項に規定する港湾計画(以下「港湾計画」という。)に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全(以下「港湾開発等」という。)が環境に及ぼす影響(以下「港湾環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置がとられた場合における港湾環境影響を総合的に評価することをいう。

(港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続)

第 50 条 港湾法第 2 条第 1 項の港湾管理者(以下「港湾管理者」という。)は、港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更のうち、規模の大きい埋立てに係るものであることその他の規則で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該決定又は変更に係る港湾計画(法第 48 条第 1 項の対象港湾計画を除く。以下

「対象港湾計画」という。) について、次項及び第 3 項に定めるところにより、港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない。

2 第 3 章第 4 節から第 6 章まで（第 2 2 条第 1 項第 4 号及び第 2 項、第 3 0 条第 1 項ただし書、第 3 5 条、第 3 6 条第 1 項第 3 号及び第 2 項、第 3 7 条第 4 項、第 3 8 条から第 4 3 条まで並びに第 4 6 条を除く。）の規定は、前項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 港湾管理者は、対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を行う場合には、前項において準用する第 3 0 条第 2 項の評価書に記載されているところにより、当該対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響について配慮し、環境の保全が図られるようにするものとする。

第 8 章 環境影響評価法との関係

（法の規定による計画段階配慮事項の検討その他の手続を行う者に対する適用除外等）

第 5 1 条 法第 2 章第 1 節の規定による計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う者については、第 3 章第 1 節（第 8 条を除く。）の規定は、適用しない。

2 前項に規定する者に対する第 8 条の規定の適用については、同条第 1 項中「前条の規定による送付を受けたとき」とあるのは「法第 3 条の 7 第 1 項の規定により意見を求められたとき」と、「事業者」とあるのは「同項の規定により意見を求めた者」と、「配慮書」とあるのは「法第 3 条の 3 第 1 項に規定する配慮書（以下この条において「配慮書」という。）」とする。

3 市長は、法第 3 条の 9 第 1 項（法第 3 条の 1 0 第 2 項の規定により適用される場合を含む。）の規定による公表（法第 3 条の 9 第 1 項第 2 号の場合に係るものに限る。）又は法第 4 条第 3 項第 2 号の措置が行われた場合において、当該公表又は措置に係る事業が対象事業に該当するときは、この条例の規定に相当する法の規定により行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続を、この条例の規定により行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続とみなすことができる。

4 前項の規定は、法第 3 8 条の 6 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 3 条の 9 第 1 項（法第 3 8 条の 6 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 3 条の 1 0 第 2 項の規定により適用される場合を含む。）の規定による公表（法第 3 条

の 9 第 1 項第 2 号（法第 3 8 条の 6 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 3 条の 1 0 第 2 項の規定により適用される場合を含む。）の場合に係るものに限る。）又は法第 3 8 条の 6 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 4 条第 3 項第 2 号の措置が行われた場合について準用する。

（法の規定による環境影響評価その他の手続を行う者に対する適用除外等）

第 5 2 条 法第 2 条第 4 項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）を実施するため法第 3 章から第 8 章までの規定による環境影響評価その他の手続を行う者については、第 3 章第 2 節から第 6 節まで（第 1 9 条第 2 項、第 2 8 条及び第 2 9 条第 2 項を除く。）、第 4 章から第 6 章まで（第 4 3 条、第 4 4 条第 1 項及び第 4 5 条を除く。）及び第 5 5 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定は、適用しない。

2 前項に規定する者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 9 条 第 2 項	前項の	法第 1 0 条第 2 項又は第 4 項 の規定により意見を述べる
	方法書	法第 5 条第 1 項の方法書
第 2 8 条 第 1 項	前条	法第 1 9 条
	次条第 1 項	法第 2 0 条第 2 項又は第 4 項
	準備書	法第 1 4 条第 1 項の準備書
第 2 8 条 第 2 項	事業者	法第 2 条第 5 項の事業者（以下 「法の事業者」という。）
第 2 9 条 第 2 項	前項の	法第 2 0 条第 2 項又は第 4 項 の規定により意見を述べる
	準備書	法第 1 4 条第 1 項の準備書
第 4 3 条	事業者	法の事業者
	対象事業	法対象事業
第 4 4 条 の見出し	事後調査の実施等	法の報告書の送付
第 4 4 条 第 1 項	事業者は	法の事業者は
	対象事業に係る工事に着手した	法第 3 8 条の 2 第 1 項に規定

	後、評価書（第 11 条第 6 項第 2 号（同条第 8 項及び第 35 条第 2 項の規定において準用する場合を含む。）の措置が採られた事業者にあつては、第 11 条第 2 項に規定する事後調査に係る計画に関する書類）に記載された事後調査を実施し、その結果について規則で定める事項を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）及びその電磁的記録を作成し、	する報告書（以下「法の報告書」という。）を作成したときは、法の報告書及びその電磁的記録を
第 45 条 第 1 項	前条第 1 項	第 52 条第 2 項の規定により読み替えて適用される第 44 条第 1 項
	事後調査報告書	法の報告書
	事業者	法の事業者
第 54 条 第 1 項	事業者	法の事業者
	対象事業	法対象事業
	環境影響評価及び事後調査	環境影響評価
第 54 条 第 2 項	事業者	法の事業者
	事業実施想定区域又は対象事業実施区域	法第 3 条の 2 第 1 項に規定する事業実施想定区域又は法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する対象事業実施区域
	対象事業	法対象事業
	環境影響評価及び事後調査	環境影響評価
第 55 条 第 1 項	事業者	法の事業者
第 55 条	環境影響評価及び事後調査	環境影響評価

第 1 項第 1 号		
第 5 5 条 第 1 項第 5 号	事後調査報告書	法の報告書
第 5 5 条 第 1 項第 6 号	第 4 5 条第 1 項	第 5 2 条第 2 項の規定により 読み替えて適用される第 4 5 条第 1 項
第 5 5 条 第 1 項第 7 号	前条第 1 項	第 5 2 条第 2 項の規定により 読み替えて適用される第 5 4 条第 1 項
第 5 5 条 第 1 項第 8 号	前条第 2 項	第 5 2 条第 2 項の規定により 読み替えて適用される第 5 4 条第 2 項

- 3 第 2 8 条及び第 2 9 条第 2 項の規定は、法第 4 8 条第 1 項に規定する対象港湾計画（以下「法対象港湾計画」という。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 8 条 第 1 項	前条	法第 4 8 条第 2 項において準 用する法第 1 9 条
	次条第 1 項	法第 4 8 条第 2 項において準 用する法第 2 0 条第 2 項又は 第 4 項
	準備書	法第 4 8 条第 2 項において準 用する法第 1 4 条第 1 項の準 備書
第 2 8 条 第 2 項	事業者	法第 4 8 条第 1 項の港湾管理 者
第 2 9 条	前項の	法第 4 8 条第 2 項において準

第 2 項		用する法第 2 0 条第 2 項又は第 4 項の規定により意見を述べる
	準備書	法第 4 8 条第 2 項において準用する法第 1 4 条第 1 項の準備書

4 市長は、第 1 項に規定する者が法第 2 9 条第 3 項の規定による公告又は法第 3 0 条第 1 項の規定による公告（同項第 2 号の場合に係るものに限る。）を行った場合において、当該事業が対象事業に該当するときは、この条例の規定に相当する法の規定により行われた環境影響評価その他の手続を、この条例の規定により行われた環境影響評価その他の手続とみなすことができる。

5 前項の規定は、都市計画決定権者が法第 4 0 条第 2 項の規定により読み替えて適用される法第 2 9 条第 3 項の規定による公告又は法第 3 0 条第 1 項の規定による公告（同項第 2 号の場合に係るものに限る。）を行った場合について準用する。

6 第 4 項の規定は、港湾管理者が法第 4 8 条第 2 項において準用する法第 3 0 条第 1 項の規定による公告（同項第 2 号の場合に係るものに限る。）を行った場合について準用する。この場合において、「当該事業が対象事業に」とあるのは「当該港湾計画が対象港湾計画に」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と読み替えるものとする。

第 9 章 熊本市環境影響評価審査会

（熊本市環境影響評価審査会）

第 5 3 条 環境影響評価、事後調査その他の手続に係る技術的な事項を調査審議するため、審査会を置く。

2 審査会は、委員 2 0 人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審査会は、必要に応じて、委員以外の者の意見を聴くことができる。

- 7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 10 章 雑則

(報告の徴収及び立入調査)

- 第 54 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者の事務所、事業実施想定区域又は対象事業実施区域その他市長が必要と認める場所に立ち入り、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続の実施状況を調査させることができる。

- 3 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告及び公表)

- 第 55 条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

- (1) この条例の規定に違反して環境影響評価及び事後調査その他の手続を実施しないとき。
 - (2) 虚偽の記載をした配慮書、方法書、準備書及び評価書を送付したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により第 11 条第 1 項(第 35 条第 1 項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に規定する判定を受けたとき。
 - (4) 第 37 条第 1 項(同条第 3 項及び第 38 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定に違反して対象事業を実施したとき。
 - (5) 虚偽の記載をした事後調査報告書を送付したとき。
 - (6) 第 45 条第 1 項の規定による必要な措置をとらなかったとき。
 - (7) 前条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (8) 前条第 2 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べ

る機会を与えなければならない。

(市との連携)

第 5 6 条 事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、市と密接に連絡し、必要があると認めるときは市に協力を求めることができる。

(熊本県及び近隣地方公共団体との協議)

第 5 7 条 市長は、第 1 2 条第 1 項及び第 1 5 条に規定する地域に熊本市の区域に属しない地域が含まれているときは、当該対象事業に関する環境影響評価及び事後調査その他の手続に関して、熊本県知事及び当該地域を管轄する地方公共団体の長と協議するものとする。

(熊本県環境影響評価条例との関係)

第 5 8 条 熊本県環境影響評価条例(平成 1 2 年熊本県条例第 6 1 号。以下「県条例」という。)の適用を受ける対象事業について、事業者が、この条例の規定に相当する県条例の規定により、環境影響評価、事後調査その他の手続を行ったときは、この条例による手続を経たものとみなす。

2 市長は、県条例第 4 条の 5 第 2 項、県条例第 1 0 条第 2 項及び県条例第 2 0 条第 2 項の規定により意見を述べようとする場合は、審査会の意見を聴くものとする。

(調査研究等)

第 5 9 条 市は、環境影響評価及び事後調査の技術及び手法の調査及び研究に努めるとともに、これらに関する情報の収集及び整理を行い、事業者及び市民に対し、この条例に基づく環境影響評価、事後調査その他の手続を行うに当たって必要な情報の提供に努めるものとする。

(適用除外)

第 6 0 条 第 3 章から第 7 章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

- (1) 災害対策基本法(昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号)第 8 7 条の規定による災害復旧の事業又は同法第 8 8 条第 2 項に規定する事業
- (2) 建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)第 8 4 条の規定が適用される場合における同条第 1 項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業
- (3) 被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 1 4 号)第 5 条第 1 項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第 3 号に規定する事業

2 第 3 章第 1 節の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 7 号）第 2 2 条の 3 第 1 項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第 3 項第 1 号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第 2 2 条の 2 第 2 項第 4 号の整備（同法第 2 1 条第 7 項に規定する熊本県の基準に基づき定められた同条第 5 項第 2 号に規定する促進区域内において行うものに限る。）については、適用しない。ただし、第 1 1 条第 2 項に規定する申請を行う場合は、この限りでない。

（委任）

第 6 1 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第 9 章の規定 令和 7 年 4 月 1 日

（2）第 1 章、第 2 章、附則第 3 条及び別表の規定 公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日

（経過措置）

第 2 条 対象事業であって次に掲げる事業（第 1 号から第 3 号までに掲げるものにあつては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模の縮小その他の規則で定める軽微な変更のみをして実施されるものに限る。）については、第 3 章から第 7 章までの規定は、適用しない。

（1）施行日前に免許等が与えられ、又は特定届出がなされた事業

（2）施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 2 条第 1 項第 1 号の補助金若しくは同項第 2 号の負担金、熊本県補助金等交付規則（昭和 5 6 年熊本県規則第 3 4 号）第 2 条第 1 号の補助金又は熊本市補助金等交付規則（昭和 4 3 年規則第 4 4 号）第 1 条の補助金等のうち市長が認める補助金等の交付の決定がなされた事業

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法第 17 条第 1 項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業

(4) 前号に掲げるもののほか、施行日から起算して 6 月を経過する日までに実施される事業

2 前項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、施行日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。）により対象事業として実施されるものについては、第 3 章から第 7 章までの規定は、適用しない。

第 3 条 この条例の施行後に事業者となるべき者は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行後からこの条例の施行前において、第 3 章の規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 前項に規定する者は、同項の規定に基づき環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則に定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。

3 前項の規定による届出を受けた市長は、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

4 前項の規定による公告がされた場合において、第 1 項に規定する者が第 3 章の規定の例による環境影響評価その他の手続を行ったときは、市長は、当該規定の例による手続を行うものとする。

5 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、この条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

（委任）

第 4 条 前 2 条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

別表（第 2 条関係）

1	一般国道その他の道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業
2	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 1 項に規定する河川に関するダムの新築、堰 ^{せき} の新築及び改築の事業（以下「ダム新築等事業」という。）

	並びに同法第 8 条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの
3	鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）による鉄道及び軌道法（大正 1 0 年法律第 7 6 号）による軌道の建設及び改良の事業
4	空港法（昭和 3 1 年法律第 8 0 号）第 2 条に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業
5	電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 3 8 条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第 1 5 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業
7	公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業
8	土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業
9	新住宅市街地開発法（昭和 3 8 年法律第 1 3 4 号）第 2 条第 1 項に規定する新住宅市街地開発事業
1 0	工場又は事業場の建設の用に供される一団の土地の造成事業
1 1	新都市基盤整備法（昭和 4 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 1 項に規定する新都市基盤整備事業
1 2	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 4 1 年法律第 1 1 0 号）第 2 条第 2 項に規定する流通業務団地造成事業
1 3	住宅の建設の用に供される一団の土地の造成事業
1 4	農用地の造成事業
1 5	スポーツ又はレクリエーション施設の設置及び変更の事業
1 6	下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 2 条第 6 号に規定する終末処理場の設置及び変更の事業
1 7	工場又は事業場の設置及び変更の事業
1 8	畜産農業の用に供する施設の設置及び変更の事業
1 9	採石法（昭和 2 5 年法律第 2 9 1 号）第 2 条に規定する岩石、土及び砂利

	の採取の事業
2 0	建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物の新築の事業
2 1	前各項に掲げる事業に準ずるものとして規則で定める事業

条 例 第 23 号

令和 7 年 3 月 24 日

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 41 年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第 5 条第 1 項ただし書中「次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで」を「次項第 2 号から第 5 号まで」に改め、同条第 2 項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 6 条の 2 第 1 号中「同居していた配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 11 条の 2 第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 13 条の 2 を削る。

第 17 条第 1 項中「、第 5 条の 3」を削る。

第 17 条の 2 第 1 項中「、第 10 条及び第 13 条」を「及び第 10 条」に改める。

第 17 条の 3 第 1 項中「、第 11 条の 2 及び第 13 条の 2」を「及び第 11 条の 2」に改め、同条第 2 項中「第 13 条の 2」を「第 11 条の 2」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間におけるこの条例による改正後の熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、その職務の級が同表に定める職務の級の 7 級以上に相当するものである職員として管理者が定める職員に対して
「(5) 重度心身障害者
は」と、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
(6) 配偶者（届出を
とする。
しないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

条 例 第 24 号

令和 7 年 3 月 24 日

熊本市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する
条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正
する条例

熊本市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成 24 年条例
第 107 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「）の」を「）において」に改め、「において衛生工学又は水道工
学に関する学科目」を削り、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水
道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次
に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」
を加え、同条第 2 号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電
気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外
の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2
年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、
同条第 3 号中「次条第 2 項第 3 号において同じ。）又は高等専門学校」を「）又は高
等専門学校（次号において「短期大学等」という。）」に、「（専門職大学前期 課
程を修了した場合を含む。同号において同じ。）後、5 年以上水道」を「後（専門職
大学前期課程にあっては、修了した後。同号において同じ。）、5 年以上水道等」に
改め、「者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を 有
する者に限る。）」を加え、同条第 4 号を次のように改める。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修め
て卒業した後、6 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第 3 条第 8 号中「第二次試験」を「第 2 次試験」に、「水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」を「水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第 10 号とし、同条第 7 号中「若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号」を「から第 6 号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「経験年数の下限の年数以上水道」を「最低経験年数以上水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「1 年以上、第 2 号の卒業者にあつては 2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」を「2 年以上、第 2 号の卒業者にあつては 3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第 1 号の卒業者にあつては 1 年以上、第 2 号の卒業者にあつては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5 年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第 3 条に次の 1 号を加える。

(11) 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であつて、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第 4 条第 1 項中「除く」を「含む」に改め、同項第 1 号中「前条の規定により布設

工事監督者たる資格」を「前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 3 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については 5 年以上、同条第 5 号に規定する学校を卒業した者については 7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験」に改め、同項第 2 号中「又は第 4 号」を「又は第 5 号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」に、「を修了した者を含む。」を「にあつては、修了した者」に、「同条第 4 号」を「同条第 5 号」に改め、同項第 4 号中「又は第 4 号」を「又は第 5 号」に、「学科目」を「課程」に、「（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後」を「後（専門職大学前期課程にあつては、当該課程を修めて修了した後）」に、「を修了した者を含む。」を「にあつては、修了した者」に、「同条第 4 号」を「同条第 5 号」に改め、同項第 5 号中「おいて、」の次に「第 1 号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に、「の卒業生（専門職大学前期課程の修了者を含む。）ごとに規定する経験年数の下限の年数」を「に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）ごとに規定する最低経験年数」に改め、同項第 6 号中「（以下「登録講習」という。）」を削り、同項に次の 2 号を加える。

(7) 技術士法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る

1 級の技術検定に合格した者であつて、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第 4 条第 2 項を次のように改める。

- 2 1 日最大給水量が 10,000 立方メートル以下である専用水道については、前項第 1 号中「3 年以上」とあるのは「1 年 6 月以上」と、「5 年以上」とあるのは「2 年 6 月以上」と、「7 年以上」とあるのは「3 年 6 月以上」と、同項第 2 号中「4 年以上」とあるのは「2 年以上」と、「6 年以上」とあるのは「3 年以上」と、

「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

条 例 第 2 5 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の一部を改正する条例

熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例（令和 2 年条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 5 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 2 6 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び熊本市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び熊本市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 0 年条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 4 号中「第 2 6 条」を「第 2 7 条」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「第 9 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改める。

(熊本市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 熊本市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 2 4 年条例第 1 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。

第 3 条第 6 号中「第 2 1 条第 2 項第 1 号」を「第 2 2 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

条 例 第 27 号

令和 7 年 3 月 24 日

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 28 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「地域手当」を「扶養手当、地域手当、住居手当」に改める。

第 4 条第 1 項ただし書中「次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで」を「次項第 2 号から第 5 号まで」に改め、同条第 2 項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 条の 2 第 1 号中「同居していた配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 10 条の 2 第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 16 条中「、第 4 条の 3」を削る。

第 16 条の 2 第 1 項中「、第 4 条、第 4 条の 3」を削り、同条第 2 項中「「及び第 10 条の 2」とあるのは、」を「「第 3 条の 2」とあるのは「第 3 条の 2、第 4 条、第 4 条の 3」と、「及び第 10 条の 2」とあるのは」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間におけるこの条例による改正後の熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第 4 条の規定の適用については、同条第 1 項中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、その職務の級が同表に定める職務の級の 7 級以上に相当するものである職員として管理者が定める職員に対しては」

「(5) 重度心身障害者

と、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

(6) 配偶者（届出をしな

とする。

いが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

条 例 第 28 号

令和 7 年 3 月 24 日

熊本市軌道条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市軌道条例の一部を改正する条例

熊本市軌道条例（平成 13 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号ア中「180 円」を「200 円」に改め、同項第 6 号ア中「500 円」を「700 円」に、「250 円」を「350 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に発行されている定期乗車券、回数乗車券及び 1 日乗車券に係る運賃については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後に市電を貸切旅客運賃で利用する場合における当該貸切旅客運賃の額は、同日前においても、この条例による改正後の第 5 条第 1 項第 1 号の普通旅客運賃を基準として同項第 5 号の規定により交通事業管理者が定める額とする。

条 例 第 29 号

令和 7 年 3 月 24 日

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和 50 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 5 中「65 万円」を「66 万円」に改める。

第 15 条の 5 の 10 中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 20 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5 千円」を「30 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5 千円」を「56 万円」に改め、同条第 3 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 4 項中「65 万円」を「66 万円」に改める。

第 20 条の 4 第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 7 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 8 項中「65 万円」を「66 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市国民健康保険条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

条 例 第 3 0 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

熊本市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

熊本市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 項中「以下」を「第 1 2 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項中「及び第 2 9 条」を削り、同項の表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 1 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 2 7 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 3 1 条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 2 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 3 8 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 9 条第 3 項中「この章において」を削る

第 4 7 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 4 8 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条 1 0 項（「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める部分に限る。）

及び第 1 2 条 5 項（表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める部分に限る。）の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 第 5 3 条、第 5 4 条及び第 5 5 条の改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 5 3 条、第 5 4 条及び第 5 5 条の改正規定の施行前に行われた行為の処罰については、なお従前の例による。

条 例 第 31 号

令和 7 年 3 月 31 日

熊本市税条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 64 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 66 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 64 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 68 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市税条例第 6 4 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

規 則

規 則 第 13 号

令和 7 年 3 月 18 日

熊本市交通遺児援助金給付規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市交通遺児援助金給付規則の一部を改正する規則

熊本市交通遺児援助金給付規則（昭和 48 年規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「（以下「入学者等」という。）」を削る。

第 5 条第 2 項中「入学者等である者にあつては」を削り、「又は」を「若しくは」に、「時、」を「年度又は」に、「者にあつては学年末」を「年度の 4 月 1 日から翌年度の 5 月末日まで」に改める。

第 6 条第 1 項中「（様式第 1 号）」を削り、同条第 3 項中「入学者等である者にあつては毎年 4 月 1 日から 5 月末日まで、」を「小学校等に入学し、若しくは中学校等に進学した年度又は」に、「者にあつては毎年 1 月 10 日から 2 月末日」を「年度の 4 月 1 日から 3 月末日」に改める。

第 7 条第 1 項中「前条の」を「前条に規定する」に改め、同条第 2 項中「（様式第 2 号）」及び「（様式第 3 号）」を削る。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（書類の様式等）

第 11 条 この規則の規定により使用する書類（第 6 条第 1 項各号に規定するものを除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第 1 号から様式第 3 号までを削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 14 号

令和 7 年 3 月 18 日

熊本市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

熊本市児童相談所長事務委任規則（平成 22 年規則第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ツ中「第 33 条第 9 項」を「第 33 条第 18 項」に改め、同号テ中「第 33 条第 11 項」を「第 33 条第 20 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

規 則 第 15 号

令和 7 年 3 月 18 日

熊本市農業委員会への事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市農業委員会への事務委任規則の一部を改正する規則

熊本市農業委員会への事務委任規則（平成 24 年規則第 135 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号シ中「第 5 1 条第 3 項」を「第 5 1 条第 4 項」に改め、同号ス中「第 5 1 条第 4 項及び第 5 項」を「第 5 1 条第 5 項及び第 6 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 16 号

令和 7 年 3 月 18 日

熊本市森林学習館条例施行規則を廃止する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市森林学習館条例施行規則を廃止する規則

熊本市森林学習館条例施行規則（昭和 62 年規則第 37 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 17 号

令和 7 年 3 月 24 日

熊本市環境影響評価条例施行規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市環境影響評価条例施行規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 環境影響評価に関する手続等

第 1 節 配慮書の作成等（第 4 条—第 11 条）

第 2 節 対象事業に係る判定等（第 12 条—第 18 条）

第 3 節 方法書の作成等（第 19 条—第 30 条）

第 4 節 準備書の作成等（第 31 条—第 50 条）

第 5 節 評価書の作成等（第 51 条—第 57 条）

第 3 章 対象事業の内容の修正等（第 58 条—第 60 条）

第 4 章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第 61 条—第 64 条）

第 5 章 事後調査の実施等（第 65 条—第 70 条）

第 6 章 環境影響評価その他の手続の特例等

第 1 節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例（第 71 条—第 75 条）

第 2 節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続（第 76 条—第 78 条）

第 7 章 環境影響評価法との関係（第 79 条）

第 8 章 熊本市環境影響評価審査会（第 80 条—第 86 条）

第 9 章 雑則（第 87 条・第 88 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、熊本市環境影響評価条例（令和 7 年条例第 22 号。第 14 条第

1 項第 4 号を除き、以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定めるものは、別表第 1 の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業に該当する一の事業とする。

2 条例第 2 条第 3 号の規則で定めるものは、別表第 1 の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事業に該当する一の事業（同表の中欄に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）とする。

3 条例第 2 条第 4 号の規則で定める事業は、別表第 1 の 5 の項第 1 種事業の要件の欄(9)及び(10)並びに同項第 2 種事業の要件の欄(9)及び(10)に定める事業とする。

4 条例第 2 条第 4 号の規則で定める事業群とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 当該事業群を構成するそれぞれの事業の実施区域が近接し、又は隣接していること。

(2) 当該事業群を構成するそれぞれの事業の着手予定日が 5 年以内の期間内にあること。

(3) 当該事業群を構成するそれぞれの事業の事業者が同一であるか又は会社法(平成 17 年法律第 86 号) 第 2 条第 4 号の親会社と同条第 3 号の子会社の関係にあること。

5 条例第 2 条第 4 号の規則で定めるものとは、当該事業群を構成する事業に、別表第 1 備考第 2 項に規定する指定地域(第 14 条第 2 項において「指定地域」という。)で実施される事業が含まれる場合にあつては当該事業群を構成するそれぞれの事業の規模をそれぞれの事業が該当する同表の事業の種類に係る第 2 種事業の要件で除した数値の和が、その他の場合にあつては当該事業群を構成するそれぞれの事業の規模をそれぞれの事業が該当する同表の事業の種類に係る第 1 種事業の要件で除した数値の和が 1 以上となるものとする。

(条例別表 21 の項の規則で定める事業)

第 3 条 条例別表 21 の項の規則で定める事業は、工作物の用に供する一団の土地の造成事業（同表 8 の項から 15 の項までに掲げる事業に該当するものを除く。以下「その他の造成事業」という。）とする。

第 2 章 環境影響評価に関する手続等

第 1 節 配慮書の作成等

(計画の立案の段階における決定事項)

第 4 条 条例第 5 条の規則で定める事項は、対象事業が実施されるべき区域の位置、対象事業の規模又は対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する事項とする。

(配慮書の記載事項)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、条例第 9 条の規定により配慮書の案についての意見を求めた場合における一般の意見の概要とする。

2 事業者は、条例第 6 条第 1 項の規定により配慮書を作成するに当たっては、前項の一般の意見についての当該事業者の見解を記載するよう努めるものとする。

(配慮書の送付部数)

第 6 条 配慮書の送付部数は、30 部を基準として市長が定める部数とする。

(配慮書の公表の方法)

第 7 条 事業者は、配慮書を作成したときは、当該配慮書及びこれを要約した書類を次に掲げる方法により公表するものとする。

(1) 対象事業が事業実施想定区域において実施されると想定した場合における当該対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して適切な場所を定めて縦覧に供すること。

ア 事業者の事務所

イ 市の庁舎その他の市の施設

ウ ア及びイに掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(2) 次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うこと。

ア 事業者のウェブサイトへの掲載

イ 市のウェブサイトへの掲載

2 前項各号に掲げる方法による公表は、配慮書及びこれを要約した書類の内容を周知するための相当の期間を定めて行うものとする。

(配慮書についての市長の意見の提出期間)

第 8 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める期間は、90 日とする。

(配慮書についての意見の聴取)

第 9 条 事業者は、対象事業に係る配慮書の案又は配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めることとし、当該意見を求めない場合は、その理由を明らかにしなければならない。

2 事業者は、対象事業の計画の立案を段階的に行う場合にあつては、当該立案の過程において、対象事業に係る配慮書の案又は配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を複数回求めるように努めるものとする。

第 10 条 事業者は、条例第 9 条の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して 30 日以上の間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 事業実施想定区域の位置

(4) 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間

(5) 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

(6) 前号の書面の提出期限及び提出先その他書面の提出に必要な事項

2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

(1) 熊本市公報又は市の広報紙への掲載

(2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

3 第 1 項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

(1) 事業者の事務所

(2) 市の庁舎その他の市の施設

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

4 第 1 項の規定による配慮書の案又は配慮書の公表は、次に掲げる方法のうち適切

な方法により行うものとする。

(1) 事業者のウェブサイトへの掲載

(2) 市のウェブサイトへの掲載

5 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第 1 項の事業者が定める期間内に、事業者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称

(3) 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

6 前項第 3 号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

（対象事業の廃止等の場合の公表の方法）

第 11 条 条例第 10 条第 1 項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

(1) 熊本市公報又は市の広報紙への掲載

(2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

2 条例第 10 条第 1 項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 条例第 10 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

(4) 条例第 10 条第 1 項第 3 号に該当した場合にあつては、引継により新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第 2 節 対象事業に係る判定等

（対象事業の判定の申請に係る書類）

第 12 条 条例第 11 条第 2 項の規定による申請（以下この条及び第 15 条において「申請」という。）は、対象事業判定申請書により行うものとする。

- 2 申請には、条例第 11 条第 2 項に規定する書類のほか、第 10 条第 5 項（次条の規定により準用する場合を含む。）の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記した書類を添付しなければならない。

（配慮書についての意見の聴取）

第 13 条 事業者は、条例第 11 条第 4 項の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して 30 日以上期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（1） 第 10 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項

（2） 条例第 11 条第 2 項の規定による申請を行った旨

- 2 第 10 条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による公告及び公表について準用する。

（判定の基準）

第 14 条 市長は、対象事業（複合事業を除く。）に係る条例第 11 条第 6 項に規定する判定を行う場合において、第 1 種事業（特定第 1 種事業（別表第 1 の 8 の項第 1 種事業の要件の欄(2)、9 の項の第 1 種事業の要件の欄(2)、10 の項の第 1 種事業の要件の欄(2)、11 の項の第 1 種事業の要件の欄(2)、12 の項の第 1 種事業の要件の欄(2)、13 の項の第 1 種事業の要件の欄(2)、15 の項の第 1 種事業の要件の欄(3)及び(4)並びに 21 の項第 1 種事業の要件の欄(2)に規定する事業をいう。以下同じ。）であって施行区域の面積が 50 ヘクタール未満のものを除く。）にあっては第 1 号の要件に該当せず、又は第 3 号から第 5 号までのいずれかの要件に該当すると認めるとき、第 2 種事業（特定第 2 種事業（同表の 8 の項第 2 種事業の要件の欄(2)、9 の項第 2 種事業の要件の欄(2)、10 の項第 2 種事業の要件の欄(2)、11 の項第 2 種事業の要件の欄(2)、12 の項第 2 種事業の要件の欄(2)、13 の項第 2 種事業の要件の欄(2)、15 の項第 2 種事業の要件の欄(3)及び(4)並びに 21 の項第 2 種事業の要件の欄(2)に規定する事業をいう。以下同じ。）を除く。）にあっては第 2 号の要件に該当せず、又は第 3 号から第 5 号までのいずれかの要件に該当すると認めるとき、特定第 1 種事業であって施行区域の面積が 50 ヘクタール未満のもの及び特定第 2 種事業にあっては第 2 号若しくは第 6 号のいずれかの要件に該当

せず、又は第 3 号から第 5 号までのいずれかの要件に該当すると認めるときは、条例第 11 条第 6 項第 1 号の措置を採るものとし、その他のときは、同項第 2 号の措置を採るものとする。

- (1) 対象事業が当該事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められないものであること又は環境影響を改善するものとなる可能性が高いものであること。
- (2) 対象事業が当該事業と同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないものであること。
- (3) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、対象事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

イ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業が行われていない地域であって住居が存在している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ウ 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は次に掲げる重要な環境要素が存在する地域

(ア) 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である弱い自然環境

(イ) 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少し、又は劣化しつつあるもの

(ウ) 水源かん養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟、土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

(エ) 都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林

等を含む。) 及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境

エ アからウまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

(4) 対象事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条約又は条例（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により指定された史跡名勝天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）又は同法第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観

イ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林の区域

ウ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園又は同条第 2 項の規定により指定された国定公園の区域

エ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された歴史的風土保存区域

オ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号に規定する風致地区の区域

カ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 4 条に規定する基礎調査により確認された干潟若しくは藻場、同法第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域又は同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域

キ 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区

ク 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域

ケ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

コ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第 2 条 1 の規定に

より指定された湿地の区域

サ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産（不動産に限る。）又は自然遺産の区域

シ 熊本県立自然公園条例（昭和 33 年熊本県条例第 45 号）の規定により指定された県立自然公園の区域

ス 熊本県自然環境保全条例（昭和 48 年熊本県条例第 50 号）の規定により指定された自然環境保全地域

セ 熊本県文化財保護条例（昭和 51 年熊本県条例第 48 号）の規定により指定された県史跡名勝天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）

ソ 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 19 号）の規定により指定された生息地等保護区の区域

タ 熊本市文化財保護条例（昭和 42 年条例第 19 号）第 27 条第 1 項の規定により指定された市指定史跡名勝天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）

チ 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第 18 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された環境保護地区

ツ 熊本市景観条例（平成 21 年条例第 42 号）第 2 条第 4 項に規定する景観形成地区又は同条例第 2 条第 5 項に規定する特定施設届出地区の区域

テ アからツまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの

(5) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、対象事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 17 条第 1 項に規定する限度を超えている地域

イ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 16 条第 1 項に規定する限度を超えている地域

ウ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定により定められ

た環境上の条件についての基準であって、大気の汚染（二酸化窒素、二酸化硫黄又は浮遊粒子状物質に関するものに限る。）、水質の汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全りんに関するものに限る。）又は騒音に係るものが確保されていない地域

エ 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域

オ アからエまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

- (6) 対象事業に関し次のいずれにも該当することが確実であると見込まれること（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者（以下この号において「活動実施者」という。）となる予定の者がいない場合にあっては、イ、ウ及びキに掲げる事項（当該事業を実施しようとする者（委託に係る対象事業にあっては、その委託をしようとする者を含む。以下この号において「事業実施者」という。）による実施に係る部分に限る。）に該当することが確実であると見込まれること。）。）

ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水のかん養として市長が定めるものを実施すること。

イ 事業実施者又は活動実施者（以下この号において「事業者等」という。）が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水のかん養量を超える量の地下水のかん養として市長が定めるものを実施すること。

ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水のかん養を実施する場合、熊本県地下水保全条例（平成 2 年熊本県条例第 5 2 号。以下「県地下水保全条例」という。）第 2 5 条の 2 第 1 項の規定により指定された重点地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効なかん養を実施すること。

エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。

オ 活動実施者が、県地下水保全条例第 2 条第 3 号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。

カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないと認めるときは、当該地下水に代えて他の水源を

確保すること。

キ 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからカまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。

2 市長は、複合事業について条例第 11 条第 6 項に規定する判定を行う場合において、別表第 1 の第 1 種事業の要件の欄に規定する事業（特定第 1 種事業であって施行区域の面積が 50 ヘクタール未満のものを除く。）を含む複合事業又は特定事業（条例別表 8 の項、9 の項、10 の項、11 の項、12 の項、13 の項、15 の項又は 21 の項に掲げる事業の種類（同表 15 の項に掲げる事業の種類にあつては、ゴルフ場の設置及び変更の事業を除く。）に該当する事業をいう。以下同じ。）を含む複合事業（県地下水保全条例第 25 条第 1 項の規定により指定された地域（以下「地下水保全地域」という。）における特定事業の施行区域の面積の合計が 50 ヘクタール以上のものに限る。）については、前項第 1 号の要件に該当せず、又は同項第 3 号から第 5 号までのいずれかの要件に該当すると認めるときは条例第 11 条第 6 項第 1 号の措置を、その他のときは同項第 2 号の措置を採るものとし、その他の複合事業については前項第 2 号の要件に該当せず、又は同項第 3 号から第 5 号までのいずれかの要件に該当すると認めるとき（当該複合事業を構成する事業のうち地下水保全地域における特定事業の施行区域の面積の合計が 25 ヘクタール（当該複合事業を構成する事業に指定地域で実施される事業を含む場合にあつては、12.5 ヘクタール）以上 50 ヘクタール未満である場合にあつては、同項第 2 号の要件に該当せず、又は同項第 3 号から第 5 号までのいずれかの要件に該当し、かつ、地下水保全地域における特定事業が同項第 6 号の要件に該当しないと認めるとき）は条例第 11 条第 6 項第 1 号の措置を、その他のときは同項第 2 号の措置を採るものとする。

（申請に係る判定の期間）

第 15 条 条例第 11 条第 6 項の規則で定める期間は、次に掲げる日のいずれか遅い日から 60 日とする。

(1) 第 12 条第 1 項の対象事業判定申請書及び同条第 2 項に規定する書類が提出された日

(2) 市長が条例第 8 条第 1 項の規定による意見を述べた場合は、当該意見を述べた日

(配慮書説明会の開催の日時及び場所)

第 16 条 事業者は、第 13 条に規定する期間内に、参加する者の参集の便をできる限り考慮して配慮書説明会の開催の日時及び場所を定めるものとする。

(配慮書説明会の公告)

第 17 条 条例第 12 条第 2 項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

(1) 熊本市公報又は市の広報紙への掲載

(2) 時事に関する事項を記載する日刊新聞紙への掲載

2 条例第 12 条第 2 項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 事業実施想定区域の位置

(4) 条例第 12 条第 1 項に規定する地域

(5) 配慮書説明会の開催を予定する日時及び場所

(6) 条例第 11 条第 2 項の規定による申請を行った旨

(責めに帰することができない事由)

第 18 条 条例第 12 条第 5 項の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により配慮書説明会の開催が不可能であること。

(2) 事業者以外の者により配慮書説明会の開催が故意に阻害されることによって配慮書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

第 3 節 方法書の作成等

(方法書の作成)

第 19 条 条例第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のうち対象事業の内容に係るものについては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 対象事業の名称
 - (2) 対象事業の種類
 - (3) 対象事業の規模
 - (4) 対象事業実施区域の位置
 - (5) 対象事業の実施期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにするものとする。
- 3 条例第 13 条第 1 項第 3 号に掲げる事項は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況の区分に応じて記載するものとする。
- 4 第 1 項第 4 号に掲げる事項及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。
- 5 条例第 13 条第 1 項第 7 号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとするとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
- 6 条例第 13 条第 1 項第 8 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 条例第 9 条の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めたときは、当該意見の概要及び当該意見についての事業者の見解
 - (2) 条例第 5 条の規定による事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容
 - (3) 対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の事項を決定するに当たって 1 又は 2 以上の当該事業の実施が想定された区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果について記載した書類を環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。

以下「法」という。)の定めるところに従って作成した場合にあっては、次に掲げる事項

ア 当該書類の内容

イ 当該書類についての主務大臣の意見がある場合は、その意見

ウ 当該書類についての関係する行政機関の意見がある場合は、その意見

エ 当該書類についての一般の意見がある場合は、その概要

オ イからエまでの意見についての事業者の見解

カ 当該事業が実施されるべき区域その他の事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

(4) 条例第 15 条に規定する地域及びその認定理由

7 条例第 13 条第 2 項の規定により 2 以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、その旨を方法書に記載するものとする。

(方法書の送付部数)

第 20 条 方法書の送付部数は、30 部を基準として市長が定める部数とし、その要約書の送付部数は、10 部を基準として市長が定める部数とする。

(方法書についての公告の方法)

第 21 条 条例第 15 条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

(1) 熊本市公報又は市の広報紙への掲載

(2) 時事に関する事項を記載する日刊新聞紙への掲載

(方法書の縦覧)

第 22 条 条例第 15 条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

(1) 事業者の事務所

(2) 市の庁舎その他の市の施設

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(方法書について公告する事項)

第 23 条 条例第 15 条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域の位置
- (4) 条例第 15 条に規定する地域
- (5) 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第 17 条第 1 項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(環境影響を受ける範囲と認められる地域)

第 24 条 条例第 15 条の環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって 1 以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(方法書の公表の方法)

第 25 条 条例第 15 条の規定による方法書及びその要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 市のウェブサイトへの掲載

(方法書説明会の開催の日時及び場所)

第 26 条 事業者は、参加する者の参集の便をできる限り考慮して方法書説明会の開催の日時及び場所を定めるものとする。

(方法書説明会の開催の公告)

第 27 条 第 21 条の規定は、条例第 16 条第 2 項の規定による公告について準用する。

2 条例第 16 条第 2 項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域の位置
- (4) 条例第 15 条に規定する地域

(5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(責めに帰することができない事由)

第 28 条 条例第 16 条第 4 項の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。

(2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(方法書についての意見書の提出)

第 29 条 条例第 17 条第 1 項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象である方法書の名称

(3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第 3 号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(方法書についての市長の意見の提出期間)

第 30 条 条例第 19 条第 1 項の規則で定める期間は、90 日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、自然現象その他のやむを得ない事情により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、120 日を超えない範囲内において市長が定める期間とする。

2 市長は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。

第 4 節 準備書の作成等

(準備書の作成)

第 31 条 条例第 22 条第 1 項第 1 号に掲げる事項のうち対象事業の内容に係るものについては、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項

(2) 対象事業に係る工作物及び土地利用に関する計画の概要

(3) 対象事業に係る工法、工事期間、工程その他の工事計画の概要

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項であつて、その変更

により環境影響が変化することとなるもの

- 2 第 19 条第 2 項から第 5 項まで及び第 7 項の規定は、条例第 22 条の規定により事業者が準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第 19 条第 5 項中「条例第 13 条第 1 項第 7 号」とあるのは「条例第 22 条第 1 項第 5 号」と、第 19 条第 7 項中「条例第 13 条第 2 項」とあるのは「条例第 22 条第 2 項において準用する条例第 13 条第 2 項」と読み替えるものとする。
- 3 第 19 条第 6 項の規定は、条例第 22 条第 1 項第 8 号の規則で定める事項について準用する。この場合において、第 19 条第 6 項中「条例第 15 条に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。
- 4 条例第 22 条第 1 項第 4 号の事業者の見解については、意見の項目ごとに記載するものとする。
- 5 条例第 22 条第 1 項第 6 号イに掲げる事項については、技術指針の定めるところにより選定した環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を記載するものとする。この場合において、環境保全措置の検討の経過、検証の結果について、できる限り明らかにするものとする。
- 6 条例第 22 条第 1 項第 6 号ウに掲げる事項については、技術指針の定めるところにより検討した結果を記載するものとする。
- 7 条例第 22 条第 1 項第 6 号エに掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果並びに講じることとした環境保全措置の概要を一覧できるようにするものとする。

（準備書の送付部数）

第 32 条 第 20 条の規定は、準備書及びその要約書の送付部数について準用する。

（準備書についての公告の方法）

第 33 条 第 21 条の規定は、条例第 24 条の規定による公告について準用する。

（準備書の縦覧）

第 34 条 第 22 条の規定は、条例第 24 条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第 22 条中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

（準備書について公告する事項）

第 35 条 条例第 24 条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 対象事業の名称、種類及び規模
 - (3) 対象事業実施区域の位置
 - (4) 関係地域の範囲
 - (5) 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (6) 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
 - (7) 条例第 26 条第 1 項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
- （準備書の公表の方法）

第 36 条 第 25 条の規定は、条例第 24 条の規定による公表について準用する。この場合において、第 25 条中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

（準備書説明会の開催の日時及び場所）

第 37 条 第 26 条の規定は、条例第 25 条第 1 項の規定による準備書説明会について準用する。

（準備書説明会の開催の公告）

第 38 条 第 21 条の規定は、条例第 25 条第 2 項において準用する条例第 16 条第 2 項の規定による公告について準用する。

2 第 27 条第 2 項の規定は、条例第 25 条第 2 項において準用する条例第 16 条第 2 項の規定による公告について準用する。この場合において、第 27 条第 2 項中「条例第 15 条に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

（責めに帰することができない事由）

第 39 条 第 28 条の規定は、条例第 25 条第 2 項において準用する条例第 16 条第 4 項の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第 28 条中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

（準備書についての意見書の提出）

第 40 条 第 29 条の規定は、条例第 26 条第 1 項の意見書について準用する。この

場合において、第 29 条中「方法書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

(公聴会の開催)

第 41 条 条例第 28 条第 1 項の公聴会（以下「公聴会」という。）は、関係地域内において開催するものとする。ただし、関係地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができるものとする。

2 市長は、参加する者の参集の便をできる限り考慮して公聴会の開催の日時及び場所を定めるものとする。

(公聴会の開催の公告等)

第 42 条 市長は、公聴会を開催するときは、次に掲げる事項を公聴会の開催を予定する日の 1 月前までに公告するものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域の位置
- (4) 公聴会の開催を予定する日時及び場所
- (5) 公聴会において意見を聴こうとする事項
- (6) 次条第 1 項に規定する公述の申出に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公告をしたときは、その旨を事業者に通知するものとする。

(公述の申出)

第 43 条 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催を予定する日の 2 週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面により市長に申し出るものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び職名）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 環境の保全の見地からの意見の要旨
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 前項第 3 号の意見の要旨は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(公述時間等)

第 4 4 条 市長は、前条第 1 項の規定により申し出た者が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために必要と認めるときは、公聴会において意見を述べる者（以下「公述人」という。）の意見を述べる時間（以下「公述時間」という。）を定めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により公述時間を定めたときは、あらかじめ、その旨を公述人に通知するものとする。

(公聴会の開催手続)

第 4 5 条 公聴会は、市長が指名する市の職員が議長として主宰する。

第 4 6 条 公述人は、日本語により陳述するものとする。

- 2 公述人の発言は、第 4 2 条第 1 項第 5 号の事項の範囲を超えてはならない。

第 4 7 条 公述人は、公聴会に自ら出席して意見を述べるものとする。

- 2 議長は、公述人が健康上の理由その他のやむを得ない理由により自ら陳述できないときは、当該公述人の陳述に代え、第 4 3 条第 1 項に規定する書面に記載された意見の要旨を市の職員に読み上げさせるものとする。

第 4 8 条 公述時間を定められた公述人が当該公述時間を超えて意見を述べたとき若しくは公述人の発言が第 4 2 条第 1 項第 5 号の事項の範囲を超えたとき又は公述人に不穏当な言動があったときは、議長は、その陳述若しくは発言を禁止し、又は退場を命じることができる。

- 2 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者があるときは、その者の退場を命じることができる。

- 3 議長は、公聴会の運営が阻害され、公聴会を続行することが著しく困難であると認めるときは、当該公聴会を終了することができる。

- 4 前 3 項に規定するもののほか、議長は、公聴会の運営に関し必要な措置をとることができる。

(公聴会記録書の作成)

第 4 9 条 議長は、公聴会を開催した後、次に掲げる事項を記載した公聴会記録書を

作成し、これに記名し、速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 対象事業の名称
 - (2) 公聴会の日時及び場所
 - (3) 出席した公述人の氏名及び住所
 - (4) 公述人が述べた意見の要旨
 - (5) その他公聴会の経過に関する事項
- (準備書についての市長の意見の提出期間)

第 50 条 条例第 29 条第 1 項の規則で定める期間は、120 日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、自然現象その他のやむを得ない事情により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、150 日を超えない範囲内において市長が定める期間とする。

2 第 30 条第 2 項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

第 5 節 評価書の作成等

(条例第 30 条第 1 項第 1 号の規則で定める軽微な修正等)

第 51 条 条例第 30 条第 1 項第 1 号の規則で定める軽微な修正（以下この項において「軽微な修正」という。）は、別表第 2 の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情があるものを除く。）とする。ただし、複合事業（第 1 種事業又は第 2 種事業が新たに複合事業に該当することとなるものを含む。）に係る軽微な修正は、第 2 条第 5 項に規定する数値の和が 10 パーセント以上増加しないもの（複合事業を構成する事業であって同表の左欄に掲げる事業の区分に該当するものについて、当該該当する事業の区分が属する項の中欄に掲げる事業の諸元を修正する場合にあっては、当該事業の区分が属する項の右欄に掲げる要件に該当するものに限る。）

(環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情があるものを除く。)とする。

2 条例第 30 条第 1 項第 1 号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業規模の縮小
- (2) 前項に規定する修正

(3) 別表第 2 の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正
(評価書の作成)

第 5 2 条 第 3 1 条の規定は、条例第 3 0 条第 2 項の規定により事業者が評価書を作成する場合について準用する。

2 事業者は、評価書を作成するに当たって、準備書に記載されている事項を修正したときは、当該準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

(評価書の送付部数)

第 5 3 条 第 2 0 条の規定は、評価書及びその要約書の送付部数について準用する。

(評価書についての公告の方法)

第 5 4 条 第 2 1 条の規定は、条例第 3 2 条の規定による公告について準用する。

(評価書の縦覧)

第 5 5 条 第 2 2 条の規定は、条例第 3 2 条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第 2 2 条中「方法書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

(評価書について公告する事項)

第 5 6 条 条例第 3 2 条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域の位置
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(評価書の公表の方法)

第 5 7 条 第 2 5 条の規定は、条例第 3 2 条の規定による公表について準用する。この場合において、第 2 5 条中「方法書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

第 3 章 対象事業の内容の修正等

(条例第 3 4 条ただし書の規則で定める軽微な修正等)

第 58 条 第 51 条の規定は、条例第 34 条ただし書の規則で定める軽微な修正及び同条ただし書の規則で定める修正について準用する。

(条例第 35 条第 2 項の規則で定める軽微な修正等)

第 59 条 第 51 条の規定は、条例第 35 条第 2 項の規則で定める軽微な修正及び同項の規則で定める修正について準用する。

(対象事業の廃止等についての公告)

第 60 条 第 21 条の規定は、条例第 36 条第 1 項の規定による公告について準用する。

2 条例第 36 条第 1 項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第 36 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- (4) 条例第 36 条第 1 項第 3 号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第 4 章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(条例第 37 条第 2 項の規則で定める軽微な変更等)

第 61 条 条例第 37 条第 2 項の規則で定める軽微な変更（以下この項において「軽微な変更」という。）は、別表第 3 の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情があるものを除く。）とする。ただし、複合事業（第 1 種事業又は第 2 種事業が新たに複合事業に該当することとなるものを含む。）に係る軽微な変更は、第 2 条第 5 項に規定する数値の和が 10 パーセント以上増加しないもの（複合事業を構成する事業であって同表の左欄に掲げる事業の区分に該当するものについて、当該該当する事業の区分が属する項の中欄に掲げる事業の諸元を変更する場合にあっては、当該事業の区分が属する項の右欄に掲げる要件に該当するものに限る。）（環

境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情があるものを除く。) とする。

2 条例第 3 7 条第 2 項の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業規模の縮小
- (2) 前項に規定する変更
- (3) 別表第 3 の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）

（評価書公告後の引継ぎの場合の公告）

第 6 2 条 第 2 1 条の規定は、条例第 3 7 条第 4 項の規定による公告について準用する。

2 条例第 3 7 条第 4 項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨
- (4) 引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告）

第 6 3 条 第 2 1 条の規定は、条例第 3 8 条第 2 項の規定による公告について準用する。

2 条例第 3 8 条第 2 項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第 3 8 条第 1 項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨、その理由及び行うこととした手続

- 3 第 21 条及び第 60 条第 2 項の規定は、条例第 38 条第 3 項において準用する条例第 36 条第 1 項又は条例第 37 条第 4 項の規定による公告について準用する。

(工事着手等の届出)

- 第 64 条 条例第 43 条の規定による届出は、工事着手等届出書により行うものとする。

第 5 章 事後調査の実施等

(事後調査報告書の作成等)

- 第 65 条 事後調査報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 対象事業の名称
 - (3) 対象事業の目的
 - (4) 対象事業の種類及び規模、対象事業が実施された区域その他の対象事業の内容に関する事項
 - (5) 対象事業の工事の進捗状況又は工事完了後の土地若しくは工作物において行われている事業活動の状況
 - (6) 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度
 - (7) 事後調査の項目、手法及び結果
 - (8) 事後調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度
 - (9) 専門家の助言を受けた場合にあっては、その内容と専門分野等
 - (10) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して実施した場合にあっては、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 前項の規定により同項第 9 号に掲げる事項を記載するに当たっては、できる限り専門家の所属機関の種別について明らかにするよう努めるものとする。
- 3 条例第 32 条の規定による公告を行った事業者は、対象事業に係る工事中に事業主体が他の者に引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合には、当該主体との協力又は当該主体への要請等の方法及び内容を事後調査報告書に記載しなければならない。

4 事後調査報告書の送付部数は、30部を基準として市長が定める部数とする。

(事後調査報告書についての公告の方法等)

第66条 第21条の規定は、条例第44条第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第44条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業実施区域の位置

(4) 関係地域の範囲

(5) 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(事後調査報告書の縦覧)

第67条 第22条の規定は、条例第44条第2項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第22条中「方法書」とあるのは「事後調査報告書」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書の公表の方法)

第68条 第25条の規定は、条例第44条第2項の規定による公表について準用する。この場合において、第25条中「方法書及びその要約書」とあるのは「事後調査報告書」と読み替えるものとする。

(申出事業の申出)

第69条 条例第46条第1項の規定による申出は、申出事業に係る申出書により行うものとする。

(手続を中止しようとする場合の申出等)

第70条 条例第46条第2項の規定による申出は、申出事業に係る手続の中止申出書により行うものとする。

2 第21条の規定は、条例第46条第2項の規定による公告について準用する。

3 条例第46条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 申出事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 申出事業の名称、種類及び規模

(3) 申出事業について環境影響評価及び事後調査その他の手続を中止しようとする旨

第 6 章 環境影響評価その他の手続の特例等

第 1 節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の条例の技術的読替え)

第 7 1 条 条例第 4 7 条第 2 項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 5 条	事業者	第 4 7 条第 1 項に規定する都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）
	対象事業	対象事業が都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第 5 項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業に係る都市施設（以下「対象事業等」という。）を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）
	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
第 6 条第 1 項各号列記以外	事業者	都市計画決定権者

の部分		
第 6 条第 1 項第 1 号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第 6 条第 1 項第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 6 条第 1 項第 3 号	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
第 7 条か ら第 9 条 まで	事業者	都市計画決定権者
第 1 0 条	事業者	都市計画決定権者
第 1 項	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
第 1 1 条 の見出し	対象事業	都市計画対象事業
第 1 1 条 第 1 項及 び第 2 項	事業者	都市計画決定権者
第 1 1 条 第 4 項	事業者	都市計画決定権者
第 1 1 条	対象事業	都市計画対象事業
第 6 項	事業者	都市計画決定権者
第 1 1 条 第 8 項	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
第 1 1 条 第 9 項	事業者	都市計画決定権者

第 1 2 条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
第 1 3 条	事業者	都市計画決定権者
第 1 項各 号列記以 外の部分	対象事業	都市計画対象事業
第 1 3 条 第 1 項第 1 号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第 1 3 条 第 1 項第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 1 3 条	対象事業	都市計画対象事業
第 1 項第 3 号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第 1 3 条 第 1 項第 6 号	事業者	都市計画決定権者
第 1 3 条 第 1 項第 7 号	対象事業	都市計画対象事業
第 1 4 条	事業者	都市計画決定権者
第 1 5 条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第 1 6 条 か ら 第 1 9 条ま	事業者	都市計画決定権者

で		
第20条	事業者	都市計画決定権者
から第22条まで	対象事業	都市計画対象事業
第23条	事業者	都市計画決定権者
第24条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第25条から第29条まで	事業者	都市計画決定権者
第30条 第1項各 号列記以 外の部分	事業者	都市計画決定権者
第30条 第1項第 3号	対象事業	都市計画対象事業
第30条 第2項及 び第31 条から第 33条ま で	事業者	都市計画決定権者
第34条	事業者	都市計画決定権者
	修正しよう	修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第35条	対象事業	都市計画対象事業

の見出し		
第 3 5 条	事業者	都市計画決定権者
第 1 項	修正しよう	修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第 3 6 条	事業者	都市計画決定権者
第 1 項	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
第 3 7 条	を行う	が行われる
	を行った	が行われた
	を行い	が行われ
	前条第 2 項	第 3 6 条第 2 項
第 3 8 条	を行った	が行われた
第 3 9 条	を行った	が行われた
	に行う	に行われる
	を行って	が行われて

（都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の規則の読替え）

第 7 2 条 条例第 4 7 条第 1 項の規定により、都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第 4 条から第 6 3 条まで（第 1 1 条第 2 項第 4 号、第 1 9 条第 7 項、第 6 0 条第 2 項第 4 号及び第 6 3 条第 3 項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第 4 条	条例第 5 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 5 条
	対象事業	都市計画対象事業
第 5 条第 1 項	条例第 6 条第 1 項第 5 号	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条第 1 項第 5 号
	条例第 9 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 9 条
第 5 条第 2 項	事業者	都市計画決定権者
	条例第 6 条第 1 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用さ

		れる条例第 6 条第 1 項
第 7 条第 1 項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
第 8 条	条例第 8 条第 1 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 8 条第 1 項
第 9 条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第 1 0 条	事業者	都市計画決定権者
第 1 項各 号列記以 外の部分	条例第 9 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 9 条
第 1 0 条 第 1 項第 1 号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第 1 0 条 第 1 項第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 1 0 条 第 1 項第 3 号	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
第 1 0 条 第 3 項か ら第 5 項 まで	事業者	都市計画決定権者
第 1 1 条	条例第 1 0 条第 1 項の	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 0 条第 1 項の
	事業者の氏名及び住所	都市計画決定権者の名称

	(法人にあっては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第 10 条第 1 項各号	第 71 条の規定により読み替えて適用さ れる条例第 10 条第 1 項各号
第 12 条 の見出し	対象事業	都市計画対象事業
第 12 条	条例第 11 条第 2 項	第 71 条の規定により読み替えて適用さ れる条例第 11 条第 2 項
	事業者	都市計画決定権者
第 13 条	事業者	都市計画決定権者
	条例第 11 条第 4 項	第 71 条の規定により読み替えて適用さ れる条例第 11 条第 4 項
	条例第 11 条第 2 項	第 71 条の規定により読み替えて適用さ れる条例第 11 条第 2 項
第 14 条	対象事業	都市計画対象事業
	条例第 11 条第 6 項に	第 71 条の規定により読み替えて適用さ れる条例第 11 条第 6 項に
	条例第 11 条第 6 項第 1 号	第 71 条の規定により読み替えて適用さ れる条例第 11 条第 6 項第 1 号
第 15 条	条例第 11 条第 6 項	第 71 条の規定により読み替えて適用さ れる条例第 11 条第 6 項
	条例第 8 条第 1 項	第 71 条の規定により読み替えて適用さ れる条例第 8 条第 1 項
第 16 条	事業者	都市計画決定権者
第 17 条	条例第 12 条第 2 項	第 71 条の規定により読み替えて適用さ れる条例第 12 条第 2 項
	事業者の氏名及び住所	都市計画決定権者の名称

	(法人にあっては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	
	対象事業	都市計画対象事業
	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
	条例第 1 2 条第 1 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用さ れる条例第 1 2 条第 1 項
	条例第 1 1 条第 2 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用さ れる条例第 1 1 条第 2 項
第 1 8 条	条例第 1 2 条第 5 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用さ れる条例第 1 2 条第 5 項
	事業者	都市計画決定権者
第 1 9 条	条例第 1 3 条第 1 項第 2 号	第 7 1 条の規定により読み替えて適用さ れる条例第 1 3 条第 1 項第 2 号
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	条例第 1 3 条第 1 項第 3 号	第 7 1 条の規定により読み替えて適用さ れる条例第 1 3 条第 1 項第 3 号
	条例第 1 3 条第 1 項第 7 号	第 7 1 条の規定により読み替えて適用さ れる条例第 1 3 条第 1 項第 7 号
	条例第 1 3 条第 1 項第 8 号	第 7 1 条の規定により読み替えて適用さ れる条例第 1 3 条第 1 項第 8 号
	条例第 9 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用さ れる条例第 9 条
	事業者	都市計画決定権者
	条例第 5 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用さ れる条例第 5 条
	条例第 1 5 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用さ れる条例第 1 5 条

第 2 1 条	条例第 1 5 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 5 条
第 2 2 条	条例第 1 5 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 5 条
	事業者	都市計画決定権者
第 2 3 条	条例第 1 5 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 5 条
	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	条例第 1 7 条第 1 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 7 条第 1 項
第 2 4 条	条例第 1 5 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 5 条
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第 2 5 条	条例第 1 5 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 5 条
	事業者	都市計画決定権者
第 2 6 条	事業者	都市計画決定権者
第 2 7 条	条例第 1 6 条第 2 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 6 条第 2 項
	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業

	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	条例第 15 条	第 71 条の規定により読み替えて適用される条例第 15 条
第 28 条	条例第 16 条第 4 項	第 71 条の規定により読み替えて適用される条例第 16 条第 4 項
	事業者	都市計画決定権者
第 29 条	条例第 17 条第 1 項	第 71 条の規定により読み替えて適用される条例第 17 条第 1 項
第 30 条	条例第 19 条第 1 項	第 71 条の規定により読み替えて適用される条例第 19 条第 1 項
	事業者	都市計画決定権者
第 31 条	条例第 22 条第 1 項第 1 号	第 71 条の規定により読み替えて適用される条例第 22 条第 1 項第 1 号
	対象事業	都市計画対象事業
	第 5 項まで及び第 7 項	第 5 項まで
	条例第 22 条の	第 71 条の規定により読み替えて適用される条例第 22 条第 1 項の
	事業者	都市計画決定権者
	条例第 13 条第 1 項第 7 号	第 71 条の規定により読み替えて適用される条例第 13 条第 1 項第 7 号
	「条例第 22 条第 1 項第 5 号」と、第 19 条第 7 項中「条例第 13 条第 2 項」とあるのは「条例第 22 条第 2 項において準用する条例第 13 条第 2 項」	「第 71 条の規定により読み替えて適用される条例第 22 条第 1 項第 5 号」
	条例第 22 条第 1 項第 8 号	第 71 条の規定により読み替えて適用される条例第 22 条第 1 項第 8 号

	条例第 1 5 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 5 条
	条例第 2 2 条第 1 項第 4 号	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 2 2 条第 1 項第 4 号
	条例第 2 2 条第 1 項第 6 号イ	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 2 2 条第 1 項第 6 号イ
	条例第 2 2 条第 1 項第 6 号ウ	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 2 2 条第 1 項第 6 号ウ
	条例第 2 2 条第 1 項第 6 号エ	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 2 2 条第 1 項第 6 号エ
第 3 3 条 及 び 第 3 4 条	条例第 2 4 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 2 4 条
第 3 5 条	条例第 2 4 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 2 4 条
	事業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	条例第 2 6 条第 1 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 2 6 条第 1 項
第 3 6 条	条例第 2 4 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 2 4 条
第 3 7 条	条例第 2 5 条第 1 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 2 5 条第 1 項
第 3 8 条	条例第 2 5 条第 2 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 2 5 条第 2 項

	条例第 1 5 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 5 条
第 3 9 条	条例第 2 5 条第 2 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 2 5 条第 2 項
第 4 0 条	条例第 2 6 条第 1 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 2 6 条第 1 項
第 4 1 条	条例第 2 8 条第 1 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 2 8 条第 1 項
第 4 2 条	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	事業者	都市計画決定権者に
第 4 3 条 及 び 第 4 9 条	対象事業	都市計画対象事業
第 5 0 条	条例第 2 9 条第 1 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 2 9 条第 1 項
第 5 1 条 (見出し を含む。)	条例第 3 0 条第 1 項第 1 号	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 3 0 条第 1 項第 1 号
第 5 2 条	条例第 3 0 条第 2 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 3 0 条第 2 項
	事業者	都市計画決定権者
第 5 4 条 及 び 第 5 5 条	条例第 3 2 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 3 2 条

第 5 6 条	条例第 3 2 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 3 2 条
	事業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第 5 7 条	条例第 3 2 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 3 2 条
第 5 8 条 (見出し を含む。)	条例第 3 4 条ただし書	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 3 4 条ただし書
	同条ただし書	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 3 4 条ただし書
第 6 0 条	条例第 3 6 条第 1 項の	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 3 6 条第 1 項の
	事業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第 3 6 条第 1 項各号	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 3 6 条第 1 項各号
第 6 1 条 (見出し を含む。)	条例第 3 7 条第 2 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 3 7 条第 2 項
第 6 2 条	条例第 3 7 条第 4 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 3 7 条第 4 項

(都市計画に係る手続との調整)

第 7 3 条 第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 2 4 条又は条例第 3 2 条の規定により都市計画決定権者が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第 1 7 条第 1 項（同法第 2 1 条第 2 項において準用する場合及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定による公告又は同法第 2 0 条第 1 項（同法第 2 1 条第 2 項において準用する場合及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による告示と併せて行うものとする。

2 都市計画決定権者は、準備書及び都市計画の案を縦覧に供した場合において述べられた意見の内容が、当該準備書についての意見書と、当該準備書に係る都市計画の案についての都市計画法第 1 7 条第 2 項（同法第 2 1 条第 2 項において準用する場合及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による意見書のいずれに係るものであるかを判別することができないときは、当該準備書についての意見書とみなしてこの条例の規定を適用する。

（対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施）

第 7 4 条 第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 3 2 条の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 3 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更についての条例第 3 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者又は対象事業を実施している者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

2 前項の場合における条例第 3 7 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第 3 7 条 第 2 項	事業者は、第 3 2 条	都市計画決定権者は、熊本市環境影響評価条例施行規則（令和 7 年規則第 1 7 号。以下「規則」という。）第 7 1 条の規定により読み替えて適用される第 3 2 条
	第 1 3 条第 1 項第 2 号	規則第 7 1 条の規定により読み替えて適

		用される第 1 3 条第 1 項第 2 号
	を変更	の変更に係る都市計画の変更を
	当該変更	当該事項の変更
第 3 7 条 第 3 項	第 1 項の規定は、第 3 2 条	第 3 7 条第 1 項の規定は、都市計画決定権者が規則第 7 1 条の規定により読み替えて適用される第 3 2 条
	第 1 3 条第 1 項第 2 号	規則第 7 1 条の規定により読み替えて適用される第 1 3 条第 1 項第 2 号
	当該事業	当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業
	事業者	都市計画における事業者
	第 1 項中「公告」とあるのは、	第 3 7 条第 1 項中「第 3 2 条」とあるのは「規則第 7 1 条の規定により読み替えて適用される第 3 2 条」と、「公告」とあるのは
	を行い	が行われ
	行うものに限る。)」	行われるものに限る。)」と、「を行う」とあるのは「が行われる」と、「第 3 0 条第 1 項」とあるのは「規則第 7 1 条の規定により読み替えて適用される第 3 0 条第 1 項」

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第 7 5 条 事業者が条例第 7 条の規定による公表を行ってから条例第 1 3 条第 1 項の規定により方法書を作成するまでの間において、当該配慮書に係る対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該配慮書に係る事業者（事業者が既に条例第 7 条の規定により当該配慮書を送付しているときは、事業者及び市長）にその旨の通知をしたときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第 4 7 条第 1 項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、

- 事業者は、その通知を受けた後直ちに当該配慮書を都市計画決定権者に送付しなければならない。
- 2 事業者が条例第 1 1 条第 2 項の規定による申請を行ってから条例第 1 3 条第 1 項の規定により方法書を作成するまでの間において、当該申請に係る対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該申請に係る事業者及び市長にその旨の通知をしたときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第 4 7 条第 1 項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後直ちに当該申請を行った旨（当該申請に対し条例第 1 1 条第 6 項各号（同条第 8 項及び条例第 3 5 条第 2 項の規定において準用する場合を含む。）のいずれかの措置が採られているときは、その旨を含む。）を都市計画決定権者に通知しなければならない。
- 3 事業者が条例第 1 3 条第 1 項の規定により方法書を作成してから条例第 1 5 条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者（事業者が既に条例第 1 4 条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及び市長）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第 4 7 条第 1 項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。
- 4 前 3 項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は、都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は、都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。
- 5 事業者が条例第 1 5 条の規定による公告を行ってから条例第 2 4 条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び市長にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第 4 7 条第 1 項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。
- 6 第 4 項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

7 事業者が条例第 2 4 条の規定による公告を行ってから条例第 3 2 条の規定による公告を行うまでの間において、第 5 項の都市計画につき都市計画法第 1 7 条第 1 項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第 3 章第 5 節及び第 6 節の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第 4 7 条第 1 項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第 3 2 条の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。

第 2 節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続

(対象港湾計画の要件)

第 7 6 条 条例第 5 0 条第 1 項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 港湾計画の決定であって、当該港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（以下「埋立て等区域」という。）の面積の合計が 1 5 0 ヘクタール以上であるもの
- (2) 決定後の港湾計画の変更であって、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域（当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積の合計が 1 5 0 ヘクタール以上であるもの

(港湾環境影響評価その他の手続を行う場合の条例の技術的読替え)

第 7 7 条 条例第 5 0 条第 2 項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 3 章第 4 節の節名及び第 2 0 条の見出し	環境影響評価	港湾環境影響評価

第 2 0 条	事業者	第 5 0 条第 1 項の港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）
	前条第 1 項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第 1 7 条第 1 項の意見に配慮して第 1 3 条第 1 項第 7 号に掲げる事項に検討を加え、技術指針	技術指針
	対象事業に係る環境影響評価	第 5 0 条第 1 項の対象港湾計画（以下「対象港湾計画」という。）に定められる第 4 9 条の港湾開発等（以下「港湾開発等」という。）に係る同条の港湾環境影響評価（以下「港湾環境影響評価」という。）
第 2 1 条 の見出し	環境影響評価	港湾環境影響評価
第 2 1 条	事業者	港湾管理者
	対象事業に係る環境影響評価	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価
第 2 2 条	事業者	港湾管理者
	対象事業	対象港湾計画に定められる港湾開発等
	環境影響評価	港湾環境影響評価
	環境影響評価準備書	港湾環境影響評価準備書
	第 1 3 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項	港湾管理者の名称及び住所
	第 1 7 条第 1 項の意見の概要	対象港湾計画の目的及び内容
	第 1 9 条第 1 項の市長の	対象港湾計画に定められる港湾開発等が

	意見	実施されるべき区域及びその周囲の概況
	環境影響の内容	第 4 9 条の港湾環境影響（以下「港湾環境影響」という。）の内容
	事後調査	港湾事後調査（対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更後に当該港湾計画に係る港湾開発等の実施が環境に及ぼす影響を把握するために行う調査をいう。以下同じ。）
	環境影響の総合的な評価	港湾環境影響の総合的な評価
第 2 3 条	事業者	港湾管理者
第 2 4 条	事業者	港湾管理者
	係る環境影響評価	係る港湾環境影響評価
	対象事業に係る環境影響	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響
	第 1 7 条第 1 項及び第 1 9 条第 1 項の意見並びに第 2 1 条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第 1 5 条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下	以下
第 2 5 条 から 第 2 9 条ま で	事業者	港湾管理者
第 3 0 条	事業者	港湾管理者
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
	第 1 3 条第 1 項第 2 号	第 2 2 条第 1 項第 2 号
	事業規模	港湾計画に定められる港湾開発等の規模

	同条から	第 2 0 条から
	環境影響評価	港湾環境影響評価
	第 1 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで若しくは第 7 号	第 2 2 条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 7 号
	対象事業に係る	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る
	環境影響評価書	港湾環境影響評価書
	事業者	港湾管理者
第 3 1 条から第 3 3 条まで		
第 4 章の章名	対象事業	対象港湾計画
第 3 4 条 (見出しを含む。)	事業内容	港湾計画の内容
	環境影響評価	港湾環境影響評価
	事業者	港湾管理者
	第 1 5 条	第 2 4 条
	第 1 3 条第 1 項第 2 号	第 2 2 条第 1 項第 2 号
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
	の事業に	の港湾計画に定められる港湾開発等
	第 1 3 条から	第 2 0 条から
	事業規模	港湾計画に定められる港湾開発等の規模
	該当し、又は当該修正後の事業について、次条第 2 項の規定において準用する第 1 1 条第 6 項第 2 号の措置が採られた	該当する

第 3 6 条 の見出し	対象事業の廃止等	対象港湾計画の決定等の中止
第 3 6 条	事業者	港湾管理者
	第 1 5 条	第 2 4 条
	対象事業を実施	対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を
	第 1 3 条第 1 項第 2 号	第 2 2 条第 1 項第 2 号
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
第 3 7 条 の見出し	対象事業の実施	対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更
第 3 7 条	事業者	港湾管理者
	、対象事業	、対象港湾計画
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
	事業)を実施	港湾計画。以下この条において同じ。)の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を
	第 1 3 条第 1 項第 2 号	第 2 2 条第 1 項第 2 号
	事業規模	港湾計画に定められる港湾開発等の規模
	環境影響評価	港湾環境影響評価
	当該事業を実施	当該港湾計画の決定又は決定後の当該港湾計画の変更を
第 6 章の 章名及び 第 4 4 条 の見出し	事後調査	港湾事後調査
第 4 4 条	事業者は、対象事業に係る工事に着手した後、評価書（第 1 1 条第 6 項第 2 号（同条第 8 項及び第 3 5 条第 2 項の規定にお	港湾管理者は、対象港湾計画に係る当該港湾計画の決定又は決定後の当該港湾計画の変更後、評価書に記載された港湾事後調査

	いて準用する場合を含む。)の措置が採られた事業者にあつては、第 11 条第 2 項に規定する事後調査に係る計画に関する書類)に記載された事後調査	
	事業者から	港湾管理者から
第 4 5 条	事業者	港湾管理者

(港湾環境影響評価その他の手続を行う場合の規則の準用)

第 7 8 条 第 2 章第 4 節から第 5 章まで(第 3 1 条第 4 項、第 5 9 条、第 6 0 条第 2 項第 4 号、第 6 2 条から第 6 4 条まで、第 6 5 条第 3 項、第 6 9 条及び第 7 0 条を除く。)の規定は、条例第 5 0 条第 1 項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 3 1 条	条例第 2 2 条第 1 項第 1 号	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 2 条第 1 項第 1 号
	対象事業	対象港湾計画
	第 5 項まで及び第 7 項	第 5 項まで
	条例第 2 2 条の	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 2 条第 1 項の
	事業者	港湾管理者
	「条例第 2 2 条第 1 項第 5 号」と、第 1 9 条第 7 項中「条例第 1 3 条第 2 項」とあるのは「条例第 2 2 条第 2 項において準用する条例第 1 3 条第 2	「条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 2 条第 1 項第 5 号」

	項」	
	第 1 9 条第 6 項の	第 1 9 条第 6 項（第 1 号から第 3 号までの規定を除く。）の
	条例第 2 2 条第 1 項第 8 号	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 2 条第 1 項第 8 号
	条例第 2 2 条第 1 項第 6 号イ	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 2 条第 1 項第 6 号イ
	条例第 2 2 条第 1 項第 6 号ウ	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 2 条第 1 項第 6 号ウ
	条例第 2 2 条第 1 項第 6 号エ	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 2 条第 1 項第 6 号エ
	環境影響評価	港湾環境影響評価
第 3 3 条	条例第 2 4 条	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 4 条
第 3 4 条	条例第 2 4 条	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 4 条
	「準備書」	「準備書」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」
第 3 5 条	条例第 2 4 条	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 4 条
	事業者の氏名及び住所 （法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	港湾管理者の名称及び住所
	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあっては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積

	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域
	条例第 26 条第 1 項	条例第 50 条第 2 項において準用する条例第 26 条第 1 項
第 36 条	条例第 24 条	条例第 50 条第 2 項において準用する条例第 24 条
	「準備書」	「準備書」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」
第 37 条	条例第 25 条第 1 項	条例第 50 条第 2 項において準用する条例第 25 条第 1 項
	準用する。	準用する。この場合において、第 26 条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。
第 38 条 第 1 項	条例第 25 条第 2 項	条例第 50 条第 2 項において準用する条例第 25 条第 2 項
第 38 条 第 2 項	条例第 25 条第 2 項	条例第 50 条第 2 項において準用する条例第 25 条第 2 項
	第 27 条第 2 項中	第 27 条第 2 項中「事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあっては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、「対象事業実施区域」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域」と、

第 3 9 条	条例第 2 5 条第 2 項	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 5 条第 2 項
	「準備書説明会」	「準備書説明会」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」
第 4 0 条	条例第 2 6 条第 1 項	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 6 条第 1 項
第 4 1 条	条例第 2 8 条第 1 項	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 8 条第 1 項
第 4 2 条	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称及び住所
	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積
	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域
	事業者	港湾管理者
第 4 3 条 及 び 第 4 9 条	対象事業	対象港湾計画
第 5 0 条	条例第 2 9 条第 1 項	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 9 条第 1 項
	準用する。	準用する。この場合において、第 3 0 条第 2 項中「事業者」とあるのは、「港湾管理者」と読み替えるものとする。
第 5 1 条	条例第 3 0 条第 1 項第 1	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条

(見出しを含む。)	号	例第 3 0 条第 1 項第 1 号
	別表第 2 の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元	第 7 6 条第 1 号又は第 2 号に規定する区域の位置
	同表の右欄に掲げる要件に該当するもの（環境影響	当該修正によって新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該修正前の当該区域の面積の合計の 3 0 パーセント未満であるもの（港湾環境影響
	とする。ただし、複合事業（第 1 種事業又は第 2 種事業が新たに複合事業に該当することとなるものを含む。）に係る軽微な修正は、第 2 条第 5 項に規定する数値の和が 1 0 パーセント以上増加しないもの（複合事業を構成する事業であって同表の左欄に掲げる事業の区分に該当するものについて、当該該当する事業の区分が属する項の中欄に掲げる事業の諸元を修正する場合にあっては、当該事業の区分が属する項の右欄に掲げる要件に該当するものに限る。）（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあるもの）	とする。

	ると認めるべき特別な事情があるものを除く。)とする。	
第 5 2 条	条例第 3 0 条第 2 項	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 3 0 条第 2 項
	事業者	港湾管理者
第 5 4 条	条例第 3 2 条	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 3 2 条
第 5 5 条	条例第 3 2 条	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 3 2 条
	「評価書」	「評価書」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」
第 5 6 条	条例第 3 2 条	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 3 2 条
	事業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称及び住所
	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域(決定後の港湾計画の変更にあっては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積
	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域
第 5 7 条	条例第 3 2 条	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 3 2 条
	「評価書」	「評価書」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と

第 3 章の 章名	対象事業	対象港湾計画
第 5 8 条 (見出し を含む。)	条例第 3 4 条ただし書	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 3 4 条ただし書
	同条ただし書	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 3 4 条ただし書
第 6 0 条 (見出し を含む。)	対象事業の廃止等	対象港湾計画の決定等の中止
	条例第 3 6 条第 1 項の	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 3 6 条第 1 項の
	事業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称及び住所
	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積
	条例第 3 6 条第 1 項各号	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 3 6 条第 1 項各号
第 6 1 条 (見出し を含む。)	条例第 3 7 条第 2 項	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 3 7 条第 2 項
	別表第 3 の左欄に掲げる 対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元	第 7 6 条第 1 号又は第 2 号に規定する区域の位置
	同表の右欄に掲げる要件に該当するもの(環境影響	当該変更によって新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該変更前の当該区域の面積の合計の 3 0 パーセント未満で

		あるもの（港湾環境影響
	とする。ただし、複合事業（第 1 種事業又は第 2 種事業が新たに複合事業に該当することとなるものを含む。）に係る軽微な変更は、第 2 条第 5 項に規定する数値の和が 10 パーセント以上増加しないもの（複合事業を構成する事業であって同表の左欄に掲げる事業の区分に該当するものについて、当該該当する事業の区分が属する項の中欄に掲げる事業の諸元を変更する場合にあっては、当該事業の区分が属する項の右欄に掲げる要件に該当するものに限る。）（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情があるものを除く。）とする。	とする。
第 5 章の章名	事後調査	港湾事後調査
第 6 5 条	事業者の氏名及び住所 （法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び	港湾管理者の名称及び住所

	主たる事務所の所在地)	
	対象事業	対象港湾計画
	の種類及び規模	に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積
	が実施された	に定められる港湾開発等が実施された
	の工事の進捗状況又は工事完了後の土地若しくは工作物において行われている事業活動の状況	に定められる港湾開発等の工事完了後の工作物において行われている事業活動の状況
	事後調査	港湾事後調査
第 6 6 条	条例第 4 4 条第 2 項	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 4 4 条第 2 項
	事業者の氏名及び住所 （法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	港湾管理者の名称及び住所
	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積
	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域
第 6 7 条	条例第 4 4 条第 2 項	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 4 4 条第 2 項
	「事後調査報告書」	「事後調査報告書」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」

第 6 8 条	条例第 4 4 条第 2 項	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 4 4 条第 2 項
	「事後調査報告書」	「事後調査報告書」と、「事業者」とあ るのは「港湾管理者」

第 7 章 環境影響評価法との関係

(法対象事業に係る規則の読替え)

第 7 9 条 第 6 4 条及び第 6 5 条第 4 項の規定は、法対象事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 6 4 条	条例第 4 3 条	条例第 5 2 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 4 3 条
第 6 5 条 の見出し	事後調査報告書の作成等	法の報告書の送付部数
第 6 5 条 第 4 項	事後調査報告書	法の報告書

第 8 章 熊本市環境影響評価審査会

(会長)

第 8 0 条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 8 1 条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第 8 2 条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものと

する。

(部会)

第 8 3 条 審査会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、会長が招集する。
- 7 部会は、部会に属する委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 8 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 9 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

(書面審議)

第 8 4 条 会長は、緊急の必要があり審査会の会議を招集する時間的余裕がない場合
その他やむを得ない理由のある場合は、議事の内容を記載した書面を各委員に送付
し、会長が指定する期日までに委員ごとの審議結果を回答させることをもって審査
会の会議に代えることができる。この場合において、当該期日までに審議結果を回
答した委員は、当該期日に会議に出席したものとみなす。

- 2 第 8 1 条第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 前 2 項の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第 8 5 条 審査会の庶務は、環境政策課において処理する。

(委任)

第 8 6 条 第 8 0 条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事
項は、会長が審査会に諮って定める。

第 9 章 雑則

(立入調査の身分証明書)

第 8 7 条 条例第 5 4 条第 3 項の証明書は、別記様式のとおりとする。

(書類の様式等)

第 8 8 条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち事業者等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 8 章の規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 1 章、附則第 4 条及び別表第 1 の規定 条例附則第 1 条第 2 号に規定する日
(条例附則第 2 条第 1 項の規則で定める軽微な変更)

第 2 条 第 6 1 条第 2 項の規定は、条例附則第 2 条第 1 項の規則で定める軽微な変更について準用する。

(条例附則第 2 条第 2 項の規則で定める条件)

第 3 条 条例附則第 2 条第 2 項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であることとする。

(条例施行前に環境影響評価その他の手続を行う場合の届出)

第 4 条 条例附則第 3 条第 2 項の規定による届出は、次に掲げる事項を届け出て行うものとする。

(1) 条例の施行後に事業者となるべき者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 条例附則第 3 条第 1 項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業の名称、種類及び規模

(3) 条例附則第 3 条第 1 項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業が実施されるべき区域

(4) 条例の施行後に条例第 1 2 条の対象事業が事業実施想定区域において実施されると想定した場合における当該対象事業に係る環境影響を受ける範囲である

と認められる地域となるべき地域

- (5) 条例附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、条例第 3 章の規定の例による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨

別表第 1（第 2 条、第 1 4 条関係）

事業の種類	第 1 種事業の要件	第 2 種事業の要件
1 条例別 表 1 の項 に掲げる 事業の種 類	(1) 道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 3 条第 2 号から第 4 号までに規定する道路、農道及び林道（以下「一般国道等」という。）の新設の事業（車線の数 が 4 以上であり、かつ、長さが 5 キロメートル以上である道路を設けるものに限る。） (2) 一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（車線の数 の増加に係る部分（改築後の車線の数 が 4 以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数 が 4 以上であるものに限る。）の長さの合計が 5 キロメートル以上であるものに限る。） (3) 森林地域（国土利用計画法（昭和 4 9 年法律第 9 2 号）	(1) 一般国道等の新設の事業（指定地域内において、車線の数 が 4 以上であり、かつ、長さが 2. 5 キロメートル以上である道路を設けるものに限る。） (2) 一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（指定地域内において、車線の数 の増加に係る部分（改築後の車線の数 が 4 以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数 が 4 以上であるものに限る。）の長さの合計が 2. 5 キロメートル以上であるものに限る。） (3) 森林地域における一般国道等の新設の事業（(1)に掲げる要件に該当するものを除き、指定地域内において、車

	第 9 条第 2 項に規定する森林地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域を除く。）をいう。以下同じ。）における一般国道等の新設の事業（(1)に掲げる要件に該当するものを除き、車線の数 が 2 以上であり、かつ、森林地域における長さの合計が 1 0 キロメートル以上である道路を設けるものに限る。） (4) 森林地域における一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線 の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（(2)に掲げる要件に該当するものを除き、車線 の数の増加に係る部分（改築後の車線の数 が 2 以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数 が 2 以上であるものに限る。）の森林地域における長さの合計が 1 0 キロメートル以上であるものに限る。） (5) 森林法第 1 9 3 条に規定	線の数 が 2 以上であり、かつ、森林地域における長さの合計 が 5 キロメートル以上である道路を設けるものに限る。） (4) 森林地域における一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線 の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（(2)に掲げる要件に該当するものを除き、指定地域内において、車線 の数の増加に係る部分（改築後の車線の数 が 2 以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数 が 2 以上であるものに限る。）の森林地域における長さの合計が 5 キロメートル以上であるものに限る。） (5) 森林法第 1 9 3 条に規定する林道の開設又は拡張の事業であって、森林法施行令別表第 3 林道の開設に要する費用の項第 6 号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第 1 号(2)及び同項第 2 号(3)に規定する林道に係るもの（(3)及び(4)に掲げる要件に該当するものを除き、指定地域内に
--	---	--

	する林道の開設又は拡張の事業であって、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）別表第 3 林道の開設に要する費用の項第 6 号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第 1 号 (2) 及び同項第 2 号 (3) に規定する林道に係るもの（(3) 及び (4) に掲げる要件に該当するものを除き、幅員が 6.5 メートル以上であり、かつ、長さが 10 キロメートル以上である林道を設けるものに限る。）	において、幅員が 6.5 メートル以上であり、かつ、長さが 5 キロメートル以上である林道を設けるものに限る。）
2 条例別表 2 の項に掲げる事業の種類	(1) 河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）第 2 条第 2 号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第 1 号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が 50 ヘクタール以上であるダムの新築の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が 2 以上である場合において、これらの者の	(1) 指定地域で実施される事業であって、貯水面積が 25 ヘクタール以上であるダムの新築の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が 2 以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が 7,500 キロワット以上である場合に限る。）及び

うちから代表する者を定めたときは、その代表する者) が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条第 1 項第 15 号の発電事業者(その者が国土交通大臣、知事又は独立行政法人水資源機構である場合を除く。以下「発電事業者」という。) であるもの(当該水力発電所の出力が 15,000 キロワット以上である場合に限る。) 及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)

(2) 計画湛水位(堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によってたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。) における湛水区域(以下「湛水区域」という。) の面積(以下「湛水面積」という。) が 50 ヘクタール以上である堰の新築の事業(当該堰が水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が

当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)

(2) 指定地域で実施される事業であつて、湛水面積が 25 ヘクタール以上である堰の新築の事業(当該堰が水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が 2 以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者) が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの(当該水力発電所の出力が 7,500 キロワット以上である場合に限る。) 及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)

(3) 指定地域で実施される事業であつて、改築後の湛水面積が 25 ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が 12.5 ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業(当該改築後の堰が水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする

2 以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が 1 5, 0 0 0 キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）

(3) 改築後の^{たん}湛水面積が 5 0 ヘクタール以上であり、かつ、^{たん}湛水面積が 2 5 ヘクタール以上増加することとなる^{せき}堰の改築の事業（当該改築後の^{せき}堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が 2 以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が 1 5, 0 0 0 キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除

する者が 2 以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が 7, 5 0 0 キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）

(4) 指定地域で実施される事業であって、2 5 ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業

	く。) (4) 50ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業	
3 条例別 表 3 の項 に掲げる 事業の種 類	(1) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道（懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）第 2 条に規定する新幹線鉄道及び同法附則第 6 項第 1 号に規定する新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。）の建設（同項第 2 号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。）の事業（長さが 5 キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。） (2) 普通鉄道に係る鉄道施設の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。）の事業（改良に係る部分の長さが 5 キロメートル以上であるものに限る。）	(1) 普通鉄道の建設（全国新幹線鉄道整備法附則第 6 項第 2 号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。）の事業（指定地域内において長さが 2.5 キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。） (2) 指定地域で実施される事業であって、普通鉄道に係る鉄道施設の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。）の事業（指定地域内において改良に係る部分の長さが 2.5 キロメートル以上であるものに限る。） (3) 指定地域で実施される事業であって、新設軌道の建設の事業（指定地域内において長さが 2.5 キロメートル以上である軌道を設けるものに限る。） (4) 指定地域で実施される事業であって、新設軌道に係る

	(3) 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による新設軌道（普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下「新設軌道」という。）の建設の事業（長さが 5 キロメートル以上である軌道を設けるものに限る。） (4) 新設軌道に係る線路の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。）の事業（改良に係る部分の長さが 5 キロメートル以上であるものに限る。）	線路の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。）の事業（指定地域内において改良に係る部分の長さが 2.5 キロメートル以上であるものに限る。）
4 条例別 表 4 の項 に掲げる 事業の種 類	(1) 飛行場及びその施設の設置の事業（長さが 1,250 メートル以上である滑走路を設けるものに限る。） (2) 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（新設する滑走路の長さが 1,250 メートル以上であるものに限る。） (3) 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（延長後の滑走路の長さが 1,250 メートル以上であり、かつ、滑走路を 250 メ	(1) 指定地域で実施される事業であって、飛行場及びその施設の設置の事業（長さが 625 メートル以上である滑走路を設けるものに限る。） (2) 指定地域で実施される事業であって、滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（新設する滑走路の長さが 625 メートル以上であるものに限る。） (3) 指定地域で実施される事業であって、滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変

	ートル以上延長するものに限る。)	更の事業（延長後の滑走路の長さが 6 2 5 メートル以上であり、かつ、滑走路を 1 2 5 メートル以上延長するものに限る。)
5 条例別 表 5 の項 に掲げる 事業の種 類	(1) 出力が 1 5, 0 0 0 キロワット以上である水力発電所の設置の工事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰^{せき}が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰^{せき}の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が 2 以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰^{せき}の新築若しくは改築である部分を除く。) (2) 出力が 1 5, 0 0 0 キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事業（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰^{せき}の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰^{せき}の新築若しくは改築を行おうとする者（そ	(1) 指定地域で実施される事業であって、出力が 7, 5 0 0 キロワット以上である水力発電所の設置の工事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰^{せき}が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰^{せき}の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が 2 以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰^{せき}の新築若しくは改築である部分を除く。) (2) 指定地域で実施される事業であって、出力が 7, 5 0 0 キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事業（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰^{せき}の新築若しくは改築を伴う場合において、当

	の者が 2 以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰^{せき}の新築若しくは改築である部分を除く。） (3) 出力が 7 5, 0 0 0 キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事業 (4) 出力が 7 5, 0 0 0 キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事業 (5) 出力が 5, 0 0 0 キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事業 (6) 出力が 5, 0 0 0 キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事業 (7) 出力が 5, 0 0 0 キロワット以上である風力発電所の設置の工事業	該ダムの新築又は当該堰^{せき}の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が 2 以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰^{せき}の新築若しくは改築である部分を除く。） (3) 指定地域で実施される事業であって、出力が 3 7, 5 0 0 キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事業 (4) 指定地域で実施される事業であって、出力が 3 7, 5 0 0 キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事業 (5) 指定地域で実施される事業であって、出力が 2, 5 0 0 キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事業
--	--	---

	(8) 出力が 5, 0 0 0 キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業 (9) 太陽電池発電所の敷地その他事業の用に供される敷地（以下「太陽電池発電所敷地等」という。）の面積が 2 0 ヘクタール以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業 (10) 太陽電池発電所敷地等の面積が 2 0 ヘクタール以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業	(6) 指定地域で実施される事業であって、出力が 2, 5 0 0 キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業 (7) 指定地域で実施される事業であって、出力が 2, 5 0 0 キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業 (8) 指定地域で実施される事業であって、出力が 2, 5 0 0 キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業 (9) 指定地域で実施される事業であって、太陽電池発電所敷地等の面積が 1 0 ヘクタール以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業 (10) 指定地域で実施される事業であって、太陽電池発電所敷地等の面積が 1 0 ヘクタール以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業
6 条例別 表 6 の項 に掲げる 事業の種	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物の最終処	(1) 指定地域で実施される事業であって、ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置の事業（1 時間当たりの処理

類	分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業 (2) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業（埋立処分場の面積の変更において廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可又は届出を要するものに限る。） (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（以下「ごみ焼却施設」という。）又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設のうち焼却施設（以下「産業廃棄物焼却施設」という。）の設置の事業（1 時間当たりの処理能力が 4 トン以上又は 1 日当たりの処理能力が 100 トン以上である施設を設置するものに限る。） (4) ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の規模の変更の事業（1 時間当たりの処理能力が 4 トン以上増加するもの	能力が 2 トン以上又は 1 日当たりの処理能力が 50 トン以上である施設を設置するものに限る。） (2) 指定地域で実施される事業であって、ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の規模の変更の事業（1 時間当たりの処理能力が 2 トン以上増加するもの又は 1 日当たりの処理能力が 50 トン以上増加するものに限る。） (3) 指定地域で実施される事業であって、し尿処理施設の設置の事業（1 日当たりの処理能力が 50 キロリットル以上であるものに限る。） (4) 指定地域で実施される事業であって、し尿処理施設の規模の変更の事業（1 日当たりの処理能力が 50 キロリットル以上増加するものに限る。）
---	--	---

	又は 1 日当たりの処理能力が 100 トン以上増加するものに限る。) (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するし尿処理施設（以下「し尿処理施設」という。）の設置の事業（1 日当たりの処理能力が 100 キロリットル以上であるものに限る。) (6) し尿処理施設の規模の変更の事業（1 日当たりの処理能力が 100 キロリットル以上増加するものに限る。)	
7 条例別 表 7 の項 に掲げる 事業の種 類	(1) 公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）による公有水面の埋立て又は干拓（以下「公有水面埋立て等」という。）の事業（公有水面埋立て等に係る区域（以下「埋立干拓区域」という。）の面積が 25 ヘクタール以上であるものに限る。) (2) 対象事業実施区域に干潟等地域（自然環境保全法第 4 条に規定する基礎調査により確認された干潟若しくは藻場又は国土利用計画法第 9 条第 2 項に規定する自然公園地域をいう。）を含む公有水面埋	

	立て等の事業（埋立干拓区域の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。）	
8 条例別 表 8 の項 に掲げる 事業の種 類	(1) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）である事業（施行区域の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。） (2) 地下水保全地域における土地区画整理事業である事業（(1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における施行区域（最近の国勢調査の結果による人口集中地区を除く。）の面積の合計が 25 ヘクタール以上であるものに限る。）	(1) 指定地域で実施される事業であって、土地区画整理事業である事業（施行区域の面積が 25 ヘクタール以上であるものに限る。） (2) 指定地域で実施される事業であって、地下水保全地域における土地区画整理事業である事業（(1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における施行区域（最近の国勢調査の結果による人口集中地区を除く。）の面積の合計が 12.5 ヘクタール以上であるものに限る。）
9 条例別 表 9 の項 に掲げる 事業の種 類	(1) 新住宅市街地開発法（昭和 38 年法律第 134 号）第 2 条第 1 項に規定する新住宅市街地開発事業（以下「新住宅市街地開発事業」という。）である事業（施行区域の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。） (2) 地下水保全地域における新住宅市街地開発事業である事業（(1)に掲げる要件に該当	(1) 指定地域で実施される事業であって、新住宅市街地開発事業である事業（施行区域の面積が 25 ヘクタール以上であるものに限る。） (2) 指定地域で実施される事業であって、地下水保全地域における新住宅市街地開発事業である事業（(1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における施行区

	するものを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が 25 ヘクタール以上であるものに限る。)	域の面積の合計が 12.5 ヘクタール以上であるものに限る。)
10 条例 別表 10 の項に掲げる事業の種類	(1) 工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として造成される一団の土地の造成（以下「工業団地の造成」という。）の事業（8 の項に掲げる要件に該当するものを除き、施行区域の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。） (2) 地下水保全地域における工業団地の造成の事業（8 の項又は(1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が 25 ヘクタール以上であるものに限る。）	(1) 指定地域で実施される事業であって、工業団地の造成の事業（8 の項に掲げる要件に該当するものを除き、施行区域の面積が 25 ヘクタール以上であるものに限る。） (2) 指定地域で実施される事業であって、地下水保全地域における工業団地の造成の事業（8 の項又は(1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が 12.5 ヘクタール以上であるものに限る。）
11 条例 別表 11 の項に掲げる事業の種類	(1) 新都市基盤整備法（昭和 47 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する新都市基盤整備事業（以下「新都市基盤整備事業」という。）である事業（施行区域の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。）	(1) 指定地域で実施される事業であって、新都市基盤整備事業である事業（施行区域の面積が 25 ヘクタール以上であるものに限る。） (2) 指定地域で実施される事業であって、地下水保全地域における新都市基盤整備事業

	(2) 地下水保全地域における 新都市基盤整備事業である事業 （(1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が 25 ヘクタール以上であるものに限る。）	である事業（(1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が 12.5 ヘクタール以上であるものに限る。）
12 条例 別表 12 の項に掲げる事業 の種類	(1) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 41 年法律第 110 号）第 2 条第 2 項に規定する流通業務団地造成事業（以下「流通業務団地造成事業」という。）である事業（施行区域の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。） (2) 地下水保全地域における流通業務団地造成事業である事業（(1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が 25 ヘクタール以上であるものに限る。）	(1) 指定地域で実施される事業であって、流通業務団地造成事業である事業（施行区域の面積が 25 ヘクタール以上であるものに限る。） (2) 指定地域で実施される事業であって、地下水保全地域における流通業務団地造成事業である事業（(1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が 12.5 ヘクタール以上であるものに限る。）
13 条例 別表 13 の項に掲げる事業 の種類	(1) 住宅の建設の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として造成される一団の土地の造成（以下「住宅団地の造成」という。）の事業（8 の項、	(1) 指定地域で実施される事業であって、住宅団地の造成の事業（8 の項、9 の項又は 11 の項に掲げる要件に該当するものを除き、造成に係る土地の面積が 25 ヘクタール以上であるものに限る。）

	9 の項又は 11 の項に掲げる要件に該当するものを除き、造成に係る土地の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。) (2) 地下水保全地域における住宅団地の造成の事業（8 の項、9 の項若しくは 11 の項又は (1) に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における造成に係る土地の面積の合計が 25 ヘクタール以上であるものに限る。)	(2) 指定地域で実施される事業であって、地下水保全地域における住宅団地の造成の事業（8 の項、9 の項若しくは 11 の項又は (1) に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における造成に係る土地の面積の合計が 12.5 ヘクタール以上であるものに限る。)
14 条例 別表 14 の項に掲 げる事業 の種類	(1) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 3 号に規定する農用地の造成（農用地以外の土地の農用地への地目変換に係るものに限る。）の事業（造成に係る土地の面積が 100 ヘクタール以上であるものに限る。)	(1) 指定地域で実施される事業であって、土地改良法第 2 条第 2 項第 3 号に規定する農用地の造成（農用地以外の土地の農用地への地目変換に係るものに限る。）の事業（造成に係る土地の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。)
15 条例 別表 15 の項に掲 げる事業 の種類	(1) スポーツ施設（ゴルフ場を除く。）又は遊園地、キャンプ場その他のレクリエーション施設（これらと一体となって整備される施設を含む。以下「スポーツ施設等」という。）の設置の事業（スポーツ施設等の用に供するための敷地と	(1) 指定地域で実施される事業であって、スポーツ施設等の設置の事業（施設用地の造成に係る土地の面積が 25 ヘクタール以上であるものに限る。) (2) 指定地域で実施される事業であって、スポーツ施設等

	して造成される一団の土地 (以下「施設用地」という。) の造成に係る土地の面積が 50ヘクタール以上であるも のに限る。) (2) スポーツ施設等の規模の 変更の事業(施設用地の造成 に係る土地の面積が50ヘク タール以上増加するものに限 る。) (3) 地下水保全地域における スポーツ施設等の設置の事業 ((1) に掲げる要件に該当す るものを除き、地下水保全地 域における施設用地の造成に 係る土地の面積の合計が25 ヘクタール以上であるものに 限る。) (4) 地下水保全地域における スポーツ施設等の規模の変更 の事業((2) に掲げる要件に該 当するものを除き、地下水保 全地域における造成に係る土 地の面積の合計が25ヘクタ ール以上増加するものに限 る。) (5) ゴルフ場(これと一体とな って整備される施設を含む。 以下同じ。)の設置の事業(ゴ ルフ場の用に供するための敷	の規模の変更の事業(施設用 地の造成に係る土地の面積が 25ヘクタール以上増加する ものに限る。) (3) 指定地域で実施される事 業であって、地下水保全地域 におけるスポーツ施設等の設 置の事業((1) に掲げる要件に 該当するものを除き、地下水 保全地域における施設用地の 造成に係る土地の面積の合計 が12.5ヘクタール以上で あるものに限る。) (4) 指定地域で実施される事 業であって、地下水保全地域 におけるスポーツ施設等の規 模の変更の事業((2) に掲げる 要件に該当するものを除き、 地下水保全地域における造成 に係る土地の面積の合計が 12.5ヘクタール以上増加 するものに限る。) (5) 指定地域で実施される事 業であって、ゴルフ場の設置 の事業(ゴルフ場用地の面積 が10ヘクタール以上である ものに限る。) (6) 指定地域で実施される事 業であって、ゴルフ場の規模 の変更の事業(5ヘクタール
--	---	---

	地として造成される一団の土地（以下「ゴルフ場用地」という。）の面積が 20 ヘクタール以上であるものに限る。） (6) ゴルフ場の規模の変更の事業（5 ヘクタール以上のゴルフ場用地の造成で、かつ、既設のゴルフ場用地との面積の合計が 20 ヘクタール以上であるものに限る。）	以上のゴルフ場用地の造成で、かつ、既設のゴルフ場用地との面積の合計が 10 ヘクタール以上であるものに限る。）
16 条例 別表 16 の項に掲げる事業の種類	(1) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 6 号に規定する終末処理場（以下「下水道終末処理場」という。）の設置の事業（計画処理人口が 100,000 人以上であるものに限る。） (2) 下水道終末処理場の規模の変更の事業（計画処理人口が 100,000 人以上増加するものに限る。）	(1) 指定地域で実施される事業であって、下水道終末処理場の設置の事業（計画処理人口が 50,000 人以上であるものに限る。） (2) 指定地域で実施される事業であって、下水道終末処理場の規模の変更の事業（計画処理人口が 50,000 人以上増加するものに限る。）
17 条例 別表 17 の項に掲げる事業の種類	(1) 製造業（物品の加工修理事業を含む。）、電気供給業（火力発電設備を事業の用に供するものに限る。）、ガス供給業又は熱供給業の用に供される工場又は事業場（以下「工場等」という。）の設置の事業（工場等において使用する燃料の量（以下「燃料使用量」	(1) 指定地域で実施される事業であって、工場等の設置の事業（燃料使用量が重油換算で 1 時間当たり 4 キロリットル以上又は排出水量が 5,000 立方メートル以上であるものに限る。） (2) 指定地域で実施される事業であって、工場等の規模の

	という。)が重油換算で1時間当たり8キロリットル以上又は排出水量(1日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。)が10,000立方メートル以上であるものに限る。) (2) 工場等の規模の変更の事業(燃料使用量が重油換算で1時間当たり8キロリットル以上又は排出水量が10,000立方メートル以上増加するものに限る。) (3) 地下水保全地域における工場等の設置の事業(排出水量が5,000立方メートル以上であるものに限る。) (4) 地下水保全地域における工場等の規模の変更の事業(排出水量が5,000立方メートル以上増加するものに限る。)	変更の事業(燃料使用量が重油換算で1時間当たり4キロリットル以上又は排出水量が5,000立方メートル以上増加するものに限る。) (3) 指定地域で実施される事業であって、地下水保全地域における工場等の設置の事業(排出水量が2,500立方メートル以上であるものに限る。) (4) 指定地域で実施される事業であって、地下水保全地域における工場等の規模の変更の事業(排出水量が2,500立方メートル以上増加するものに限る。)
18 条例 別表18 の項に掲 げる事業 の種類	(1) 豚房施設の設置の事業(豚房の総面積が7,500平方メートル以上であるものに限る。) (2) 豚房施設の規模の変更の事業(増設後の豚房の総面積が9,000平方メートル以上であるものに限る。)	

19 条例 別表19 の項に掲 げる事業 の種類	(1) 採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石、土及び砂利（以下「岩石等」という。）の採取の事業（採取の用に供される場所の面積が30ヘクタール以上であるものに限る。） (2) 岩石等の採取の規模の変更の事業（採取の用に供される場所の変更後の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。）	(1) 指定地域で実施される事業であって、岩石等の採取の事業（採取の用に供される場所の面積が15ヘクタール以上であるものに限る。） (2) 指定地域で実施される事業であって、岩石等の採取の規模の変更の事業（採取の用に供される場所の変更後の面積が25ヘクタール以上であるものに限る。）
20 条例 別表20 の項に掲 げる事業 の種類	(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する建築物の高さが100メートル以上であって、同項第4号に規定する延べ面積が50,000平方メートル以上である建築物の新築の事業（環境の保全についての適正な配慮がなされるものとして市長が認めるものを除く。）	
21 その他 の造成 事業の種 類	(1) その他の造成事業（造成に係る土地の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。） (2) 地下水保全地域におけるその他の造成事業（(1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における	(1) 指定地域で実施される事業であって、その他の造成事業（造成に係る土地の面積が25ヘクタール以上であるものに限る。） (2) 指定地域で実施される事業であって、地下水保全地域

	造成に係る土地の面積の合計 が 25 ヘクタール以上である ものに限る。)	におけるその他の造成事業 ((1) に掲げる要件に該当す るものを除き、地下水保全地 域における造成に係る土地の 面積の合計が 12.5 ヘクタ ール以上であるものに限る。)
--	---	---

備考

- 1 指定地域とは、次の各号のいずれかに該当するもの（本市の区域内に限る。）をいう。
 - (1) 文化財保護法第 109 条第 1 項の規定により指定された史跡名勝天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）
 - (2) 森林法第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林の区域
 - (3) 都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号に規定する風致地区の区域
 - (4) 自然環境保全法第 4 条に規定する基礎調査により確認された干潟又は藻場
 - (5) 熊本県立自然公園条例の規定により指定された県立自然公園の区域
 - (6) 熊本県文化財保護条例の規定により指定された県史跡名勝天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）
 - (7) 熊本市文化財保護条例第 27 条第 1 項の規定により指定された市指定史跡名勝天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）
 - (8) 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第 3 条第 1 項の規定により指定された環境保護地区
- 2 指定地域で実施される事業とは、対象事業実施区域の全部又は一部が指定地域に該当するもの又は接するものをいう。

別表第 2（第 5 1 条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1 別表第 1 の 1 の項第 1 種事業 の要件の欄(1)か ら(4)まで又は同 項第 2 種事業の 要件の欄(1)から (4)までに該当す る対象事業	道路の長さ	道路の長さが 2 0 パーセント以上増加 しないこと。
	対象事業実施区域 の位置	修正前の対象事業実施区域から 1 0 0 メートル以上離れた区域が新たに対象 事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
2 別表第 1 の 1 の項第 1 種事業 の要件の欄(5)又 は同項第 2 種事 業の要件の欄(5) に該当する対象 事業	林道の長さ	林道の長さが 2 0 パーセント以上増加 しないこと。
	対象事業実施区域 の位置	修正前の対象事業実施区域から 2 0 0 メートル以上離れた区域が新たに対象 事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎 となる自動車の速 度	林道の設計の基礎となる自動車の速度 が増加しないこと。
3 別表第 1 の 2 の項第 1 種事業 の要件の欄(1)又 は同項第 2 種事 業の要件の欄(1) に該当する対象 事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修 正前の貯水面積の 2 0 パーセント未満 であること。
	コンクリートダム 又はフィルダムの 別	
4 別表第 1 の 2 の項第 1 種事業 の要件の欄(2)若 しくは(3)又は同 項第 2 種事業の	湛 ^{たん} 水区域の位置	新たに湛 ^{たん} 水区域となる部分の面積が修 正前の湛 ^{たん} 水面積の 2 0 パーセント未満 であること。
	固定堰 ^{げき} 又は可動堰 ^{げき}	

要件の欄(2)若しくは(3)に該当する対象事業	の別	
5 別表第 1 の 2 の項第 1 種事業の要件の欄(4)又は同項第 2 種事業の要件の欄(4)に該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の 20 パーセント未満であること。
6 別表第 1 の 3 の項第 1 種事業の要件の欄(1)若しくは(2)又は同項第 2 種事業の要件の欄(1)若しくは(2)に該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが 10 パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域（別表第 1 の 3 の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。）の位置	修正前の本線路施設区域から 100 メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路（一の停車場に係るものを除く。以下同じ。）の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において 10 キロメートル毎時を超えて増加しないこと。

7 別表第 1 の 3 の項第 1 種事業 の要件の欄(3)若 しくは(4)又は同 項第 2 種事業の 要件の欄(3)若し しくは(4)に該当す る対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが 10 パーセント以上増加 しないこと。
	本線路施設区域の 位置	修正前の本線路施設区域から 100 メ ートル以上離れた区域が新たに本線路 施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計 の基礎となる車両 の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の 最高速度が地上の部分において 10 キ ロメートル毎時を超えて増加しないこ と。
8 別表第 1 の 4 の項に該当する 対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが 150 メートル（第 2 種事業にあつては、75 メートル）を 超えて増加しないこと。
	飛行場及びその施 設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域とな る部分の面積が 20 ヘクタール未満で あること。
9 別表第 1 の 5 の項第 1 種事業 の要件の欄(1)若 しくは(2)又は同 項第 2 種事業の 要件の欄(1)若し しくは(2)に該当す る対象事業	発電所又は発電設 備の出力	発電所又は発電設備の出力が 10 パー セント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の 位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面 積が修正前の当該区域の面積の 20 パ ーセント未満であること。
	堰の湛水区域の位 置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積 が修正前の湛水面積の 20 パーセント 未満であり、又は 1 ヘクタール未満で あること。
	ダムのコンクリー トダム又はフィル ダムの別	
10 別表第 1 の	発電所又は発電設	発電所又は発電設備の出力が 10 パー

5 の項第 1 種事業の要件の欄(3)若しくは(4)又は同項第 2 種事業の要件の欄(3)若しくは(4)に該当する対象事業	備の出力	セント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から 3 0 0 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての 汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての 冷却塔、冷却池 又はその他のものの別	
1 1 別表第 1 の 5 の項第 1 種事業の要件の欄(5)若しくは(6)又は同項第 2 種事業の要件の欄(5)若しくは(6)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が 1 0 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から 3 0 0 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
1 2 別表第 1 の 5 の項第 1 種事業の要件の欄(7)若しくは(8)又は同項第 2 種事業の要件の欄(7)若しくは(8)に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が 1 0 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から 3 0 0 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

1 3 別表第 1 の 5 の項第 1 種事 業の要件の欄(9) 若しくは(10)又 は同項第 2 種事 業の要件の欄(9) 若しくは(10)に 該当する対象事 業	太陽電池発電所敷 地等の位置	新たに太陽電池発電所敷地等となる部 分の面積が修正前の太陽電池発電所敷 地等の面積の 1 0 パーセント未満であ り、かつ、4 ヘクタール（第 2 種事業 にあっては、2 ヘクタール）未満であ ること。
1 4 別表第 1 の 6 の項第 1 種事 業の要件の欄(1) 又は(2)に該当す る対象事業	埋立処分場所の位 置	新たに埋立処分場所となる部分の面積 が修正前の埋立処分場所の面積の 2 0 パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 施行令（昭和 4 6 年 政 令 第 3 0 0 号）第 7 条第 1 4 号イに規定する産 業廃棄物の最終処 分場、同号ロに規 定する産業廃棄物 の最終処分場又は 一般廃棄物若しく は同号ハに規定す る産業廃棄物の最 終処分場の別	
1 5 別表第 1 の 6 の項第 1 種事 業の要件の欄(3) から(6)まで又は	ごみ焼却施設、産 業廃棄物焼却施設 又はし尿処理施設 の処理能力	ごみ焼却施設、産業廃棄物焼却施設又 はし尿処理施設の処理能力が 1 0 パー セント以上増加しないこと。

同項第 2 種事業 の要件の欄(1)か ら(4)までに該当 する対象事業	対象事業実施区域 の位置	修正前の対象事業実施区域から 3 0 0 メートル以上離れた区域が新たに対象 事業実施区域とならないこと。
1 6 別表第 1 の 7 の項に該当す る対象事業	埋立干拓区域の位 置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積 が修正前の埋立干拓区域の面積の 2 0 パーセント未満であること。
1 7 別表第 1 の 8 の項、9 の項、 1 1 の項及び 1 2 の項に該当 する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修 正前の施行区域の面積の 1 0 パーセン ト未満であり、かつ、1 0 ヘクタール (第 2 種事業又は地下水保全地域で実 施される事業(第 2 種事業を除く。)) にあつては、5 ヘクタール(地下水保 全地域で実施される第 2 種事業にあつ ては、2. 5 ヘクタール)) 未満であ ること。
1 8 別表第 1 の 1 0 の項、1 3 の 項、1 5 の項及び 2 1 の項に該当 する対象事業	造成に係る土地の 位置	新たに造成に係る土地となる部分の面 積が修正前の当該土地の面積の 1 0 パ ーセント未満であり、かつ、1 0 ヘク タール(第 2 種事業又は地下水保全地 域で実施される事業(第 2 種事業を除 く。))にあつては、5 ヘクタール(地 下水保全地域で実施される第 2 種事業 にあつては、2. 5 ヘクタール)) 未 満であること。
1 9 別表第 1 の 1 4 の項に該当 する対象事業	造成に係る土地の 位置	新たに造成に係る土地となる部分の面 積が修正前の当該土地の面積の 1 0 パ ーセント未満であり、かつ、2 0 ヘク タール(第 2 種事業にあつては、1 0 ヘクタール) 未満であること。

20 別表第 1 の 16 の項に該当 する対象事業	計画処理人口	計画処理人口が 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域 の位置	修正前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象 事業実施区域とならないこと。
21 別表第 1 の 17 の項に該当 する対象事業	燃料使用量又は排 出水量	燃料使用量又は排出水量が 10 パーセ ント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域 の位置	修正前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象 事業実施区域とならないこと。
22 別表第 1 の 18 の項に該当 する対象事業	豚房施設の位置	新たに豚房施設となる部分の面積が修 正前の豚房施設の面積の 10 パーセン ト未満であること。
	対象事業実施区域 の位置	修正前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象 事業実施区域とならないこと。
23 別表第 1 の 19 の項に該当 する対象事業	採取の用に供され る場所の位置	新たに採取の用に供される場所となる 部分の面積が修正前の当該場所の面積 の 10 パーセント未満であり、かつ、 6 ヘクタール（第 2 種事業にあつては、 3 ヘクタール）未満であること。
24 別表第 1 の 20 の項に該当 する対象事業	建築物の高さ	建築物の高さが 10 パーセント以上増 加しないこと。
	建築物の延べ面積	建築物の延べ面積が 10 パーセント以 上増加しないこと。

別表第 3（第 61 条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1 別表第 1 の 1 の項第 1 種事業	道路の長さ	道路の長さが 10 パーセント以上増加 しないこと。

の要件の欄(1)から(4)まで又は同項第 2 種事業の要件の欄(1)から(4)までに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 1 0 0 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した 1, 0 0 0 メートル以上の区間において変更しないこと。
	道路と交通の用に供する施設を連結させるための施設で道路法第 3 条第 1 号の高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道の施設に準ずる規模を有するものを設置する区域（以下「インターチェンジ等区域」という。）の位置	変更前のインターチェンジ等区域から 5 0 0 メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。
2 別表第 1 の 1 の項第 1 種事業の要件の欄(5)又は同項第 2 種事業の要件の欄(5)	林道の長さ	林道の長さが 1 0 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 2 0 0 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

に該当する対象事業	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが 20 メートル以上である橋の設置（移設に該当するものを除く。）を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
3 別表第 1 の 2 の項第 1 種事業の要件の欄(1)又は同項第 2 種事業の要件の欄(1)に該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の 10 パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 500 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
4 別表第 1 の 2 の項第 1 種事業の要件の欄(2)若しくは(3)又は同項第 2 種事業の要件の欄(2)若しくは(3)に該当する対象事業	湛 ^{たん} 水区域の位置	新たに湛 ^{たん} 水区域となる部分の面積が変更前の湛 ^{たん} 水面積の 10 パーセント未満であること。
	固定堰 ^{ぜき} 又は可動堰 ^{ぜき} の別	
	堰 ^{せき} の位置	堰 ^{せき} の両端のいずれかが 500 メートル以上移動しないこと。
5 別表第 1 の 2 の項第 1 種事業の要件の欄(4)又は同項第 2 種事業の要件の欄(4)に該当する対象	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の 10 パーセント未満であること。

事業		
6 別表第 1 の 3 の項第 1 種事業 の要件の欄(1)若 しくは(2)又は同 項第 2 種事業の 要件の欄(1)若し しくは(2)に該当す る対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが 10 パーセント以上増加 しないこと。
	本線路施設区域の 位置	変更前の本線路施設区域から 100 メ ートル以上離れた区域が新たに本線路 施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の 基礎となる列車の 最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最 高速度が地上の部分において 10 キロ メートル毎時を超えて増加しないこ と。
	運行される列車の 本数	地上の部分において、運行される列車 の本数が 10 パーセント以上増加せ ず、又は 1 日当たり 10 本を超えて増 加しないこと。
	盛土、切土、トン ネル若しくは地 下、橋若しくは高 架又はその他の構 造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、 橋若しくは高架又はその他の構造の別 が連続した 1,000 メートル以上の 区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査 修繕施設の区域の 位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面 積が 10 ヘクタール以上増加しないこ と。
7 別表第 1 の 3 の項第 1 種事業 の要件の欄(3)若 しくは(4)又は同 項第 2 種事業の 要件の欄(3)若し	軌道の長さ	軌道の長さが 10 パーセント以上増加 しないこと。
	本線路施設区域の 位置	変更前の本線路施設区域から 100 メ ートル以上離れた区域が新たに本線路 施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。

くは(4)に該当する対象事業	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される車両の本数	地上の部分において、運行される車両の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加しないこと。
8 別表第1の4の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが150メートル（第2種事業にあつては、75メートル）を超えて増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が20ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和42年政令第284号）第6条の規定を適用した場合における同条の値が

		75 以上となる区域をいう。) から 500メートル以上離れた陸地の区域 が新たに当該区域とならないこと。
9 別表第 1 の 5 の項第 1 種事業 の要件の欄(1)若 しくは(2)又は同 項第 2 種事業の 要件の欄(1)若し しくは(2)に該当す る対象事業	発電所又は発電設 備の出力	発電所又は発電設備の出力が 10 パー セント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の 位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面 積が変更前の当該区域の面積の 10 パー セント未満であること。
	堰の湛水区域の位 置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積 が変更前の湛水面積の 10 パーセント 未満であり、又は 1 ヘクタール未満で あること。
	ダムのコンクリー トダム又はフィル ダムの別	
	対象事業実施区域 の位置	変更前の対象事業実施区域から 500 メートル以上離れた区域が新たに対象 事業実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変 更前の減水区間の長さの 20 パーセン ト未満であり、又は 100メートル未 満であること。
10 別表第 1 の 5 の項第 1 種事 業の要件の欄(3) 若しくは(4)又は 同項第 2 種事業 の要件の欄(3)若 しくは(4)に該当	発電所又は発電設 備の出力	発電所又は発電設備の出力が 10 パー セント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域 の位置	変更前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象 事業実施区域とならないこと。
	原動力についての 汽力、ガスタービ	

する対象事業	ン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が 10 パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が 10 パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが 10 パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口の位置が 100 メートル以上移動しないこと。
1 1 別表第 1 の 5 の項第 1 種事業の要件の欄(5)若しくは(6)又は同項第 2 種事業の要件の欄(5)若しくは(6)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	冷却塔の高さ	冷却塔の高さが 10 パーセント以上減少しないこと。
	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が 100 メートル以上移動しないこと。
1 2 別表第 1 の 5 の項第 1 種事	発電所の出力	発電所の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。

業の要件の欄(7)若しくは(8)又は同項第 2 種事業の要件の欄(7)若しくは(8)に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 3 0 0 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が 1 0 0 メートル以上移動しないこと。
1 3 別表第 1 の 5 の項第 1 種事業の要件の欄(9)若しくは(10)又は同項第 2 種事業の要件の欄(9)若しくは(10)に該当する対象事業	太陽電池発電所敷地等の位置	新たに太陽電池発電所敷地等となる部分の面積が変更前の太陽電池発電所敷地等の面積の 1 0 パーセント未満であり、かつ、4 ヘクタール（第 2 種事業にあつては、2 ヘクタール）未満であること。
1 4 別表第 1 の 6 の項第 1 種事業の要件の欄(1)又は(2)に該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の 1 0 パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 1 4 号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	

15 別表第1の6の項第1種事業の要件の欄(3)から(6)まで又は同項第2種事業の要件の欄(1)から(4)までに該当する対象事業	ごみ焼却施設、産業廃棄物焼却施設又はし尿処理施設の処理能力	ごみ焼却施設、産業廃棄物焼却施設又はし尿処理施設の処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
16 別表第1の7の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の10パーセント未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
17 別表第1の8の項、9の項、11の項及び12の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール（第2種事業又は地下水保全地域で実施される事業（第2種事業を除く。）にあつては、5ヘクタール（地下水保全地域で実施される第2種事業にあつては、2.5ヘクタール））未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は10ヘクタール（第2種事業又は地下水保全地域で実施される事業（第2種事業を除く。）にあつては、5ヘクタール（地下水保全地域で実施される第

		2 種事業にあつては、2. 5 ヘクタール)) 以上増加しないこと。
1 8 別表第 1 の 1 0 の項、1 3 の 項、1 5 の項及び 2 1 の項に該当 する対象事業	造成に係る土地の 位置	新たに造成に係る土地となる部分の面積が変更前の当該土地の面積の 1 0 パーセント未満であり、かつ、1 0 ヘクタール（第 2 種事業又は地下水保全地域で実施される事業（第 2 種事業を除く。）にあつては、5 ヘクタール（地下水保全地域で実施される第 2 種事業にあつては、2. 5 ヘクタール)) 未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の 2 0 パーセント以上増加せず、又は 1 0 ヘクタール（第 2 種事業又は地下水保全地域で実施される事業（第 2 種事業を除く。）にあつては、5 ヘクタール（地下水保全地域で実施される第 2 種事業にあつては、2. 5 ヘクタール)) 以上増加しないこと。
1 9 別表第 1 の 1 4 の項に該当 する対象事業	造成に係る土地の 位置	新たに造成に係る土地となる部分の面積が変更前の当該土地の面積の 1 0 パーセント未満であり、かつ、2 0 ヘクタール（第 2 種事業にあつては、1 0 ヘクタール) 未満であること。
2 0 別表第 1 の 1 6 の項に該当 する対象事業	計画処理人口	計画処理人口が 1 0 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域 の位置	変更前の対象事業実施区域から 3 0 0 メートル以上離れた区域が新たに対象

		事業実施区域とならないこと。
2 1 別表第 1 の 1 7 の項に該当 する対象事業	燃料使用量又は排出水量	燃料使用量又は排出水量が 1 0 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 3 0 0 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
2 2 別表第 1 の 1 8 の項に該当 する対象事業	豚房施設の位置	新たに豚房施設となる部分の面積が変更前の豚房施設の面積の 1 0 パーセント未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 3 0 0 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
2 3 別表第 1 の 1 9 の項に該当 する対象事業	採取の用に供される場所の位置	新たに採取の用に供される場所となる部分の面積が変更前の当該場所の面積の 1 0 パーセント未満であり、かつ、6 ヘクタール（第 2 種事業にあつては、3 ヘクタール）未満であること。
2 4 別表第 1 の 2 0 の項に該当 する対象事業	建築物の高さ	建築物の高さが 1 0 パーセント以上増加しないこと。
	建築物の延べ面積	建築物の延べ面積が 1 0 パーセント以上増加しないこと。

別記様式（第 8 7 条関係）

第	号
立 入 調 査 実 施 者 身 分 証 明 書	
所 属	
氏 名	
上記の者は、熊本市環境影響評価条例第 5 4 条第 2 項の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。	
年	月 日
熊本市長	印

備考 裏面に条例第 5 4 条の関係条項を記載する。

規 則 第 18 号

令和 7 年 3 月 24 日

熊本市職員共済組合条例施行規則等を廃止する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員共済組合条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 熊本市職員共済組合条例施行規則（昭和 30 年規則第 20 号）
- (2) 熊本市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和 35 年規則第 7 号）
- (3) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例第 4 条の 2 第 1 項の年金たる給付等を定める規則（昭和 56 年規則第 54 号）
- (4) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例第 5 条第 1 項の年金たる給付等を定める規則（昭和 62 年規則第 56 号）
- (5) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例第 5 条第 1 項の年金たる給付等を定める規則（平成元年規則第 60 号）
- (6) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例第 5 条第 1 項の年金たる給付等を定める規則（平成 2 年規則第 55 号）
- (7) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例第 5 条第 1 項の年金たる給付等を定める規則（平成 3 年規則第 102 号）
- (8) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例第 5 条第 1 項の年金たる給付等を定める規則（平成 4 年規則第 83 号）
- (9) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例第 5 条第 1 項の年金たる給付等を定める規則（平成 5 年規則第 64 号）
- (10) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例第 5 条第 1 項の年金たる給付等を定める規則（平成 6 年規則第 54 号）
- (11) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例第 5 条第

- 1 項の年金たる給付等を定める規則（平成 7 年規則第 6 9 号）
- (12) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例第 5 条第 1 項の年金たる給付等を定める規則（平成 8 年規則第 6 4 号）
- (13) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例第 5 条第 1 項の年金たる給付等を定める規則（平成 9 年規則第 6 0 号）
- (14) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例第 5 条第 1 項の年金たる給付等を定める規則（平成 1 0 年規則第 5 6 号）
- (15) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例第 5 条第 1 項の年金たる給付等を定める規則（平成 1 1 年規則第 5 7 号）
- (16) 熊本市職員共済組合条例の規定による年金の額の改定に関する条例第 5 条第 1 項の年金たる給付等を定める規則（平成 1 2 年規則第 6 8 号）

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

規 則 第 19 号

令和 7 年 3 月 24 日

熊本市こども文化会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市こども文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市こども文化会館条例施行規則（平成 20 年規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項第 2 号中「条例第 11 条第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 15 条第 4 号に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 20 号

令和 7 年 3 月 25 日

熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市都市公園条例施行規則（昭和 33 年規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

坪井川緑地運動施設	多目的運動広場	1月4日から12月28日まで	3月1日から10月15日まで	午前6時から午後10時まで	
	野球場		10月16日から翌年2月末日まで	午前7時から午後10時まで	
庄口地区運動施設	ソフトボール場	1月4日から12月28日まで	3月1日から4月30日まで	午前6時から午後6時まで	
	テニスコート		5月1日から9月15日まで	午前6時から午後7時まで	

			9 月 16 日か ら 10 月 15 日まで	午前 6 時から 午後 6 時まで	
			10 月 16 日 から翌年 2 月末日まで	午前 7 時から 午後 5 時まで	

」

を

「

坪井川緑地運動施設	多目的運動広場 野球場 ソフトボール場 テニスコート	1月4日から12月28日まで	3月1日から10月15日まで 10月16日から翌年2月末日まで	午前6時から午後10時まで 午前7時から午後10時まで	
	運動広場	1月4日から12月28日まで	3月1日から4月30日まで 5月1日から9月15日まで 9月16日から10月15日まで 10月16日から翌年2月末日まで	午前6時から午後6時まで 午前6時から午後7時まで 午前6時から午後6時まで 午前7時から午後5時まで	
庄口地区運動施設	テニスコート	1月4日から12月28日まで	3月1日から4月30日まで	午前8時から午後6時まで	
			5月1日から9月15日まで	午前8時から午後7時まで	
			9月16日から10月15日まで	午前8時から午後6時まで	

			10 月 16 日 から翌年 2 月末日まで	午前 8 時から 午後 5 時まで	
--	--	--	------------------------------	----------------------	--

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 21 号

令和 7 年 3 月 25 日

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則（平成元年規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「とは、次の各号のいずれかの」を「は、次の各号のいずれかに該当する」に改める。

第 12 条を次のように改める。

（事前協議を必要とする規則で定める行為）

第 12 条 条例第 16 条に規定する規則で定める行為は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規定する建築物等の建築（当該建築物等の敷地の面積が 500 平方メートル以上のものの建築に限る。）とする。

第 13 条第 2 号を削り、同条第 3 号中「前条第 2 号」を「前条」に改め、同号を同条第 2 号とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 22 号

令和 7 年 3 月 27 日

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則（平成 29 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

熊本市新庁舎市民交流スペース等利活用検討支援業務受託事業者選定委員会	熊本市新庁舎市民交流スペース等利活用検討支援業務に係る受託事業者の選定について、必要な事項を審議する。	令和 7 年 3 月 28 日から同年 6 月 30 日まで
熊本市庁舎周辺まちづくりプラン(仮称)作成支援業務受託事業者選定委員会	熊本市庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）作成支援業務に係る受託事業者の選定について、必要な事項を審議する。	令和 7 年 3 月 28 日から同年 6 月 30 日まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 23 号

令和 7 年 3 月 27 日

町内自治振興補助金交付規則及び熊本市防犯灯補助金交付規則を廃止する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

町内自治振興補助金交付規則及び熊本市防犯灯補助金交付規則を廃止する規則

町内自治振興補助金交付規則（昭和 47 年規則第 35 号）及び熊本市防犯灯補助金交付規則（昭和 48 年規則第 33 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前の期間に係るこの規則による廃止前の町内自治振興補助金交付規則に基づく補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前の期間に係るこの規則による廃止前の熊本市防犯灯補助金交付規則に基づく補助金の交付については、なお従前の例による。

規 則 第 24 号

令和 7 年 3 月 27 日

熊本市職員安全衛生規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

熊本市職員安全衛生規則(昭和 49 年規則第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「総括安全衛生管理者から職員の安全及び」を「、第 31 条第 1 項第 1 号又は第 40 条第 1 項第 1 号に掲げる者（以下これらの者を「総括安全衛生管理者等」という。）から職員の安全又は」に、「総括安全衛生管理者に」を「総括安全衛生管理者等に」に改める。

第 5 条第 2 項各号を次のように改める。

- (1) 本庁 総務局行政管理部労務厚生課長
- (2) 学校給食事業 教育委員会事務局学校教育部健康教育課長
- (3) 前 2 号に規定するもののほか、市長が必要と認める箇所 市長が認める者

第 5 条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項第 3 号の規定に基づき総括安全衛生管理者を置く場合は、同号に規定する箇所ごとに第 30 条に定める安全衛生委員会又は第 39 条第 1 項に定める衛生委員会を置くものとする。

第 6 条の見出し中「総括安全衛生管理者」を「総括安全衛生管理者等」に改め、同条第 1 項中「総括安全衛生管理者」を「総括安全衛生管理者等」に、「及び」を「又は」に改め、同条第 2 項中「総括安全衛生管理者」を「総括安全衛生管理者等」に、「熊本市職員安全衛生委員会」を「安全衛生委員会、第 39 条に定める衛生委員会等」に、「安全管理及び」を「安全管理又は」に改め、同条第 3 項中「総括安全衛生管理者」を「総括安全衛生管理者等」に改める。

第 7 条から第 10 条までの規定、第 13 条、第 16 条から第 19 条までの規定、第 21 条、第 22 条及び第 24 条中「総括安全衛生管理者」を「総括安全衛生管理者等」に改める。

第 30 条中「法第 19 条第 1 項の規定に基づき、第 5 条第 2 項各号に規定する総括安全衛生管理者の設置箇所ごとに」を「法第 17 条第 1 項の安全委員会及び法第 18 条第 1 項の衛生委員会を設けるときは、これらの設置に代えて、法第 19 条第 1 項の」に改め、「置く」の次に「ものとする」を加える。

第 31 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 法第 19 条第 2 項第 1 号に規定する者

第 31 条第 1 項第 3 号中「第 19 条第 3 項」の次に「の規定」を加え、同条第 2 項中「総括安全衛生管理者」を「同項第 1 号に掲げる者」に改める。

第 32 条中「総括安全衛生管理者」を「前条第 1 項第 1 号に掲げる者」に改める。

第 39 条第 1 項中「の学校」を「の事業場」に改める。

第 40 条第 1 項各号を次のように改める。

(1) 法第 18 条第 2 項第 1 号に規定する者

(2) 法第 18 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに規定する者

(3) 法第 18 条第 3 項の規定により指名された者

第 40 条第 3 項中「所属長」を「第 1 項第 1 号又は前項第 1 号に掲げる者」に改める。

第 41 条中「当該所属長」を「前条第 1 項第 1 号又は第 2 項第 1 号に掲げる者」に改める。

第 45 条中「及び」を「並びに」に改め、「設置された委員会」の次に「及び第 39 条第 1 項の規定に基づき設置された衛生委員会」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 25 号

令和 7 年 3 月 27 日

熊本市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市福祉事務所事務分掌規則（昭和 35 年規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条福祉課の項第 3 号中「婦人保護更生」を「困難な問題を抱える女性への支援」に、「区役所」を「他課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 26 号

令和 7 年 3 月 27 日

熊本市くまもと工芸会館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市くまもと工芸会館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市くまもと工芸会館条例施行規則（平成 3 年規則第 93 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「（様式第 1 号）」を削り、同条第 2 項中「（様式第 2 号）」を削る。

第 4 条中「（様式第 3 号）」を削る。

第 5 条第 1 項中「（様式第 4 号）」を削る。

第 9 条中「（様式第 5 号）」を削る。

第 16 条を第 17 条とし、第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（書類の様式等）

第 16 条 この規則の規定により使用する書類（第 10 条各号及び第 12 条に規定するものを除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。ただし、会館の管理を指定管理者に行わせる場合において指定管理者に提出し、又は指定管理者が交付する書類に記載すべき事項及びその様式は、指定管理者が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

別表映写器具類の部テレビの項の次に次のように加える。

ブルーレイディスクレコーダー	1 台	800 円
----------------	-----	-------

様式第 1 号から様式第 5 号までを削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 27 日

熊本市長 大 西 一 史

後 面	男	裾の中央を裂く。
	性	形状は、図のとおりとする。
	女	両側脇線の裾を裂く。
	性	形状は、図のとおりとする。
袖 章	男	表半面に階級に応じた金色しま織線をまとう。
	性	形状及び寸法は、図のとおりとする。
	女	表半面に階級に応じた銀色しま織線をまとう。
	性	形状及び寸法は、男性と同様とする。
下 衣	男	長ズボンとする。
	性	形状は、図のとおりとする。
	女	長ズボン、スカート又はキュロットスカートとする。
	性	形状は、図のとおりとする。
ネクタイ		黒色、赤色及び白色のストライプ柄の織物とする。

別表

下衣の

部色の項中「帽」を「制帽」に改め、同表夏下衣の部製式の款を次のように改める。

製 式	甲種衣下衣と同様とする。
-----	--------------

図中

「

制帽

女性

男性

」

を

「

制帽

女性

男性

」

に、

「

甲種衣

前面



後面



ボタン



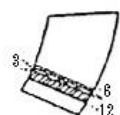
袖章



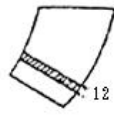
団
長



副
団
長

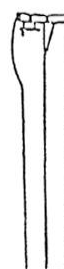


分
団
長、
副
分
団
長



部
長、
班
長、
団
員

下衣



」

を

「

甲種衣

前面



後面

女性



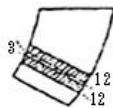
男性



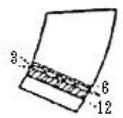
袖章



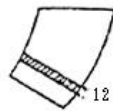
団
長



副
団
長

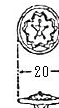


分
団
長
副
分
団
長



部
長
班
長
団
員

ボタン



下衣

ズボン



スカート



キュロットスカート



」

に、

「

乙種衣

前面

肩章

下衣

」

を

「

乙種衣

前面

肩章

下衣

」

に改め、

「

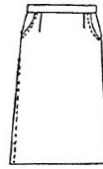
夏下衣

ズボン



スカート

前面



後面



」

を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 28 号

令和 7 年 3 月 27 日

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 19 条の規定に基づく
市長が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 19 条の規定に基
づく市長が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 19 条の規定に基づく
市長が給与を定める職員等に関する規則（令和 2 年規則第 28 号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第 2 に次のように加える。

中国残留邦人等に対する支援・相談員

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 29 号

令和 7 年 3 月 27 日

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成 9 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表認知症初期集中支援チーム嘱託医の項、特別児童扶養手当判定嘱託医の項、心の健康相談嘱託医の項、こころの健康センター嘱託医の項及び特別障害者手当等判定嘱託医の項中「23,319 円」を「23,773 円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 30 号

令和 7 年 3 月 27 日

熊本市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市学校給食費条例施行規則（令和元年規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「278 円」を「311 円」に改め、同項第 4 号中「338 円」を「367 円」に改める。

別表中「5,400 円」を「6,000 円」に、「6,400 円」を「7,000 円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 31 号

令和 7 年 3 月 27 日

熊本市介護予防支援事業推進のための施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市介護予防支援事業推進のための施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市介護予防支援事業推進のための施設に関する条例施行規則（平成 13 年規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「（様式第 1 号）」を削り、同条第 3 項中「（様式第 2 号）」を削る。

第 3 条第 1 項中「（様式第 3 号）」及び「（様式第 4 号）」を削り、同条第 3 項中「（様式第 5 号）」及び「（様式第 6 号）」を削る。

第 4 条中「1 時間までごとに 200 円」を「別表に定めるところ」に改める。

第 5 条第 1 項中「（様式第 7 号）」を削る。

第 7 条第 1 項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第 8 条の見出しを「（毀損滅失届）」に改め、同条中「き損し」を「毀損し」に、「施設等き損（滅失）届（様式第 8 号）」を「施設等毀損（滅失）届」に改める。

第 12 条を第 13 条とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（書類の書式等）

第 12 条 この規則の規定により使用する書類（第 10 条各号に掲げるものを除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。ただし、施設の管理を指定管理者に行わせる場合において指定管理者に提出し、又は指定管理者が交付する書類に記載すべき事項及びその様式は、指定管理者が別に定めるところによる。

- 2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 4 条関係）

施設区分		1 時間までごとの使用料
熊本市お達者文化会館	多目的ホール	2 0 0 円
熊本市南部万年青会館	多目的ホール	2 0 0 円
	調理室	2 0 0 円
	会議室 A	1 0 0 円
	会議室 B	1 0 0 円
	会議室 C	1 0 0 円
熊本市東部はつらつ交流会館	多目的ホール	2 0 0 円
	会議室	1 0 0 円

様式第 1 号から様式第 8 号までを削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 32 号

令和 7 年 3 月 28 日

熊本市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市会計規則の一部を改正する規則

熊本市会計規則（昭和 39 年規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 2 第 2 項第 7 号中「第 3 号、第 4 号及び第 6 号」を「第 4 号、第 5 号及び前号」に、「第 4 号及び第 5 号」を「第 5 号及び第 6 号」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 介護保険料（当該介護保険料に係る熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 11 条に規定する延滞金を含む。）

第 33 条第 2 項を次のように改める。

- 2 令第 161 条第 1 項第 1 号から第 16 号までに掲げる経費、同条第 2 項の規定により資金前渡をするもの及び前項の規定により資金を前渡することができる経費は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める期間を限度として前渡するものとする。

- (1) 令第 161 条第 1 項第 1 号から第 16 号までに掲げる経費及び前項各号に掲げる経費（次号及び第 3 号に掲げるものを除く。） 1 か月分以内
- (2) 令第 161 条第 1 項第 6 号、第 13 号及び第 14 号に掲げる経費並びに同条第 2 項の規定により資金前渡をするもの並びに前項第 5 号、第 8 号及び第 20 号に掲げる経費 3 か月分以内

- (3) 令第 161 条第 1 項第 12 号及び前項第 16 号に掲げる経費 1 年分以内

第 34 条第 3 項中「当該書類を」の次に「速やかに」を加える。

第 62 条第 1 項中「アラビア数字」を「算用数字」に改める。

第 7 5 条中「範囲」を「範囲等」に改める。

別表第 1 (1) 市長事務部局(消防局を除く。)の表地域活動推進課の項を削り、同表中生活安全課の項の前に次のように加える。

戸籍住民課	課長
マイナンバーカードセンター	所長

別表第 1 (1) 市長事務部局(消防局を除く。)の表中「自転車利用推進課」を「地域交通支援課」に改める。

別表第 1 (2) 消防局の表中「指導課」を「規制課」に改め、各消防署の項を次のように改める。

各消防署指導課	課長
---------	----

別表第 1 (3) 教育委員会の表地域教育推進課の項を削る。

別表第 2 中「範囲」を「範囲等」に、

「

株式会社　りそな銀行	本店及び各支店
------------	---------

」

を

「

株式会社　りそな銀行	本店及び各支店 (口座振替による収納の 事務に限る。)
------------	-----------------------------------

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 33 号

令和 7 年 3 月 28 日

熊本市食品交流会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市食品交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市食品交流会館条例施行規則（平成 9 年規則第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中「に掲げる」を「及び第 13 条に規定する」に改める。

別表(1)器具類の表大道具類の部演台（花台及び司会者台付）の項中「500円」を「1,000円」に改め、同部ポータブルステージの項中「500円」を「1,000円」に改め、同部テーブルクロス（布）の項の次に次のように加える。

ホワイトボード	1 台	100円
---------	-----	------

別表(1)器具類の表音響器具類の部ホールスピーカーの項を削り、同部ワイヤレス送受信機の項中「1CH」を「1式」に改め、同部ダイナミックマイクロホンの項中「500円」を「1,000円」に改め、同部CDプレーヤーの項を同部CD・DVDプレーヤーの項とし、同表映写器具類の部スクリーン（OHP・スライド用）の項中「OHP・スライド用」を「移動式」に改め、同部テレビ（VTR付）の項中「VTR」を「CD・DVD」に、「500円」を「1,000円」に改め、同部オーバーヘッドプロジェクターの項を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 34 号

令和 7 年 3 月 28 日

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市介護保険法等の施行に関する規則（平成 12 年規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項第 1 号中「掲げる被災被保険者」の次に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、「令和 7 年 2 月 28 日」を「令和 8 年 2 月 28 日」に改め、同項中第 9 号を第 10 号とし、第 2 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 前号に掲げる者のうち平成 27 年 1 月 1 日前に指定が解除された区域又は地点に係るもの 令和 7 年 3 月 31 日

附則第 8 項第 1 号中「平成 27 年」を「平成 28 年」に改める。

附則第 10 項第 1 号中「及びウ」を「、ウ及びエ」に、「16 8 月」を「180 月」に改め、同項第 10 号中「附則第 7 項第 9 号」を「附則第 7 項第 10 号」に改め、同号を同項第 11 号とし、同項第 9 号中「附則第 7 項第 8 号」を「附則第 7 項第 9 号」に改め、同号を同項第 10 号とし、同項第 8 号中「附則第 7 項第 7 号」を「附則第 7 項第 8 号」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 7 号中「附則第 7 項第 6 号」を「附則第 7 項第 7 号」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「附則第 7 項第 5 号」を「附則第 7 項第 6 号」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「附則第 7 項第 4 号」を「附則第 7 項第 5 号」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「附則第 7 項第 3 号」を「附則第 7 項第 4 号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「附則第 7 項第 2 号」を「附則第 7 項第 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 附則第 7 項第 1 号エに規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から 1 6 8 月

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の附則第 8 項の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 令和 6 年度分の保険料であって、令和 6 年度末に第 1 号被保険者の資格を取得したことにより令和 7 年 4 月以降に普通徴収の納期限が到来するものに対する減免については、なお従前の例による。

規 則 第 3 5 号

令和 7 年 3 月 2 8 日

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市事務分掌規則（平成 8 年規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 1 項中「人材育成センター」の次に「、マイナンバーカードセンター、中央児童発達支援ルーム」を加え、同条第 1 2 項中「南農業振興室」の次に「、地域拠点推進室」を、「西環状道路推進室」の次に「、橋梁マネジメント室」を加え、同条第 1 5 項中「児童発達支援ルーム」の次に「（中央児童発達支援ルームを除く。）」を加える。

別表(1)政策局の表総合政策部の部政策企画課の項事務分掌の欄中第 1 4 号を削り、第 1 5 号を第 1 4 号とし、第 1 6 号を第 1 5 号とし、第 1 7 号を第 1 6 号とし、同表庁舎整備部の部庁舎周辺まちづくり課の項事務分掌の欄中第 1 号を次のように改める。

(1) 現庁舎跡地の利活用に関すること。

別表(1)政策局の表庁舎整備部の部庁舎周辺まちづくり課の項事務分掌の欄第 2 号中「こと」の次に「（他課の所管に属するものを除く。）」を加え、同欄に次の 1 号を加える。

(3) 庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）等検討委員会に関すること。

別表(1)政策局の表危機管理防災部の部防災計画課の項事務分掌の欄第 5 号中「の仕組み」を削る。

別表(2)総務局の表行政管理部の部改革プロジェクト推進課の項の次に次のように加える。

業務支援課	(1) 総合行政事務センターに関すること。 (2) ワークステーションに関すること。
-------	---

別表(4)文化市民局の表市民生活部の部地域政策課の項事務分掌の欄第 4 号を削り、同欄第 5 号中「市の境界及び」を削り、同号を同欄第 4 号とし、同欄中第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 9 号までを削り、第 10 号を第 6 号とし、第 11 号を第 7 号とし、第 12 号を第 8 号とし、同号の次に次の 4 号を加える。

(9) 市民公益活動支援に係る総合的企画及び調整に関すること。

(10) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に関すること。

(11) 熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成 27 年条例第 13 号）に関すること。

(12) 地域コミュニティ活動推進に係る総合的調整に関すること。

別表(4)文化市民局の表市民生活部の部地域政策課の項事務分掌の欄第 13 号を次のように改める。

(13) 地域コミュニティセンターの設置及び廃止に関すること。

別表(4)文化市民局の表市民生活部の部地域政策課の項事務分掌の欄中第 15 号を削り、第 17 号を第 18 号とし、第 16 号を第 17 号とし、第 14 号を第 16 号とし、第 13 号の次に次の 2 号を加える。

(14) くまもとポイント事業に関すること。

(15) 市民活動支援センターに関すること。

別表(4)文化市民局の表市民生活部の部地域政策課の項事務分掌の欄に次の 3 号を加える。

(19) 市民公益活動支援基金運営委員会に関すること。

(20) 市民活動支援センター運營業務受託事業者選考委員会に関すること。

(21) 市民公益活動支援基金に関すること。

別表(4)文化市民局の表市民生活部の部地域政策課の項の次に次のように加える。

戸籍住民課	(1) 戸籍、住民基本台帳等に係る事務の総合的企画及び調整等に関すること。 (2) 戸籍、住民基本台帳等に係る広報及び研修に関すること。
-------	---

	(3) 町界町名及び住居表示に関すること。 (4) 市の境界に関すること。 (5) 個人番号カードの交付に係る総合的調整及び普及啓発に関すること。 (6) 町界町名審議会に関すること。 (7) マイナンバーカードセンター（室）に関すること。
マイナンバーカードセンター（室）	(1) 個人番号カードの交付等に関すること。

別表(4)文化市民局の表市民生活部の部地域活動推進課の項を削り、同部生涯学習課の項事務分掌の欄第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 地域婦人会連絡協議会その他社会教育的団体の支援に関すること。
- (3) 地域公民館活動の支援に係る総合的調整に関すること。
- (4) 青少年善行表彰選考委員会に関すること。

別表(4)文化市民局の表文化創造部の部文化政策課の項事務分掌の欄第13号中「文化芸術推進基本計画策定委員会」を「文化芸術推進会議」に改め、同部文化財課の項事務分掌の欄中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 熊本市西南戦争遺跡群調査検討委員会に関すること。
- (7) 熊本市国指定等文化財の保存活用計画策定委員会に関すること。

別表(5)健康福祉局の表障がい者支援部の部障がい福祉課の項事務分掌の欄中第3号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、第8号から第12号までを4号ずつ繰り上げ、第13号を削り、同欄第14号中「障害者総合支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」に改め、同号を同欄第9号とし、同欄中第15号を第10号とし、第16号から第18号までを5号ずつ繰り上げ、同欄第19号中「障がい者の」の次に「雇用推進及び」を加え、同号を同欄第14号とし、同欄中第20号を第15号とし、第21号を第16号とし、第22号を削り、第23号を第17号とし、第24号を第18号とし、同項の次に次のように加える。

障がいサー	(1) 障害児及び障害者の福祉に関すること（他課及び福祉事
-------	-------------------------------

ビス課	務所の所管に属するものを除く。）。。 (2) 社会福祉法人の認可に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。。 (3) 児童福祉施設等の設置認可、指導監督等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。。 (4) 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等及び指導監督に関すること。 (5) 指定障害児入所施設等の指定等及び指導監督に関すること。 (6) 地域療育に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。。 (7) 障害者総合支援法に基づく指定等及び指導監督に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。。 (8) 障害者総合支援法に基づく自立支援給付（介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費に係るものに限る。）に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。。 (9) 障害者総合支援法の施行のための必要な実情の把握、相談及び申請受付に関すること（障がい福祉課の所管に属するものを除く。）。。 (10) 障害者総合支援法第 15 条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。。
-----	--

別表(5)健康福祉局の表保健衛生部の部健康危機管理課の項事務分掌の欄第 10 号を削る。

別表(6)こども局の表こども育成部の部こども支援課の項事務分掌の欄中第 19 号を第 20 号とし、第 11 号から第 18 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

(11) 妊婦支援給付金に関すること。

別表(6)こども局の表こども育成部の部保育幼稚園課の項事務分掌の欄第 3 号中「家

庭的保育事業等」の次に「及び乳児等通園支援事業」を加え、同欄第 13 号中「認可」の次に「等」を加え、同号を同欄第 15 号とし、同欄第 12 号中「児童発達支援ルーム」の次に「（中央児童発達支援ルーム（室）を除く。）」を加え、同号を同欄第 14 号とし、同欄第 11 号の次に次の 2 号を加える。

(12) 保育園（室）に関すること。

(13) 中央児童発達支援ルーム（室）に関すること。

別表(6)こども局の表こども育成部の部保育幼稚園課の項の次に次のように加える。

各保育園（室）	(1) 当該保育園の管理及び運営に関すること。
中央児童発達支援ルーム（室）	(1) 中央児童発達支援ルームの管理及び運営に関すること。

別表(6)こども局の表児童相談所の項事務分掌の欄第 3 号中「施設入所措置児童への」を削り、同欄第 4 号中「第 24 条の 2 の規定」を削り、「障害児入所給付費」を「障害児入所給付費等」に改め、同欄中第 6 号を削り、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 児童福祉法第 50 条第 6 号の 3、第 6 号の 4 及び第 8 号に規定する費用の支弁に関すること。

別表(6)こども局の表児童相談所の項事務分掌の欄第 7 号中「第 5 号」を「前号」に改める。

別表(7)環境局の表環境推進部の部環境政策課の項事務分掌の欄中第 20 号を削り、第 19 号を第 20 号とし、第 7 号から第 18 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 環境影響評価に関すること。

別表(7)環境局の表環境推進部の部環境政策課の項事務分掌の欄に次の 1 号を加える。

(21) 環境影響評価審査会に関すること。

別表(8)経済観光局の表産業部の部商業金融課の項事務分掌の欄中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号から第 17 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表スポーツ・イベント部の部スポーツ振興課の項事務分掌の欄第 10 号中「の徴収」を削り、同欄中第 14 号を第 15 号とし、第 11 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 10

号の次に次の 1 号を加える。

(11) 熊本市旧学校利用施設条例（平成 29 年条例第 12 号）に規定する旧学校利用施設の使用料（夜間の使用に係るものに限る。）に関する事。

別表(10)都市建設局の表都市政策部の部都市政策課の項事務分掌の欄中第 10 号を削り、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号を第 11 号とし、第 13 号を第 12 号とし、同部市街地整備課の項事務分掌の欄中第 4 号及び第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、第 7 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 10 号を第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(9) 地域拠点推進室（室）に関する事。

別表(10)都市建設局の表都市政策部の部市街地整備課の項事務分掌の欄中第 11 号を第 10 号とし、第 12 号を第 11 号とし、第 13 号を第 12 号とし、同項の次に次のように加える。

地域拠点推進室（室）	(1) 地域拠点における都市機能の維持及び確保に関する事。 (2) 土地区画整理事業に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
------------	---

別表(10)都市建設局の表都市政策部の部開発指導課の項事務分掌の欄第 2 号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、「基づく」の次に「宅地造成等の」を加え、同部都市安全課の項事務分掌の欄第 1 号中「（昭和 36 年法律第 191 号）」を削り、同表交通政策部の部交通企画課の項事務分掌の欄第 4 号中「公共交通協議会」を「港湾の整備の促進」に改め、同欄に次の 3 号を加える。

(5) 熊本空港の利用の促進に関する事。

(6) 公共交通協議会に関する事。

(7) 移動等円滑化推進協議会に関する事。

別表(10)都市建設局の表交通政策部の部移動円滑推進課の項を次のように改める。

公共交通推進課	(1) 基幹公共交通に関する事。 (2) 市電延伸室（室）に関する事。
---------	---

別表(10)都市建設局の表交通政策部の部自転車利用推進課の項を次のように改める。

地域交通支援課	(1) 地域公共交通に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (2) 新たなモビリティサービスの推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3) 自転車の利用推進に係る総合的企画及び調整に関すること。 (4) 自転車の放置防止に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (5) 自転車走行空間の計画及び調整に関すること。 (6) 自転車駐車場に関すること。 (7) 自転車利用推進協議会に関すること。
---------	--

別表(10)都市建設局の表住宅部の部住宅政策課の項事務分掌の欄中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 10 号を削り、第 11 号を第 9 号とし、同部市営住宅課の項事務分掌の欄に次の 2 号を加える。

- (5) 市営住宅等の計画策定に関すること。
- (6) 熊本市営住宅整備事業者選定審議会に関すること。

別表(10)都市建設局の表土木部の部道路保全課の項事務分掌の欄中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同欄に次の 1 号を加える。

- (9) 橋梁マネジメント室（室）に関すること。

別表(10)都市建設局の表土木部の部道路保全課の項の次に次のように加える。

橋梁マネジメント室(室)	(1) 橋りょう及び道路に係る長寿命化及び耐震化に関すること。
--------------	---------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 6 項の規定は、公布の日から施行する。

(熊本市物品会計規則の一部改正)

- 2 熊本市物品会計規則（昭和 40 年規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

文化市民局	熊本城総合事務所	総務管理課	復旧整備課
健康福祉局	保健衛生部	生活衛生課	食品保健課
こども局	児童相談所	児童相談所	一時保護所

」

を

「

文化市民局	市民生活部	戸籍住民課	マイナンバーカードセンター
	熊本城総合事務所	総務管理課	復旧整備課
健康福祉局	保健衛生部	生活衛生課	食品保健課
こども局	こども育成部	保育幼稚園課	各保育園
			中央児童発達支援ルーム
	児童相談所	児童相談所	一時保護所

」

に、

「

都市政策課	開発指導課
建築指導課	建築審査室
移動円滑推進課	市電延伸室

」

を

「

都市政策課	開発指導課
市街地整備課	地域拠点推進室

建築指導課	建築審査室
公共交通推進課	市電延伸室

」

に、

「

道路保全課

」

を

「

道路保全課
橋梁マネジメント 室

」

に、

「

指導課

」

「

規制課

に改める。

」

」

(熊本市保健所条例施行規則の一部改正)

- 3 熊本市保健所条例施行規則（昭和 4 3 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「障がい福祉課」の次に「、障がいサービス課」を加える。

(熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例施行規則の一部改正)

- 4 熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例施行規則（昭和 6 1 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条中「自転車利用推進課」を「地域交通支援課」に改める。

(熊本市児童相談所設置条例施行規則の一部改正)

- 5 熊本市児童相談所設置条例施行規則（平成 2 4 年規則第 1 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「障がい福祉課」の次に「、障がいサービス課」を加える。

(熊本市区役所等の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 6 熊本市区役所等の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則（令和 7 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

本則に 1 条を加える改正規定中「文化市民局地域政策課」を「文化市民局戸籍住民課」に改める。

規 則 第 36 号

令和 7 年 3 月 28 日

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市区役所等事務分掌規則（平成 24 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表区民部の部総務企画課の項事務分掌の欄中第 48 号を削り、第 47 号を第 48 号とし、第 35 号から第 46 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同欄第 34 号中「地域活動推進課」を「地域政策課」に改め、同号を同欄第 35 号とし、同欄中第 33 号を第 34 号とし、第 14 号から第 32 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 13 号の次に次の 1 号を加える。

(14) 避難行動要支援者制度に係る相談及び名簿の配付に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

別表区民部の部総務企画課の項事務分掌の欄第 64 号中「第 53 号」を「第 54 号」に改め、同欄第 68 号及び第 69 号を削り、同欄第 70 号中「に係る使用料」を「の使用料（日中の使用に係るものに限る。）」に改め、同号を同欄第 68 号とし、同欄中第 71 号を第 69 号とし、第 72 号から第 78 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同部各まちづくりセンターの項事務分掌の欄中第 40 号を第 41 号とし、第 8 号から第 39 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 避難行動要支援者制度に係る名簿の配付に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

別表保健福祉部の部福祉課の項事務分掌の欄中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 49 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 37 号

令和 7 年 3 月 31 日

熊本市旅館業法施行条例施行規則及び熊本市公衆浴場基準条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市旅館業法施行条例施行規則及び熊本市公衆浴場基準条例施行規則の一部
を改正する規則

(熊本市旅館業法施行条例施行規則の一部改正)

第 1 条 熊本市旅館業法施行条例施行規則（平成 24 年規則第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号の表 3 の項中「大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌^{かん}であって乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）」を「大腸菌」に改める。

(熊本市公衆浴場基準条例施行規則の一部改正)

第 2 条 熊本市公衆浴場基準条例施行規則（平成 24 年規則第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号の表 3 の項中「大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌^{かん}であって乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）」を「大腸菌」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 38 号

令和 7 年 3 月 31 日

熊本市予算決算規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市予算決算規則の一部を改正する規則

熊本市予算決算規則（昭和 39 年規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「庁舎建設課」の次に「、庁舎周辺まちづくり課」を、「改革プロジェクト推進課」の次に「、業務支援課」を加え、「地域活動推進課」を「戸籍住民課」に、「移動円滑推進課、自転車利用推進課」を「公共交通推進課、地域交通支援課」に改め、「住宅政策課」の次に「、市営住宅課」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 39 号

令和 7 年 3 月 31 日

熊本市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市企業立地促進条例施行規則（平成 11 年規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「着手」を「の契約の締結」に改め、「売買契約」及び「賃貸借契約」の次に「の」を加え、第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とし、同条第 4 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 熊本市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 94 号)第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者でないこと。

第 12 条第 4 号中「及び厚生年金保険」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、指定事業者から前項の規定による操業開始報告書等の提出があったときは、操業開始日において別表第 2 に掲げる補助金の交付に係る要件が充足されていることを確認するものとする。

第 23 条第 1 項中「書類」の次に「（第 9 条第 1 項第 2 号から第 10 号まで、第 10 条後段、第 12 条第 1 号、同条第 3 号から第 9 号まで、第 13 条第 2 号から第 7 号まで及び第 15 条第 1 項各号に規定するものを除く。）」を加える。

別表第 2 中

「

(1) 製造・物流関 連産業支援 次 に掲げる要件の いずれも満たす

こと（市長が別に定める要件に該当する者にあつては、常用従業員の増加数が 3 人以上であること。）。

ア 常用従業員の増加数が 5 人（当該対象事業者が中小企業者以外の者である場合にあっては、10 人）以上であること。

」

を

「

(1) 製造・物流関連産業支援 次
に掲げる要件のいずれも満たすこと。

ア 常用従業員の増加数が 5 人（当該対象事業者が中小企業者以外の者である場合に

あつては、10
人) 以上である
こと。ただし、
市長が別に定
める要件に該
当する場合に
あつては、常用
従業員の増加
数が 3 人以上
であること。

に、

「

(2) 情報通信関連
産業支援 次に
掲げる要件のい
ずれも満たすこ
と(市長が別に定
める要件に該当
する者にあつて
は、常用従業員の
増加数が 3 人以
上であること。)
ア 常用従業員
の増加数が 5
人(対象施設が
コールセンタ
ーの場合にあ
つては 50 人
(増設の場合
にあつては、

20人)、事務センターの場合にあっては30人(増設の場合にあっては、20人)、対象業種等が情報処理・提供サービス業の場合にあっては30人(増設の場合にあっては、20人))以上であること。

イ 投下固定資産額が1億円(当該対象事業者が中小企業者以外の者である場合にあっては、3億円)以上であること(設備投資補助金の交付を受ける場合であって、かつ、建物を建設し、又は取得する場合に限

る。) 。

」

を

「

(2) 情報通信関連

産業支援 次の
ア及びイ又はア
及びウに該当す
ること。

ア 常用従業員
の増加数が 5
人 (対象施設が
コールセンタ
ーの場合にあ
っては 5 0 人
(増設の場合
にあっては、
2 0 人)、事務
センターの場
合にあっては
3 0 人 (増設の
場合にあつて
は、2 0 人)、
対象業種等が
情報処理・提供
サービス業の
場合にあつて
は 3 0 人 (増設
の場合にあつ
ては、2 0 人)、

市長が別に定める要件に該当する場合にあっては3人以上であること。

イ 投下固定資産額が1億円（当該対象事業者が中小企業者以外の者である場合にあっては、3億円）以上であること（設備投資補助金の交付を受ける場合であって、かつ、建物を建設し、又は取得する場合に限る。）。

ウ 本市内の対象施設における床面積が増加するものであること（対象施設の事業の用に供する建物を賃借する

場合に限る。）。

」

に改め、同表備考第 1 項第 1 号中「操業開始日までに指定対象施設となった」を「条例第 5 条に規定する指定の申請をした日（以下「指定申請日」という。）から操業開始日までに取得した」に改め、「設備等」の次に「（操業開始日までに指定対象施設となったものに限る。）」を加え、同項第 6 号中「次のいずれの要件も」を「熊本県内に住所を有する者であって、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 6 0 年法律第 8 8 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者又は対象事業者以外の事業者からの出向者等でないもののうち、次のいずれかの要件を」に改め、同号イを次のように改める。

イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 5 0 条に

規定する被保険者であって、市長が別に定めるものであること。

別表第 2 備考第 1 項第 6 号中ウを削り、同項第 1 3 号を第 1 4 号とし、第 9 号から第 1 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 8 号ア中「条例第 5 条に規定する指定の申請をした日（以下「指定申請日」という。）」を「指定申請日」に改め、同号イ中「うち、」の次に「指定申請日以後に」を加え、同号を同項第 9 号とし、同項第 7 号を同項第 8 号とし、同項第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 常用従業員の増加数 操業開始日、第 1 基準日、第 2 基準日又は第 3 基準日において、それぞれ当該日時点における常用従業員の人数から指定申請日の前日時点における常用従業員の人数を控除した数をいう。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市企業立地促進条例施行規則第 9 条第 4 項及び別表第 2（備考第 1 項第 6 号イを除く。）の規定は、この規則の施行の日以後に補助金交付の指定の申請が行われるものから適用し、同日前に補助金交付の指定の申請が行われたものについては、なお従前の例による。

規 則 第 40 号

令和 7 年 3 月 31 日

熊本市児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の措置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の措置に関する規則の一部を改正する規則

熊本市児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の措置に関する規則（平成 15 年規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 3 項第 2 号中「及び第 24 項」を「及び第 35 項」に、「及び第 3 項」を「及び第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 4 1 号

令和 7 年 3 月 3 1 日

熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本市身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年規則第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条第 1 号中「同条第 1 7 項」を「同条第 1 8 項」に改める。

別表第 1 備考第 3 項第 2 号中「及び第 3 項」を「及び第 2 項」に改める。

別表第 2 備考第 1 項中「同条第 1 3 項」を「同条第 1 4 項」に、「又は同条第 1 4 項」を「又は同条第 1 5 項」に改める。

別表第 3 備考第 5 項第 2 号中「及び第 3 項」を「及び第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 2 条及び別表第 2 の改正規定については、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

規 則 第 4 2 号

令和 7 年 3 月 3 1 日

熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防局の組織に関する規則（昭和 3 9 年規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表予防部の部予防課の項事務分掌の欄中第 9 号を第 1 0 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 防火対象物（危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）を除く。）の立入検査及び違反処理に関すること。

別表予防部の部予防課の項事務分掌の欄に次の 1 号を加える。

- (11) 前各号に掲げるもののほか、法令等に基づく予防規制に関すること。

別表予防部の部指導課の項を次のように改める。

規制課	(1) 消防用設備等に関すること。 (2) 製造所等の立入検査及び違反処理に関すること。 (3) 建築物に係る許可、認可又は確認に係る同意に関すること（消防署の所管に属するものを除く。）。 (4) 危険物等の規制に関すること（消防署の所管に属するものを除く。）。 (5) 火薬類の規制に関すること（煙火の消費に関するものを除く。）。 (6) 高圧ガスの規制に関すること（上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の区域におけるものを除く。）。 (7) 液化石油ガスの規制に関すること（液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務を除く。）（上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の区域におけるものを除く。）。
-----	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本市危険物規制に関する規則の一部改正)

- 2 熊本市危険物規制に関する規則（昭和 6 3 年規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条中「書類は、」の次に「消防長又は」を加える。

(熊本市火薬類取締法施行細則の一部改正)

- 3 熊本市火薬類取締法施行細則（平成 1 6 年規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 2 条中「消防長」の次に「又は所轄消防署長」を加える。

(熊本市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

- 4 熊本市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（令和 5 年規則第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条中「消防長」の次に「又は所轄消防署長」を加える。

訓 令

訓 令 第 3 号

令和 7 年 3 月 17 日

熊本市電気工作物保安規程の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

熊本市電気工作物保安規程（昭和 4 0 年訓令第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 1 3 条」を「一第 1 3 条」に改める。

第 1 条の 2 第 1 号中「本庁舎」の次に「及び市役所別館」を加える。

第 2 条第 3 項中「電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 7 7 号）第 5 0 条第 3 項の規定に基づく保安要領を」を「この規程で定めるもののほか、自らが管理する施設における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために必要な事項を保安要領として」に改める。

第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

（サイバーセキュリティの確保）

第 1 2 条の 2 管理者は、第 2 条第 3 項の保安要領に定める基準に基づき、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成 2 6 年法律第 1 0 4 号）第 2 条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のための適切な措置を講じなければならない。

第 1 8 条中「「電力需給契約書」」を「電気需給契約に定めるところ」に改める。

第 2 3 条第 2 項中「電気事業法施行規則」の次に「（平成 7 年通商産業省令第 7 7 号）」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

施設の名称	施設の所在地	管理者
本庁舎及び市役所 別館	熊本市中央区手取本町 1 番 1 号及び 同区花畑町 9 番 1 号	総務局長
東部環境工場	熊本市東区戸島町 2 5 7 0 番地	東部環境工場長

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 1 2 条関係）

対象設備	検査（点検試験）種別	実施基準
6 6 K V G I S	外 部 点 検	毎週 1 回
	S F 6 ガス圧力測定	毎月 1 回
	接 地 抵 抗 測 定	毎年 1 回
断 路 器	外 部 点 検	毎月 1 回
	絶 縁 抵 抗 測 定	毎年 1 回
遮 断 器 及 び 開 閉 器	外 部 点 検	毎月 1 回
	絶 縁 抵 抗 測 定	毎年 1 回
	接 地 抵 抗 測 定	毎年 1 回
母 線	外 部 点 検	毎月 1 回
	絶 縁 抵 抗 測 定	毎年 1 回
変 圧 器	外 部 点 検	毎月 1 回
	絶 縁 抵 抗 測 定	毎年 1 回
	接 地 抵 抗 測 定	毎年 1 回
計 器 用 変 成 器	外 部 点 検	毎月 1 回
	絶 縁 抵 抗 測 定	毎年 1 回
	接 地 抵 抗 測 定	毎年 1 回
避 雷 器	外 部 点 検	毎月 1 回
	絶 縁 抵 抗 測 定	毎年 1 回
	接 地 抵 抗 測 定	毎年 1 回
受 電 盤 及 び 配 電 盤	外 部 点 検	毎月 1 回

	絶 縁 抵 抗 測 定	毎年 1 回
	接 地 抵 抗 測 定	毎年 1 回
保 護 継 電 器	外 部 点 検	毎月 1 回
	動 作 試 験	毎年 1 回
進 相 コ ン デ ン サ	外 部 点 検	毎月 1 回
	絶 縁 抵 抗 測 定	毎年 1 回
常 用 及 び 非 常 用 発 電 機	外 部 点 検	毎月 1 回
	内 部 点 検	毎年 1 回
	絶 縁 抵 抗 測 定	毎年 1 回
	接 地 抵 抗 測 定	毎年 1 回
充 電 装 置 及 び 蓄 電 池	外 部 点 検	毎月 1 回
	内 部 点 検	2 年 1 回
分 電 盤 及 び 制 御 盤	外 部 点 検	毎月 1 回
	絶 縁 抵 抗 測 定	毎年 1 回
高 圧 配 電 線 及 び ケ ー ブ ル	外 部 点 検	毎月 1 回
	絶 縁 抵 抗 測 定	毎年 1 回
低 圧 機 器	外 部 点 検	毎月 1 回
	絶 縁 抵 抗 測 定	毎年 1 回
低 圧 配 線	外 部 点 検	毎月 1 回
	絶 縁 抵 抗 測 定	毎年 1 回
接 地 工 事	接 地 抵 抗 測 定	毎年 1 回
電 気 室 及 び 機 器	清 掃	毎年 1 回

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

訓 令 第 4 号

令和 7 年 3 月 28 日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令(平成 8 年訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条 こども局長専決事項の項第 1 号中「施設入所措置児童への」を削り、同条都市建設局長専決事項の項第 4 号中「宅地造成工事に係る宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成等工事に係る宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「（以下「旧宅地造成等規制法」という。）第 8 条の規定に基づく許可及び同法第 12 条」を「第 12 条又は第 30 条の規定に基づく許可、同法第 15 条又は第 34 条の規定に基づく協議及び同法第 16 条又は第 35 条」に改め、同項第 5 号中「旧宅地造成等規制法第 14 条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第 20 条又は第 39 条」に、「第 16 条及び第 21 条」を「第 22 条、第 41 条又は第 46 条」に、「第 17 条及び第 22 条」を「第 23 条、第 42 条又は第 47 条」に、「第 18 条及び第 23 条」を「第 24 条、第 43 条又は第 48 条」に、「並びに同法第 20 条」を「、同法第 25 条、第 44 条又は第 48 条の規定に基づく報告の徴取並びに同法第 45 条」に改める。

第 9 条 環境推進部長専決事項の項に次の 1 号を加える。

- (3) 熊本市環境影響評価条例（令和 7 年条例第 22 号）に基づく勧告、公表、要請及び意見陳述に関すること。

第 9 条 都市政策部長専決事項の項第 17 号中「宅地造成工事に係る旧宅地造成等規制法第 8 条」を「宅地造成等工事に係る宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条又は第 30 条」に、「及び同法第 12 条の規定に基づく宅地造成工事の計画の」を「、同法第 15 条又は第 34 条の規定に基づく協議及び同法第 16 条又は第 35 条の規定に

基づく」に改める。

第 10 条地域活動推進課長専決事項の項を同条地域政策課長専決事項の項とし、同条介護保険課長専決事項の項に次の 1 号を加える。

(10) 介護保険会計への繰入れに関する事。

第 10 条障がい福祉課長専決事項の項中第 2 号から第 6 号までを削り、第 7 号を第 2 号とし、第 8 号を第 3 号とし、第 9 号から第 12 号までを削り、第 13 号を第 4 号とし、第 14 号を削り、第 15 号を第 5 号とし、第 16 号から第 19 号までを 10 号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

障がいサービス課長専決事項

- (1) 障害者総合支援法の規定に基づく自立支援給付(自立支援医療及び補装具に係るものを除く。)に係る支払に関する事。
- (2) 障害者総合支援法の規定に基づく高額障害福祉サービス費に係る支払に関する事。
- (3) 障害者総合支援法の規定に基づく事業者及び施設の指定内容の変更に関する事。
- (4) 障害者総合支援法の規定に基づく地域生活支援事業に係る事業者登録に関する事。
- (5) 障害者総合支援法の規定に基づく介護給付費等の額の特例の適用に関する事。
- (6) 介護給付費等の支給に関する審査会に係る医師意見書等の支払に関する事。
- (7) 障害者総合支援法の規定に基づく障害支援区分の認定に係る意見書料の支出に関する事。
- (8) 障害者総合支援法の規定に基づく基準該当障害福祉サービスの登録に関する事。
- (9) 児童福祉法の規定に基づく事業者及び施設の指定内容の変更に関する事。
- (10) 児童福祉法の規定に基づく障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費の支払に関する事。

第 10 条子ども支援課長専決事項の項に次の 1 号を加える。

- (11) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の規定に基づく妊婦支援給付金の支給に関する事。

第 10 条保育幼稚園課長専決事項の項第 1 号中「（平成 24 年法律第 65 号）」を削り、同条児童相談所副所長専決事項の項第 1 号中「第 24 条の 2」を削り、同項第 2 号中「第 50 条第 7 号」を「第 50 条第 6 号の 3」に改め、同条農業支援課長専決事項の項第 1 号中「及びタヌキ」を「、タヌキ、ニホンジカ、アナグマ及びバン類（科）」に改め、同条開発指導課長専決事項の項第 11 号を削り、同項第 12 号を同項第 11 号とし、同項第 13 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 16 号中「宅地造成工事に係る旧宅地造成等規制法第 8 条」を「宅地造成等工事に係る宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条又は第 30 条」に、「及び同法第 12 条」を「、同法第 15 条又は第 34 条の規定に基づく協議及び同法第 16 条又は第 35 条」に改め、同号を同項第 15 号とし、同項に次の 3 号を加える。

- (16) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 2 項又は第 35 条第 2 項の規定に基づく軽微な変更の届出の受理に関すること。
- (17) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 17 条又は第 36 条の規定に基づく工事の完了検査及び検査済証等の交付並びに同法第 18 条又は第 37 条の規定に基づく特定工程に係る工事の中間検査及び中間検査合格証の交付に関すること。
- (18) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条、第 27 条又は第 40 条の規定に基づく工事等の届出及び第 28 条の規定に基づく変更の届出の受理に関すること。

第 11 条東税務室、西税務室、南税務室及び北税務室の室長専決事項の項の次に次のように加える。

マイナンバーカードセンター所長専決事項

- (1) 200 万円未満の委託及び物件、労力その他の供給に関すること。
- (2) 会計年度任用職員の給与及び退職手当の支払に関すること。
- (3) 報酬の支払に関すること。
- (4) 旅費及び費用弁償の支払に関すること。
- (5) 社会保険料の支出に関すること（会計年度任用職員に係るものに限る。）。
- (6) 所管に属する光熱水費及び電話使用料の支出に関すること。
- (7) 所属職員の事務分担、服務及び旅行命令に関すること。
- (8) マイナンバーカードセンター所長の服務に関すること。
- (9) 前各号に規定する専決事項に属する事務に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

(10) 所管に係る収入の調定、更正、取消し、納期延長、分納並びに定めのある基準による後納及び減免並びに徴収に関する事。

(11) 定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答及び通知に関する事。

第 1 1 条 勤労青少年ホーム館長専決事項の項の次に次のように加える。

各保育園の園長専決事項

(1) 所属職員の事務分担、服務及び旅行命令に関する事。

(2) 保育園長の服務に関する事。

(3) 定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答及び通知に関する事。

中央児童発達支援ルーム所長専決事項

(1) 所属職員の事務分担、服務及び旅行命令に関する事。

(2) 中央児童発達支援ルーム所長の服務に関する事。

(3) 定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答及び通知に関する事。

第 1 3 条の見出しを「（児童発達支援ルーム所長専決事項）」に改め、同条中「保育園長及び」を削り、「とする」の次に「（中央児童発達支援ルームを除く。）」を加える。

別表第 3 中

「特別滞納対策室」を「特別滞納対策室
マイナンバーカードセンター」に、

「勤労青少年ホーム」を「勤労青少年ホーム
各保育園
中央児童発達支援ルーム」に、

「南農業振興室」を「南農業振興室
地域拠点推進室」に、

「西環状道路推進室」を「西環状道路推進室
橋梁マネジメント室」に改める。

別表第 4 中「金峰山少年自然の家所長」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本市公印に関する訓令の一部改正)

- 2 熊本市公印に関する訓令(昭和 3 0 年訓令第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表(2)専用公印の表住民基本台帳カード及び個人番号カード専用市長印の項中
「地域政策課長」を「戸籍住民課長」に改める。

訓 令 第 5 号

令和 7 年 3 月 28 日

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令（平成 24 年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条総務企画課長専決事項の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令 第 6 号

令和 7 年 3 月 3 1 日

熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市消防局事務決裁に関する訓令（平成 1 1 年訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 号中「及び部長」を「、部長及び消防署長（以下「署長」という。）」に改め、同条第 1 1 号中「うち、」の次に「特に」を加え、同条第 1 5 号を削り、同条第 1 6 号中「消防法」の次に「（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）」を加え、同条を同条第 1 5 号とし、同条第 1 7 号を同条第 1 6 号とし、同条第 1 8 号から第 2 1 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 3 条の見出しを「（部長及び署長共通専決事項）」に改め、同条各号列記以外の部分中「部長」の次に「及び署長」を加え、同条第 7 号中「部長」の次に「及び署長」を加え、「、課長（消防署の課長を除く。以下同じ。）及び消防署長（以下「署長」という。）」を「及び課長」に改め、同条第 1 6 号中「部長専決事項」の次に「又は署長専決事項」を加え、同条を同条第 1 7 号とし、同条第 1 5 号を同条第 1 6 号とし、同条第 1 1 号から第 1 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 1 0 号の次に次の 1 号を加える。

(11) 定例による所管事業のうち、重要なものの実施に関すること。

第 4 条第 3 号を同条第 4 号とし、同条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号を同条第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 第 1 1 条第 1 号イに掲げる設置許可の取消しに関すること。

第 6 条第 1 8 号中「以下同じ。」を削る。

第 1 1 条の見出しを「（予防部規制課長専決事項）」に改め、同条中「予防部指導

課長」を「予防部規制課長」に改め、同条第 3 号中「第 4 条第 3 号」を「第 4 条第 4 号又は第 1 6 条第 4 号」に改め、「及び第 1 5 条の規定により署長の専決とされたもの」を削り、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「第 4 条第 2 号」を「第 4 条第 3 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号中「第 4 条第 1 号」を「第 4 条第 2 号又は第 1 6 条第 3 号」に改め、「（上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の区域（以下「益城西原区域」という。）における煙火の消費に係るものを除く。）」を削り、同号を同条第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 消防法に基づく危険物等に関する事務のうち次に掲げるもの

ア 大規模な建築物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（以下「製造所等」という。）に係る許可、認可又は確認に係る同意に関すること。

イ 製造所等の設置許可に関すること。

ウ 製造所等の設置許可に係る完成検査前検査及び完成検査に関すること。

第 1 5 条各号を次のように改める。

(1) 署長表彰に関すること。

(2) 消防法に基づく危険物の規制に関する命令又は許可の取消しに関すること（第 4 条第 1 号に該当することとなるものを除く。）。

第 1 6 条を次のように改める。

（指導課長共通専決事項）

第 1 6 条 指導課長の共通専決事項は、次のとおりとする。

(1) 消防法に基づく建築物に係る許可、認可又は確認に係る同意に関すること（第 1 1 条第 1 号アに該当することとなるものを除く。）。

(2) 消防法に基づく危険物の規制に関すること（第 1 1 条第 1 号又は前条第 2 号に該当することとなるものを除く。）。

(3) 火薬類取締法に基づく火薬類の規制に関すること（煙火の消費に係るものに限る。）。

(4) 液化石油ガス法に基づく液化石油ガスの規制に関すること（液化石油ガス設備工事の届出の受理に係るものに限る。）。

第 1 7 条及び第 1 8 条を削る。

第 1 9 条第 5 項を削り、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 署長に事故があるときは、副署長がその事務について代決する。

第 19 条第 6 項を次のように改める。

- 6 前 2 項の規定は、副所長に事故があるときに準用する。

第 19 条を第 17 条とし、第 20 条を削り、第 21 条を第 18 条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本市会計管理者の事務専決に関する訓令の一部改正)

- 2 熊本市会計管理者の事務専決に関する訓令（昭和 46 年訓令第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「第 17 条まで」を「第 14 条まで及び第 16 条」に改める。

(熊本市消防職員被服等貸与に関する訓令の一部改正)

- 3 熊本市消防職員被服等貸与に関する訓令（平成 2 年訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「の課長及び消防署長」を「又は消防署の課長」に改める。

(熊本市行政不服審査法等に係る事務決裁に関する訓令の一部改正)

- 4 熊本市行政不服審査法等に係る事務決裁に関する訓令（平成 28 年訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項中「、会計総室副室長及び消防署の署長」を「及び会計総室副室長」に改める。

第 3 条第 5 項中「規定する部長」の次に「、消防署の署長」を加え、「まで」の次に「若しくは第 15 条」と、「部長専決事項」とあるのは、「部長専決事項又は署長専決事項」を加え、同条第 7 項中「、会計総室副室長及び消防署の署長」を「及び会計総室副室長」に、「第 15 条若しくは第 17 条」を「第 14 条まで若しくは第 16 条」に改め、同条第 9 項中「及び消防署課長（消防局訓令第 18 条に規定する消防署課長をいう。）」及び「又は消防局訓令第 18 条」を削る。

公 告

公 告 第 3 1 3 号

令 和 7 年 3 月 3 1 日

熊本・山鹿地域広域鳥獣被害防止計画について次のとおり変更するので、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 1 9 年 1 2 月 2 1 日公布）第 4 条第 7 項の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 別添参照

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画変更年度	令和 7 年度
計画主体	熊本市 (代表) 山鹿市

熊本・山鹿地域広域鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 熊本市農水局農政部農業支援課鳥獣対策室
所 在 地 熊本県熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
電 話 番 号 0 9 6 - 3 2 8 - 2 3 6 9
F A X 番 号 0 9 6 - 3 5 1 - 2 0 3 0
メールアドレス choujutaisaku@city.kumamoto.lg.jp

<連絡先>

担 当 部 署 名 山鹿市農林部農業振興課・林業振興課
所 在 地 熊本県山鹿市山鹿 9 8 7 番地 3
電 話 番 号 0 9 6 8 - 4 3 - 1 5 5 6 (農業振興課)
F A X 番 号 0 9 6 8 - 4 3 - 8 7 9 5
メールアドレス nshin@city.yamaga.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

【全体】

対象鳥獣	イノシシ（イノブタ含む）、カラス類、ヒヨドリ、ハト類、カモ類、バン類、アナグマ、ニホンジカ、タヌキ、イタチ、テン、キツネ、アライグマ、サギ、カワウ
計画期間	令和 5 年度～令和 7 年度
対象地域	熊本県熊本市・山鹿市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和 3 年度）

【全体】

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲、小麦、大豆、くり、ぶどう、うんしゅうみかん、不知火類、なし、もも、かき、さといも、スイカ、タケノコ、とうもろこし、カンショ、かぼちゃ	20.41 h a 41,957 千円
カラス類	小麦、うんしゅうみかん、なし、ぶどう、桃、スイカ、メロン とうもろこし、飼料用とうもろこし、柿	2.64 h a 10,145 千円
ヒヨドリ	うんしゅうみかん、不知火類	0.64 h a 2,861 千円
カモ類	小麦、れんこん、ブロッコリー 海苔、貝類	1.25 h a 2,640 千円 29,000 千円
イタチ類	いちご	0.10 h a 23 千円
タヌキ	すいか	0.34 h a 2,260 千円

アナグマ	ぶどう、スイカ、うんしゅうみかん、いちご	1.17 h a	8,807 千円
------	----------------------	----------	----------

※海苔、貝類の被害の現状については、令和 2 年度の被害数値

(参考) 市別の被害の現状 (令和 3 年度)

【熊本市】

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	小麦、大豆、うんしゅうみかん、不知火類、なし、もも、かき、すいか、タケノコ	9.09 h a 36,618 千円
カラス類	小麦、うんしゅうみかん、なし、ぶどう、もも、すいか、メロン	2.51 h a 10,110 千円
ヒヨドリ	うんしゅうみかん、不知火類	0.64 h a 2,861 千円
カモ類	小麦、れんこん、ブロッコリー	1.25 h a 2,640 千円
	海苔、貝類	160 h a 29,000 千円
タヌキ	すいか	0.24 h a 2,236 千円
アナグマ	すいか	0.96 h a 8,399 千円

※海苔、貝類の被害の現状については、令和 2 年度の被害数値

【山鹿市】

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻、すいか、ぶどう、大豆、くり、うんしゅうみかん、タケノコ、かき、さといも、とうもろこし、カンショ、かぼちゃ	11.32 h a 5,339 千円
カラス類	ぶどう、すいか、うんしゅうみかん、なし、とう	0.13 h a 35 千円

	もろこし、飼料用とうもろこし、かき		
イタチ類	いちご	0.10 h a	23 千円
タヌキ	すいか	0.10 h a	24 千円
アナグマ	ぶどう、すいか、みかん、いちご	0.21 h a	408 千円

(2) 被害の傾向

【全体】

①イノシシ

熊本市、山鹿市ともに、年間を通じて継続的に水稻の倒伏や食害、果樹（みかんやなし等）の食害や樹体被害、野菜類（すいか等）、いも類、タケノコなどの食害が発生している。近年、イノシシの生息域が拡大し、これまで被害がなかった地域においても被害が確認されており、侵入防止柵の整備等を推進している。さらに、熊本市においては、市街地に近い住宅における家庭菜園等での被害も発生している。

被害発生地域

熊本市：熊本市全域

山鹿市：山鹿市全域

②カラス類

熊本市、山鹿市ともに、穀類の食害（播種後の種子麦）、果樹の袋落とし（もも、なし等）や食害（うんしゅうみかん、かき等）、野菜類（すいか、とうもろこし等）の食害が発生している。さらに、ビニールハウスの破損、子牛をくちばしでつつき損傷させるなどの被害も発生している。

被害発生地域

熊本市：熊本市全域

山鹿市：山鹿市全域

③ヒヨドリ

熊本市において、果樹（うんしゅうみかん、不知火類）の食害、野菜類（ブロッコリー、キャベツ等）の食害が発生している。年によって飛来数に増減があり、それに連動して被害量も増減する傾向にある。

被害発生地域

熊本市：西区の河内・芳野・松尾・城山・池上・上熊本地域、北区の北部・植木地域、南区の川尻地域

④ハト類

熊本市においては、麦類や豆類の食害が報告されていたが、近年は減少傾向にある。

被害発生地域

熊本市：南区の富合・城南地域

⑤カモ類

熊本市において、麦類の新芽や野菜類（種子れんこん、ブロッコリー、キャベツ等）の食害が発生している。さらに、水産物（海苔、貝類等）の食害も発生しており、被害が増加傾向にある。

被害発生地域

熊本市：西区の河内・城山・池上、南区の川尻・富合・城南地域
西区から南区の有明海

⑥アナグマ

熊本市、山鹿市ともに、果樹（うんしゅうみかん等）や野菜類（いちご、すいか等）の食害が発生しており、被害が増加傾向にある。また、ハウスのビニール破損などの被害も発生している。

被害発生地域

熊本市：西区の河内・芳野・松尾・池上・上熊本地域、北区の北部・植木地域、南区の富合地域、東区の小山・戸島地域
山鹿市：山鹿市全域

⑦ニホンジカ

熊本市においては、定植後の水稻の倒伏や麦類の食害等の被害が発生し始めている。一方、山鹿市においては、農作物の被害については報告されていないものの、鹿北地域において林部でシカを目撃情報が多いことから、被害の拡大が懸念される。

熊本市：北区の龍田地域、南区の富合・城南地域
山鹿市：鹿北地域

⑧タヌキ

熊本市、山鹿市ともに、果樹（うんしゅうみかん等）や野菜類（いちご、すいか等）の食害が発生している。また、ハウスのビニール破損やバンドを切断する被害なども発生している。

被害発生地域

熊本市：西区の河内・芳野・松尾・池上・上熊本地域、北区の北部・植木地域、

南区の富合地域、東区の小山・戸島地域

山鹿市：山鹿市全域

⑨イタチ、テン

山鹿市において、野菜類（いちご）の食害が発生している。また、住宅の天井裏等に侵入し、老廃物・死骸等による悪臭の発生や激しい物音をたてる等の被害が確認されている。

被害発生地域

山鹿市：山鹿市全域

⑩キツネ

熊本市、山鹿市ともに、ハウスのビニール破損等の被害が報告されており、今後、農作物への被害が懸念される。

被害発生地域

熊本市：北区の北部地域

山鹿市：山鹿市全域

⑪アライグマ

令和 3 年度現在、熊本市、山鹿市では農作物の被害報告はないものの、捕獲頭数は増加傾向にあることから、今後、農作物への被害が懸念される。

捕獲された地域

熊本市：西区の河内・芳野地域、北区の北部・植木地域、南区の城南地域

山鹿市：山鹿市全域

⑫カワウ、サギ

年間通してハエ・アユ等の被害が確認されており、山鹿市内においてもねぐらが発見されていることから今後、も水産物への被害が懸念される。

被害発生地域及び目撃された地域

山鹿市菊池川流域

⑬バン類

熊本市においては、れんこん等の野菜類の食害や水産物（海苔）の食害も発生しており、被害が増加傾向にある。

被害発生地域

熊本市：西区の河内・城山・池上、南区の川尻・富合・城南地域
西区から南区の有明海

（３）被害の軽減目標

【全体】

指標 (被害金額・被害面積)	現状値（令和３年度）		目標値（令和７年度）		軽減率（％）	
	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (％)	被害面積 (％)
イノシシ	41,957	19.71	35,000	16.95	17	14
カラス類	10,145	2.64	9,033	2.34	11	11
ヒヨドリ	2,861	0.64	2,500	0.56	13	13
カモ類	2,640	1.25	2,000	0.95	24	24
タヌキ	2,260	0.34	2,022	0.31	11	9
アナグマ	8,807	1.17	7,380	1.00	16	15
ハト類	0	0	0	0	0	0
ニホンジカ	0	0	0	0	0	0
アライグマ	0	0	0	0	0	0
その他獣類（イタチ、テン、キツネ等）	23	0.10	20	0.10	13	0
合計	68,693	25.85	57,955	22.21	16	14

（参考）市別の軽減目標

【熊本市】

指標 (被害金額・被害面積)	現状値（令和３年度）		目標値（令和７年度）		軽減率（％）	
	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (％)	被害面積 (％)
イノシシ	36,618	9.09	30,000	7.45	18	18
カラス類	10,110	2.51	9,000	2.23	11	11
ヒヨドリ	2,861	0.64	2,500	0.56	13	13

カモ類	2,640	1.25	2,000	0.95	24	24
タヌキ	2,236	0.24	2,000	0.21	11	13
アナグマ	8,399	0.96	7,000	0.80	17	17
ハト類	0	0	0	0	0	0
ニホンジカ	0	0	0	0	0	0
アライグマ	0	0	0	0	0	0
合 計	62,864	14.69	52,500	12.2	16	17

【山鹿市】

指 標 (被害金額・ 被害面積)	現状値 (令和 3 年度)		目標値 (令和 7 年度)		軽減率 (%)	
	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (%)	被害面積 (%)
イノシシ	5,339	10.62	5,000	9.50	6	11
カラス類	35	0.13	33	0.11	6	15
ヒヨドリ	0	0	0	0	0	0
ハト類	0	0	0	0	0	0
カモ類	0	0	0	0	0	0
タヌキ	24	0.10	22	0.10	8	0
アナグマ	408	0.21	380	0.20	7	5
ニホンジカ	0	0	0	0	0	0
アライグマ	0	0	0	0	0	0
その他獣類 (イタチ、テン、キツネ等)	23	0.10	20	0.10	13	0
合 計	5,829	11.16	5,455	10.01	6	10

(4) 従来講じてきた被害防止対策

【熊本市】

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○熊本市有害鳥獣駆除隊及び地域駆除隊（以下「駆除隊」という。）が年間を通じて市域全体の捕獲を行うとともに、被害発生に応じて農家等の自衛捕獲者が捕獲を実施。 ○国の鳥獣被害防止総合対策	○捕獲従事者の高齢化、担い手が不足しており、特に、猟銃免許所持者の高齢化が著しいことから、担い手の確保・育成が喫緊の課題。 ○イノシシ、ニホンジカの捕獲頭数が増加したことで、捕獲従事者

	事業や市費を活用し、箱わな、くくりわなを導入。さらに、集落や農業者が市事業「熊本市夢と活力ある農業推進事業」を活用して箱わなやくくりわなを導入。 ○捕獲従事者の確保・育成を図るため、市費で農業者等に対するわな猟免許の取得補助を実施。 R1年度：17名 R2年度：12名 R3年度：18名	の処理に係る負担が増加していることから、捕獲個体の有効活用を含め処理方法についても課題。
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組	○国の鳥獣被害防止総合対策事業等を活用してワイヤーメッシュ柵や電気柵の整備を実施。 R2年度 電気柵：36,665km WM柵：6,809km R3年度 電気柵：23,377km WM柵：5,220km R4年度 電気柵：36,816km WM柵：4,506km ○国事業の要件を満たさない圃場については、市事業「熊本市夢と活力ある農業推進事業」により整備。	ワイヤーメッシュ柵、電気柵の適正管理において、毎日の見回りが欠かせないが、農業者の高齢化、担い手不足等の問題もあり、管理についても、地域ぐるみの対策を図る必要がある。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	○市単独事業の「熊本市夢と活力ある農業推進事業」や県単独事業「えづけSTOP！鳥獣被害対策事業」を活用し、鳥獣の生態や習性、被害防止対策等に関する講習会を実施。 ○鳥獣の棲み場や餌場の除去など環境整備を実施するとともに、箱わなを設置し「守り」から「捕獲」まで一体となった	侵入防止柵を設置しても、定期的な集落点検など集落の環境が整っていないれば被害は防止できないことから、集落内の鳥獣害対策に対する意識の向上や地域が一体となりイノシシが近づきにくい環境整備に取り組む体制の構築が必要である。

	対策を推進。 R2年度：5集落 R3年度：5集落 R4年度：5集落	
--	--	--

【山鹿市】

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会山鹿支部の協力により毎年多くの有害鳥獣の捕獲を行っており、令和3年度はイノシシ1,690頭、カラス類855羽、ハト類849羽、シカ86頭を捕獲した。 また新規狩猟免許取得者への補助、箱わなの助成制度など、狩猟者を支援する制度を充実させている。	捕獲従事者の高齢化が問題となっている。担い手を確保しなければならない。
防護柵の設置等に関する取組	山鹿市有害獣電気防護柵設置補助事業（補助率1/3・上限2万円）により、電気柵の購入補助を行うことで設置を促している。令和3年度の申請件数は200件であった。 また、山鹿市被害防止対策協議会が実施主体となり、鳥獣被害防止対策事業等の事業を活用して金網柵（ワイヤーメッシュ柵）の導入を進めている。令和3年度は市内27地区で設置を行った。（地元直営施工・総延長L＝31,148m）	侵入防止柵を設置しても、集落の環境が整っていないければ被害は防止できない。被害が止まらない集落では、住民自身が当事者となって「えづけ」を助長している。 被害とは「えづけ」であるという意識を集落全体で共有させ、住民が主体となって対策（ひそみ場の除去等）を行うように促す必要がある。
生息環境管理その他の取組	ワイヤーメッシュ柵設置時の地元説明会や電気柵設置時の検査等を行う際に、イノシシの習性や柵の有効な柵の設置方法（電気柵の線の間隔、ワイヤーメッシュ柵の地際対策及び草刈り）等の指導を併せて行っている。	柵周辺の草刈りや放任果樹の管理を怠っている農業者の人ほど、柵は効果がないと思い込んでいる。 柵の適正な設置によって、十分に被害を防ぐことができることを地元の方に周知していく必要がある。

(5) 今後の取組方針

【熊本市】

○鳥獣を集落・住宅地に寄せつけない環境整備、農地への侵入防止柵の設置、捕獲、捕獲従事者の育成による捕獲体制の強化の 4 対策を基本に地域ぐるみの一体的な対策を推進する。

○野生鳥獣の生息域の拡大に伴い、生活環境被害も増加していることから、効果的かつ効率的な生活環境被害対策を進める。

○ICT 機器を用いた捕獲活動により効率的かつ効果的な捕獲を推進していくとともに、捕獲個体の埋設等に係る労力負担の軽減を図るため、捕獲個体の運搬や捕獲個体の有効活用について他市町村と連携しながら検討する。

- ・ 県や市事業を活用して鳥獣の潜み場や餌場などをなくす地域ぐるみの環境整備を推進する。
- ・ 国、市事業を活用して計画的な侵入防止柵の整備を推進する。
- ・ 熊本市有害鳥獣駆除隊や集落、自治会等と連携した効率的な捕獲体制の構築を図る。
- ・ 若手捕獲従事者の育成・確保を図るため、わな猟や猟銃免許取得への支援を行う。
- ・ 農作物被害が危惧されるアライグマについては、県や J A 等と連携して農業者を対象に勉強会を開催し、目撃情報や生息の痕跡等を収集するとともに、早期発見・早期対応できる体制の整備を図る。

【山鹿市】

- ・ 新規狩猟免許取得者への補助制度等により、有害鳥獣捕獲従事者の増加を図り、箱わなの助成制度等で狩猟者を支援することで、有害鳥獣の捕獲体制を充実させていく。
- ・ 侵入防止柵は設置後の維持管理に関して指導を行う。
- ・ 住民が主体となって集落の環境を整えることで被害を未然に防ぎ、行政に頼らない鳥獣被害対策が実現できるように指導・支援を行う。
- ・ アライグマについても、現時点の被害の報告はないが、生息域の拡大及び、農作物等の被害発生を防止するため、積極的な捕獲に取り組む。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【熊本市】

熊本市地区（富合・城南地区、植木地区を除く）、富合・城南地区、植木地区の 3 地区で、熊本市有害鳥獣駆除隊や熊本市有害鳥獣地域駆除隊、自衛

捕獲者が鳥獣被害対策実施隊員と連携して捕獲を実施するとともに、農業集落や自治会がその活動を補完しながら捕獲を後押ししていく。

【山鹿市】

熊本県猟友会山鹿支部との委託契約により捕獲を行う。山鹿市鳥獣被害対策実施隊については、熊本県猟友会山鹿支部を補完するような捕獲活動を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

【全体】

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5 年度	イノシシ カラス類 ヒヨドリ ハト類 カモ類 ニホンジカ タヌキ アナグマ イタチ テン キツネ アライグマ カワウ サギ バン類	○効果的な捕獲の研究及びわなの導入 捕獲圧を高めるため、捕獲器材の最新情報の収集や、捕獲手段の効果的な方法について関係団体等と調査研究を行う。 ○ICT 機器を活用した効果的・効率的な捕獲の実施 ○捕獲従事者の確保・育成を行うための新規狩猟免許取得者への支援 ○狩猟免許取得の啓発、試験及び事前講習会の案内周知
令和 6 年度	イノシシ カラス類 ヒヨドリ ハト類 カモ類 ニホンジカ タヌキ アナグマ イタチ テン キツネ アライグマ カワウ サギ バン類	○効果的な捕獲の研究及びわなの導入 捕獲圧を高めるため、捕獲器材の最新情報の収集や、捕獲手段の効果的な方法について関係団体等と調査研究を行う。 ○ICT 機器を活用した効果的・効率的な捕獲の実施 ○捕獲従事者の確保・育成を行うための新規狩猟免許取得者への支援 ○狩猟免許取得の啓発、試験及び事前講習会の案内周知
	イノシシ カラス類 ヒヨドリ ハト類 カモ類 ニホンジカ	○効果的な捕獲の研究及びわなの導入 捕獲圧を高めるため、捕獲器材の最新情報の収集や、捕獲手段の効果的な方法について関係団体等と調査研究を行う。 ○ICT 機器を活用した効果的・効率的な捕獲の実施

令和 7 年度	タヌキ アナグマ イタチ テン キツネ アライグマ カワウ サギ バン類	○捕獲従事者の確保・育成を行うための新規狩猟免許 取得者への支援 ○狩猟免許取得の啓発、試験及び事前講習会の案内周 知
---------------	--	--

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

【熊本市】

捕獲計画数等の設定の考え方

【熊本市捕獲実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
イノシシ	1,272頭	1,331頭	1,164頭
カラス類	1,376羽	422羽	487羽
ヒヨドリ	1,207羽	1,325羽	361羽
ハト類	0羽	0羽	0羽
カモ類	0羽	7羽	666羽
バン類	0羽	0羽	0羽
アナグマ	53頭	74頭	51頭
タヌキ	30頭	72頭	35頭
ニホンジカ	47頭	74頭	70頭
アライグマ	1頭※	4頭※	6頭※

※熊本市アライグマ防除実施計画による捕獲

捕獲計画数については過去3年間の実績等を基に設定する。

①イノシシ

近年、侵入防止柵の整備や捕獲の強化を行ったことにより、イノシシによる被害額は減少したものの、生息域が拡大したことで、市民からの相談件数は増加傾向であることから、今後も捕獲頭数の増加が見込まれるため、捕獲計画数は1,600頭に設定した。

②カラス類

捕獲数は減少しているが、被害額については横ばいであることから、更なる被害軽減のため、捕獲計画数は1,000羽に設定した。

③ヒヨドリ

令和3年度は飛来数が少なかったことから、被害額・捕獲数ともに減少

しているものの、年度により飛来数に増減があるため、過去 5 年の捕獲実績から、捕獲計画数は 2,200 羽に設定した。

④ハト類

年によって被害に増減があるものの、豆類やトウモロコシ、麦類の食害の発生が懸念されることから、捕獲計画数は 100 羽に設定した。

⑤カモ類、バン類

近年、農作物被害に加え水産物被害が発生しており、被害は増加傾向にあることから、捕獲計画数はカモ類 1,600 羽、バン類 300 羽に設定した。

⑥アナグマ

近年、果樹や施設園芸地帯を中心に被害が拡大しており、今後も被害の増加が懸念されることから、捕獲計画数は 200 頭に設定した。

⑦タヌキ

農作物被害額は横ばいで推移しているものの、ハウスのビニールを破る等の被害も発生しており、今後も被害の拡大が懸念されることから、捕獲計画数は 200 頭に設定した。

⑧ニホンジカ

南区管内の雁回山を中心に生息していたが、生息域が拡大して捕獲頭数は増加傾向にあり、今後、被害の拡大が懸念されることから、捕獲計画数は 200 頭に設定した。

⑨アライグマ

農作物被害は発生していないものの、捕獲頭数が増加しており、今後、農作物への被害が懸念されることから、捕獲頭数は 10 頭に設定した。

※熊本市アライグマ防除実施計画による捕獲は別途実施

【熊本市】

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
イノシシ	1,600 頭	1,600 頭	1,600 頭
カラス類	1,000 羽	1,000 羽	1,000 羽
ヒヨドリ	2,200 羽	2,200 羽	2,200 羽
ハト類	100 羽	100 羽	100 羽
カモ類	1,600 羽	1,600 羽	1,600 羽
バン類	300 羽	300 羽	300 羽
ニホンジカ	200 頭	200 頭	200 頭

タヌキ	200頭	200頭	200頭
アナグマ	200頭	200頭	200頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭

【熊本市】

捕獲等の取組内容
①イノシシ 捕獲方法：箱わな、くくりわな、大型囲いわな 実施予定時期：年中 予定場所：市内全域
②カラス類 捕獲方法：箱わな、大型箱わな、銃器 実施予定時期：年中 予定場所：市内全域
③ヒヨドリ・ハト類 捕獲方法：銃器 実施予定時期：秋～春（ヒヨドリ）、年中（ハト類） 予定場所：市内全域
④カモ類・バン類 捕獲方法：銃器 実施予定時期：年中 予定場所：市内全域
⑤ニホンジカ 捕獲方法：箱わな、くくりわな 実施予定時期：年中 予定場所：市内全域
⑥タヌキ・アナグマ・アライグマ 捕獲方法：箱わな、くくりわな（タヌキ・アナグマのみ） 実施予定時期：年中 予定場所：市内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

【山鹿市】

捕獲計画数等の設定の考え方

【山鹿市捕獲実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
イノシシ	1, 597頭	1, 495頭	1, 690頭
カラス類	1, 048羽	1, 132羽	855羽
ハト類	451羽	720羽	849羽
アナグマ	36頭	104頭	67頭
タヌキ	48頭	44頭	21頭
ニホンジカ	76頭	72頭	86頭
イタチ	4頭	8頭	4頭
テン	0頭	1頭	1頭
キツネ	2頭	5頭	2頭
アライグマ	6頭	4頭	9頭
カワウ	0羽	0羽	0羽
サギ	0羽	0羽	0羽

・イノシシ

過去3年、令和元年度～令和3年度の捕獲実績から、更なる被害減少を図るため、捕獲計画数は2, 000頭とする。

・鳥類（カラス類、ハト類）

過去3年、令和元年度～令和3年度の捕獲実績から、カラス類1, 200羽、ハト類800羽に設定した。

・アナグマ、タヌキ

アナグマの捕獲実績については徐々に増加傾向にあり、タヌキについては、鹿本地域を中心に目撃情報がある。今後の捕獲実績の増加を見込んで、アナグマ80頭、タヌキ50頭に設定した。

・ニホンジカ

鹿北地域を中心に、林部でシカの目撃情報があり、今後も被害拡大が懸念される。今後の捕獲実績の増加を見込んで、90頭に設定した。

・イタチ、テン、キツネ、アライグマ、カワウ、サギ

イタチ、テン、キツネ、アライグマ、カワウ、サギについては現在の被害は少ないが、今後の捕獲実績の増加を見込んで、それぞれ10頭・羽と設定した。

近年の捕獲頭数増加に伴い、令和6年度、令和7年度の捕獲計画数をイノシシ2, 500頭、ハト類1, 000羽、アナグマ300頭、タヌキ1

50頭、ニホンジカ180頭、イタチ20頭、キツネ20頭、アライグマ100頭、サギ80羽に変更し、ヒヨドリ500羽を追加します。

【山鹿市】

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	2,000頭	2,500頭	2,500頭
カラス類	1,200羽	1,200羽	1,200羽
ハト類	800羽	1,000羽	1,000羽
ヒヨドリ		500羽	500羽
アナグマ	80頭	300頭	300頭
タヌキ	50頭	150頭	150頭
ニホンジカ	90頭	180頭	180頭
イタチ	10頭	20頭	20頭
テン	10頭	10頭	10頭
キツネ	10頭	20頭	20頭
アライグマ	10頭	100頭	100頭
カワウ	10羽	10羽	10羽
サギ	10羽	80羽	80羽

【山鹿市】

捕獲等の取組内容

有害鳥獣捕獲業務として、猟友会に委託し、当計画の捕獲計画数を捕獲する。

・イノシシ

鹿北・菊鹿地区を中心に銃器及び箱わな等による捕獲を、年間を通じて実施する。

・カラス、ハト、カワウ、サギ、ヒヨドリ

銃器による捕獲を、年間を通じて実施する。

・アナグマ、タヌキ、イタチ、テン、キツネ、アライグマ

被害発生箇所、時期、状況に応じて箱わな等による捕獲を実施する。

・シカ

目撃情報のある鹿北、菊鹿地区を中心に年間を通じて銃器及びくくりわなによる捕獲を実施する。

捕獲に際しては、「熊本県第 13 次鳥獣保護管理事業計画書」との整合性を図りながら、被害が減少に向かうよう、被害状況、捕獲実績等に基づき予察計画を立て、効果的な捕獲を行っていくとともに、事故発生の防止や錯誤捕獲の防止に努めることとする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

(4) 許可権限委譲事項

【熊本市】

対象地域	対象鳥獣
熊本市	ニホンジカ、アナグマ、パン類

【山鹿市】

対象地域	対象鳥獣
山鹿市	ニホンジカ、アナグマ、イタチ、テン、キツネ、アライグマ、カワウ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

【全体】

対象鳥獣	整備内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
イノシシ タヌキ アナグマ	(延長距離) 電気柵 120,000m WM柵 41,000m	(延長距離) 電気柵 110,000m WM柵 36,000m	(延長距離) 電気柵 135,000m WM柵 52,000m
	(設置面積) 電気柵 87ha WM柵 77ha	(設置面積) 電気柵 76ha WM柵 66ha	(設置面積) 電気柵 90ha WM柵 75ha
	(箇所数) 電気柵 273箇所 WM柵 26箇所	(箇所数) 電気柵 255箇所 WM柵 22箇所	(箇所数) 電気柵 325箇所 WM柵 30箇所

【熊本市】

対象鳥獣	整備内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度

イノシシ タヌキ アナグマ	(延長距離)	(延長距離)	(延長距離)
	電気柵 45,000m	電気柵 40,000m	電気柵 35,000m
	WM柵 29,000m	WM柵 25,000m	WM柵 20,000m
	(設置面積)	(設置面積)	(設置面積)
	電気柵 32ha	電気柵 26ha	電気柵 20ha
	WM柵 66ha	WM柵 56ha	WM柵 45ha
	(箇所数)	(箇所数)	(箇所数)
	電気柵 23箇所 WM柵 11箇所	電気柵 25箇所 WM柵 10箇所	電気柵 25箇所 WM柵 10箇所

【山鹿市】

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	(延長距離)	(延長距離)	(延長距離)
	電気柵 75,000m	電気柵 70,000m	電気柵 100,000m
	WM柵 12,000m	WM柵 11,000m	WM柵 32,000m
	(設置面積)	(設置面積)	(設置面積)
	電気柵 55ha	電気柵 50ha	電気柵 70ha
	WM柵 11ha	WM柵 10ha	WM柵 30ha
	(箇所数)	(箇所数)	(箇所数)
	電気柵 250箇所 WM柵 15箇所	電気柵 230箇所 WM柵 12箇所	電気柵 300箇所 WM柵 20箇所

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

【熊本市】

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ タヌキ アナグマ	集落での侵入痕の確認や防止柵の破損箇所確認のための見回りを行う。	集落での侵入痕の確認や防止柵の破損箇所確認のための見回りを行う。	集落での侵入痕の確認や防止柵の破損箇所確認のための見回りを行う。

【山鹿市】

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度

イノシシ	・侵入防止柵周辺の草刈り。 ・地元地区による柵設置個所周辺の定期的な見回り。	・侵入防止柵周辺の草刈り。 ・地元地区による柵設置個所周辺の定期的な見回り。 ・既存柵へ地際補強用柵の設置。	・侵入防止柵周辺の草刈り。 ・地元地区による柵設置個所周辺の定期的な見回り。 ・既存柵へ地際補強用柵の設置。
------	---	--	--

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

【熊本市】

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5 年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ	地域ぐるみの侵入防止柵の整備を進めるとともに、併せて餌場の除去や耕作放棄地、潜み場の藪払いなど環境整備に取り組む。
令和 6 年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ	地域ぐるみの侵入防止柵の整備を進めるとともに、併せて餌場の除去や耕作放棄地、潜み場の藪払いなど環境整備に取り組む。
令和 7 年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ	地域ぐるみの侵入防止柵の整備を進めるとともに、併せて餌場の除去や耕作放棄地、潜み場の藪払いなど環境整備に取り組む。

【山鹿市】

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5 年度	イノシシ	ワイヤーメッシュ柵設置前の地元説明会にて柵の適切な設置方法、及び被害防止に関する知識の普及を行う。
令和 6 年度		ワイヤーメッシュ柵設置前の地元説明会にて柵の適切な設置方法、及び被害防止に関する知識の普及を行う。 住民向けの講習会を開催し、鳥獣対策に対する意識の醸成を図る。
令和 7 年度		ワイヤーメッシュ柵設置前の地元説明会にて柵の適切な設置方法、及び被害防止に関する知識の普及を行う。 住民向けの講習会を開催し、鳥獣対策に対する意識

	の醸成を図る。
--	---------

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

【熊本市】

関係機関等の名称	役割
鳥獣対策室	<u>連絡調整班</u> ・ 出没等の情報を「通知連絡票」により収集、必要に応じて通報者へ確認・収集した出没等の情報を精査し、監視レベルより警戒レベルへ移行する可能性がある場合は各関係機関へ情報提供・必要に応じてホームページ及び SNS、熊本市役所庁内ネットワークへ随時更新 <u>現場急行班</u> ・ 必要に応じて現地確認を行い巡回パトロール等の対策を実施・必要に応じて地域住民(自治会)、近隣の学校等に対して注意喚起
各区総務企画課	・ 必要に応じて地域住民への注意喚起（口頭）
各まちづくりセンター	・ 必要に応じて地域住民への注意喚起（校区自治協議会定例会の際に口頭での情報提供）・必要に応じてチラシ配布、町内放送等の依頼
各警察署	・ 必要に応じて現地確認を行い巡回パトロール等の対策を実施 ・ 必要に応じて周辺住民、近隣学校等に対して注意喚起
熊本市有害鳥獣駆除隊	・ 現場出動・調査 ・ 追い払い・捕獲の検討
教育委員会健康教育課	・ 近隣の市立小学校、市立中学校、市立高校に対して注意喚起
高齢福祉課	・ 関連施設等に対して注意喚起
介護保険課	・ 関連施設等に対して注意喚起
障がい保健福祉課	・ 関連施設等に対して注意喚起
保育幼稚園課	・ 保育園、認定こども園、幼稚園に対して注意喚起
熊本県環境部自然保護課	・ 県関係各課、関係施設に対して注意喚起 ・ 必要に応じて市へ助言等

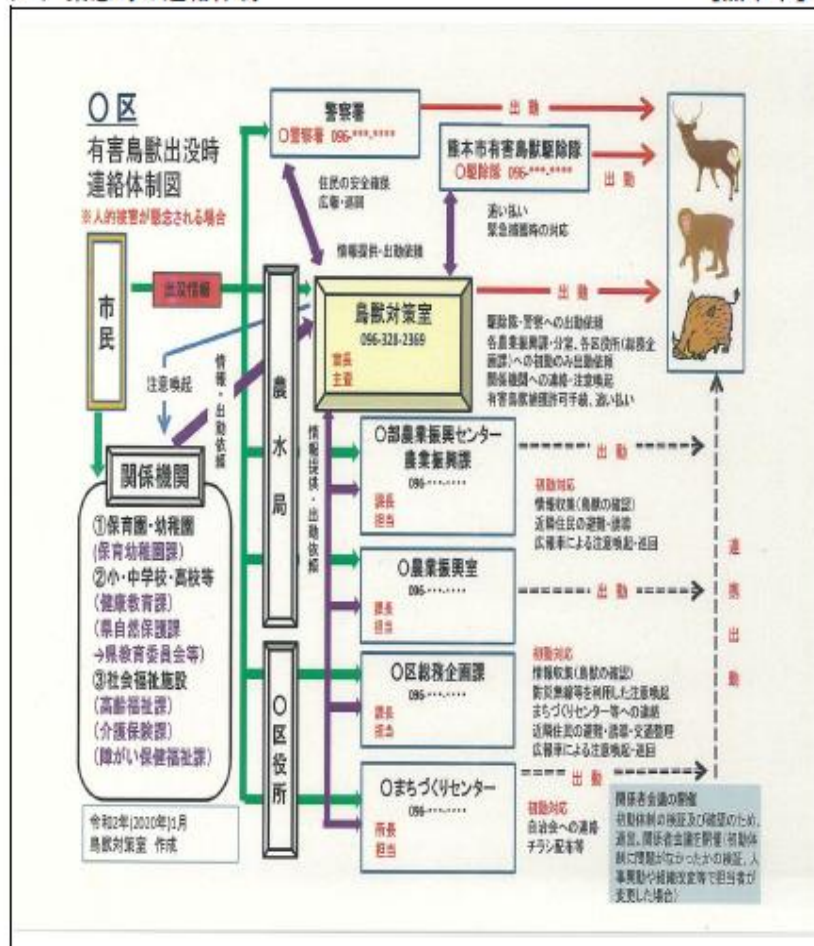
【山鹿市】

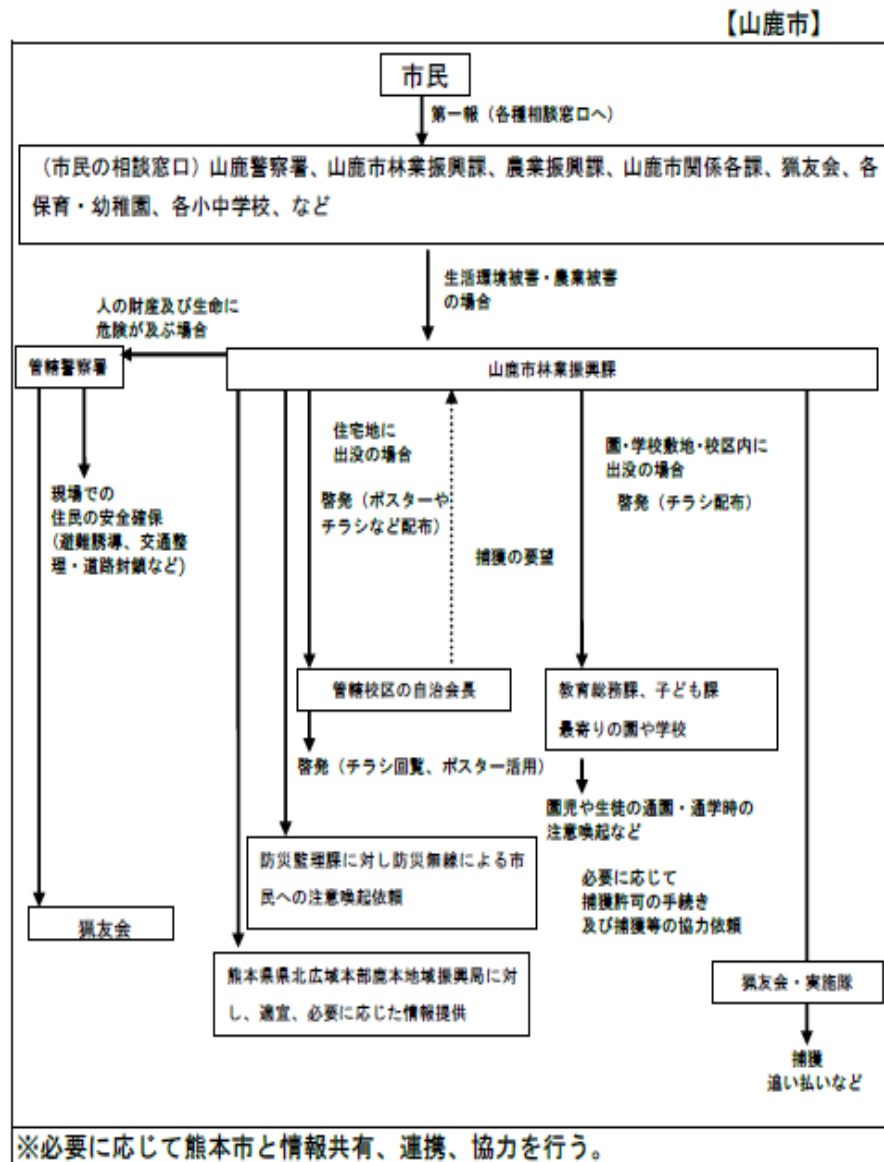
関係機関等の名称	役割
山鹿警察署	【緊急時】 ○山鹿市より出動依頼を受けた場合の現場対応 ○第一報を受けた場合は山鹿市林業振興課への連絡 ○住民の安全確保 ○警職法第 4 条第 1 項の活用による駆除命令
山鹿市林業振興課	【緊急時】 ○関係機関（管轄警察署、関係各課、各市民センターなど）への連絡調整・情報共有 ○やまがメイトでの注意喚起 ○猟友会への捕獲協力依頼（必要に応じて） ○現場対応及び、啓発チラシ等の配布（管轄校区の自治会、教育総務課、最寄りの園・学校へ） 【平常時】 ○山鹿市全域における啓発活動
山鹿市農業振興課	【平常時】 ○山鹿市全域における啓発活動
山鹿市関係各課 各市民センター	【緊急時】 ○第一報をうけた場合、山鹿市林業振興課への連絡 ○関係機関との情報共有・連携・協力 ○出没箇所近隣の小中学校、保育園、幼稚園への注意喚起 ○防災無線による市民への注意喚起（防災監理課並びに各市民センター） 【平常時】 ○鳥獣被害の防止活動
猟友会山鹿支部	【緊急時】 ○各関係機関よりの依頼を受け、捕獲、追い払いなどを実施 【平常時】 ○各関係機関よりの依頼を受け、捕獲、追い払いなどを実施
山鹿市鳥獣被害対策実施隊	【緊急時】 ○猟友会と協力し現場対応
近隣の小中学校、保育園、幼稚園	【緊急時】 ○第一報をうけた場合、山鹿市林業振興課への連絡 ○園児や生徒の通園・通学時の注意喚起など

熊本県北広域本部鹿本地域振興局	【緊急時・平常時】 ○適宜、必要に応じた情報提供を行う。
-----------------	---------------------------------

（２）緊急時の連絡体制

【熊本市】





7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

【熊本市】

捕獲した鳥獣の処理については、法令に基づき適切な処理を行う。

【山鹿市】

・捕獲現場において、適切に埋設処理をする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

【全体】

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の取組

【全体】

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

【全体】

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

【全体】

協議会の名称	熊本市・山鹿市鳥獣被害防止対策広域連絡協議会
構成機関の名称	役割
熊本市農畜水産物有害鳥獣対策協議会	有害鳥獣捕獲・被害防止・情報交換
山鹿市被害防止対策協議会	有害鳥獣捕獲・被害防止・情報交換

【熊本市】

協議会の名称	熊本市農畜水産物有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
被害地域農区長 上熊本・池上・松尾・小島・ 竜田・西里・川上・河内・芳 野・富合（杉合）・城南（豊 田）・植木（田原）	地元の被害情報等を取りまとめ、協議会へ提供する。また、被害発生時における連絡調整を行う。 地元農業者への情報提供及び各種対策の推進を行う。
熊本市有害鳥獣駆除隊 ①熊本市地区 （富合・城南・植木地区を除	協議会構成団体や被害農家等関係者の協力のもと、有害鳥獣の捕獲を行うとともに、捕獲体制の整備を行う。

く) ②富合・城南地区 ③植木地区	
緑川森林組合宇城事業所	森林資源被害の縮小を図る
熊本市農業協同組合 熊本宇城農業協同組合 鹿本農業協同組合 熊本市漁業振興協議会	被害に関する情報の取りまとめを行う。 地元農漁業者への情報提供及び各種対策の推進を行う。
熊本県農業共済組合 熊本市支所	被害に関する情報の取りまとめを行う。
熊本市西南部農業振興センター 農業振興課 河内農業振興室 南農業振興室 熊本市北東部農業振興センター 農業振興課 東農業振興室 熊本市水産振興センター	有害鳥獣に関する情報の提供及び被害に関する情報の共有・協力を行う。 区内で実施する各種事業の推進、取りまとめ、実施確認等の協力を行う。
熊本市農業支援課 鳥獣対策室	事務局を担当し、協議会運営に関する情報収集、提供を行う。 鳥獣による被害発生予察及び、有害鳥獣捕獲計画の作成。 被害防止計画の作成。 有害鳥獣に関する情報の収集及び提供、被害対策に関する各種事業の推進、取りまとめを行う。 有害鳥獣捕獲許認可事務を行う。

・山鹿市被害防止対策協議会

【山鹿市】

構成機関の名称	役割
(株)九州自然環境研究所	アドバイザー
鹿本森林組合	森林資源被害の縮小を図る
菊池川漁業協同組合	水産物被害の縮小を図る
鹿本農業協同組合	農作物被害の縮小を図る
鹿本農業協同組合営農部 会・園芸部会・普通作部 会・みかん部会・筍部会	被害状況についての情報提供を行う
熊本県猟友会山鹿支部	捕獲実施隊
農業共済組合鹿本支所	被害状況について情報提供を行う

山鹿市区長協議会連合会	被害状況について情報提供を行う 協議会と地域住民のつなぎ役
山鹿市農業委員会	耕作放棄地・被害状況等の情報提供を行う
鹿本地域振興局	オブザーバー
山鹿市 農林部農業振興課 農林部林業振興課	事務局 総括 捕獲・被害状況等の情報提供を行う

(2) 関係機関に関する事項

【熊本市】

関係機関の名称	役割
熊本県県央広域本部農林部 農業普及・振興課	必要に応じアドバイザーとして協議会に参加し、有害鳥獣関連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。
熊本森林管理署	必要に応じアドバイザーとして協議会に参加し、有害鳥獣関連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。

【山鹿市】

関係機関の名称	役割
山鹿市警察署	○山鹿市より出動依頼を受けた場合の現場対応 ○第一報を受けた場合は山鹿市林業振興課への連絡 ○住民の安全確保
山鹿市関係各課	○第一報をうけた場合、山鹿市林業振興課への連絡 ○関係機関との情報共有・連携・協力 ○出没箇所近隣の小中学校、保育園、幼稚園への注意喚起

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

【熊本市】

平成24年3月1日に設置。 体制・・・市職員のみで構成（13名 R4.4.1時点） 主な活動内容・・・捕獲作業、被害調査、広報・啓発、技術指導、侵入防止柵の設置など。

【山鹿市】

平成 24 年 8 月 21 日に設置。
体制・・・市職員のみで構成(12名 R4.4.1時点)
主な活動内容・・・被害調査、広報・啓発、捕獲活動

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項 【熊本市】

対象鳥獣以外の目撃情報等や被害等が確認された場合は、この計画に準じて各種対策を行い、必要に応じて計画を変更して対応する。

【山鹿市】

対象鳥獣以外にもサルなどの目撃情報等が寄せられているので、この計画に準じて防除対策を行い、必要に応じて計画を変更して対応する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項 【熊本市】

アライグマについては、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律第18条第1項により確認を受けた防除の確認に資する取組を実施している。

本計画に記載しているものの他、その他必要な事項については「熊本市農畜水産物有害鳥獣対策協議会」が中心となり、必要な対策を講じていく。また、地域住民への啓発に努め、地域ぐるみの総合的な被害防止体系を確立し、農作物の安定生産を目指す。

【山鹿市】

イノシシのみならず、ニホンジカについても目撃情報が増えてきているため、捕獲による頭数調整を行い、また、必要に応じて被害防止対策協議会や鹿本地域振興局と防除等の対策を検討していく。

外来種（アライグマ）については、県内でも捕獲される生息域を拡大させており、本市への侵入は危機的な状況となっているため、被害防止対策協議会や鹿本地域振興局と連携し、対策や対応等を検討していく。